

(第十四部)  
第一百九十八回 參議院決算委員會會議錄第九回

國第百九十八回  
會

令和元年六月三日(月曜日)

午前十時二分開會

五月二十二日

卷八

補欠選任

中西祐介君  
又市征治君

補欠選任

石井 浩郎君  
矢田わか子君

杉

補欠選任

熊野川

補次翼壬

三木

元榮太

柳田

1

石井みどり君

國務大臣

財務大臣 大臣 大臣 大臣

石井 浩郎君 小川 克己君 島村 大君  
 そのだ修光君 中西 祐介君 二之湯 智君  
 馬場 成志君 藤井 基之君 福岡 資麿君  
 古川 健三君 藤末 健三君 福岡 基之君  
 松下 俊治君 松下 新平君 古川 健三君  
 三木 周司君 三木 新平君 松下 俊治君  
 宮本 亭君 宮本 亭君 三木 周司君  
 宮沢 周司君 宮沢 周司君 宮本 亭君  
 小川 勝也君 小川 勝也君 宮沢 周司君  
 風間 直樹君 風間 直樹君 小川 勝也君  
 元榮太 一郎君 古賀 之士君 風間 直樹君  
 宮澤 由佳君 熊野 正士君 元榮太 一郎君  
 柳田 稔君 熊野 正士君 宮澤 由佳君  
 柳田 稔君 熊野 正士君 柳田 稔君  
 石井 苗子君 行田 公造君 柳田 稔君  
 秋野 正士君 行田 公造君 石井 苗子君  
 熊野 正士君 高木かおり君 秋野 正士君  
 吉良よし子君 高木かおり君 熊野 正士君  
 麻生 太郎君 真敏君 田中 仁志君 吉良よし子君  
 柴山 太郎君 貴司君 邦子君 麻生 太郎君  
 河野 昌彦君 匡君 田中 仁志君 柴山 太郎君  
 山下 太郎君 田中 仁志君 河野 昌彦君  
 石田 太郎君 田中 仁志君 山下 太郎君  
 根本 匡君 田中 仁志君 石田 太郎君

内閣官房まち ひと・じごと創 立内閣官房内閣人 事政策統括局次長	内閣官房内閣人 事政策統括官	内閣府大臣官房 审議官	内閣府大臣官房 内閣府男女共同 参画局長	内閣府子ども・ 子育て本部統括 官	内閣府子ども・ 子育て本部統括 官	内閣府大臣官房 内閣府男女共同 参画局長	内閣府大臣官房 内閣府大臣官房 审議官	内閣官房まち ひと・じごと創 立内閣官房内閣人 事政策統括局次長
植田	浩君	福田	正信君	増島	稔君	池永	肇恵君	川合 靖洋君
露木 康浩君	北村 博文君	小野田 壮君	佐々木 浩君	大村 慎一君	大泉 淳一君	内藤 尚志君	西山 康彦君	谷脇 雅人君
警察庁刑事局長	警察庁交通局長	警察庁交通局長	警察庁交通局長	警察庁刑事局長	警察庁刑事局長	警察庁刑事局長	警察庁刑事局長	警察庁刑事局長
警務大臣官房地 域力創造審議官	警務大臣官房地 域力創造審議官	警務大臣官房地 域力創造審議官	警務大臣官房地 域力創造審議官	警務大臣官房地 域力創造審議官	警務大臣官房地 域力創造審議官	警務大臣官房地 域力創造審議官	警務大臣官房地 域力創造審議官	警務大臣官房地 域力創造審議官
総務省自治行政 局選挙部長	総務省自治行政 局選挙部長	総務省自治行政 局選挙部長	総務省自治行政 局選挙部長	総務省自治行政 局選挙部長	総務省自治行政 局選挙部長	総務省自治行政 局選挙部長	総務省自治行政 局選挙部長	総務省自治行政 局選挙部長
総務省自治税務 局長	総務省自治税務 局長	総務省自治税務 局長	総務省自治税務 局長	総務省自治税務 局長	総務省自治税務 局長	総務省自治税務 局長	総務省自治税務 局長	総務省自治税務 局長
総務省総合通信 基盤局長	総務省統計局長	総務省統計局長	総務省統計局長	総務省統計局長	総務省統計局長	総務省統計局長	総務省統計局長	総務省統計局長
法務大臣官房政 策立案室(括)審議 官	法務省矯正局長	法務省矯正局長	法務省矯正局長	法務省矯正局長	法務省矯正局長	法務省矯正局長	法務省矯正局長	法務省矯正局長
外務大臣官房參 事官	外務大臣官房參 事官	外務大臣官房參 事官	外務大臣官房參 事官	外務大臣官房參 事官	外務大臣官房參 事官	外務大臣官房參 事官	外務大臣官房參 事官	外務大臣官房參 事官
佐々木聖子君	章二君	卓爾君	雅子君	千野 雅人君	内藤 尚志君	大泉 淳一君	西山 康彦君	谷脇 雅人君
桑原 進君	政美君	田村	船越	佐々木聖子君	佐々木聖子君	佐々木聖子君	佐々木聖子君	佐々木聖子君

財務省主計局次長		防衛省地方協力局長	
文部科学大臣官房総括審議官	瀧本 寛君	深山 延暁君	中村 吉利君
文部科学大臣官房審議官	伯井 矢野 和彦君	原田 祐平君	三田 啓君
文化庁次長	村田 善則君	森 裕君	
厚生労働省医政局長	吉田 学君	林 新一郎君	
厚生労働省健康局長	宇都宮 啓君	黒田 東彦君	
厚生労働省医療・生活衛生局長	宮本 真司君	日本銀行企画局長 加藤 穂君	
厚生労働省雇用環境局長	小林 洋司君	日本銀行業務局長 林 新一郎君	
厚生労働省子ども家庭局長	濱谷 造樹君	黒田 東彦君	
厚生労働省社会・援護局長	谷内 繁君	日本銀行企画局長 加藤 穂君	
厚生労働省社会保障局長	橋本 泰宏君	日本銀行業務局長 林 新一郎君	
厚生労働省保健福祉部長	大島 一博君	日本銀行企画局長 加藤 穂君	
厚生労働省老健局長	木下 賢志君	日本銀行業務局長 林 新一郎君	
厚生労働省人材開発統括官	樽見 英樹君	日本銀行企画局長 加藤 穂君	
厚生労働省政策統括官	吉本 明子君	日本銀行業務局長 林 新一郎君	
経済産業大臣官房長官	藤澤 勝博君	日本銀行企画局長 加藤 穂君	
国土交通省道路局長	糟谷 敏秀君	日本銀行業務局長 林 新一郎君	
国土交通省自動車局長	池田 豊人君	日本銀行業務局長 加藤 穗君	
環境省水・大気環境局長	田中 聰志君	日本銀行業務局長 加藤 穂君	
防衛省防衛政策局長	奥田 哲也君	日本銀行業務局長 加藤 穂君	
防衛省整備計画局長	鈴木 駿道君	日本銀行業務局長 加藤 穂君	
文部科学省高等教육局長	吉田 明宏君	日本銀行業務局長 加藤 穗君	
文部科学大臣官房審議官	一郎君、川田龍平君、井原巧君、宮崎勝君、元榮太郎君、田中誠司君及び宮本周司君が委員を辞任され、その補欠として福岡資麿君、中西祐介君、又市征治君	日本銀行業務局長 加藤 穂君	
参考人		説明員	
○委員長(石井みどり君) ただいまから決算委員会を開会いたします。		○平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百九十六回国会内閣提出、第百九十八回国会衆議院送付)	
○平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第百九十六回国会内閣提出、第百九十八回国会衆議院送付)		○平成二十九年度一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十九年度政府関係機関決算書(第百九十七回国会内閣提出)	
○平成二十九年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書(第百九十七回国会内閣提出)		○委員長(石井みどり君) ただいまから決算委員会を開会いたします。	

君、石井浩郎君、矢田わか子君、熊野正士君及び小川克巳君が選任されました。

は准総括質疑でござります。

は准総括質疑でござります。

○西田町同様、おはようございます。自民党の西田町同様です。

四月四日の最初の質疑に統いて、もう一度政府のこの財政の状況、また消費税の是非につきましても質問させていただきたいと思います。

計予備費使用総調書及び各省各店所管使用調書（その1）、平成二十九年度一般会計予備費使用調書（その2）を一括して議題といたします。  
まず、財務大臣から説明を聴取いたします。麻生太郎君。

○国務大臣(麻生太郎君)　ただいま議題となりました平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管の使用調書(その1)及び平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅

所管使用請書（その2）の事後承認を求める件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

次に、平成三十年三月二十三日から同年三月二十六日までの間において使用を決定いたしました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費等の七件であります。

金額は二百三十二億円余であり、その内訳は、大雪に伴う道路事業に必要な経費等の二件であります。

以上が、予備費使用総調書等についての概要であります。

○委員長(石井みどり君) わりました。 以上で説明の聴取は終ります。

卷之三

度決算外二件及びただいま説明を聴取いたしました予備費二件を一括して議題とし、質疑を行います。

THE JOURNAL OF CLIMATE

押し上げることとなつておりますけれども、それ  
を除いた内需だけを見ましてもプラス成長となつ  
ております。

がつて求人倍率もいいと、これはそのとおりなんですが、それでも、実際には実質賃金が減少しているわけで、賃金が下がつて消費は増えないと思うんですが、いかがですか。

○政府参考人(増島稔君) お答え申し上げます。

消費を取り巻く環境を見ますと、委員からもお指摘ございましたように、生産年齢人口が減少する

気の基調的な動きを見て判断をしておるところでござります。その意味では、内需の大半を占めます個人消費や設備投資は振れを伴いながらも増加基調が統いでおります。公共投資や住宅投資も増加をしております。

○西田昌司君 段人答弁ですかうそう「う話こな  
うしたことから 紹介した回復としん貴多の  
基調は変わっていないと、こうじうふうに判断を  
しております。

るんですが、結局、この資料の③と書いてあるのを見ていただきたいんですが、内需が減ってきている一番大きな原因というのを、要するに個人消費がなかなか伸びない。個人消費が伸びない原因というのは、失業率とかはもちろん改善されておりまして、それから名目の給与もだんだん上がってきているんですけども、実際の実質給与、これは残念ながら安倍内閣が誕生してからも右肩下がりで下がり続けているという現実があります。

このグラフ見て、いただいたら分かりますように、この青の実質賃金、これはずっと下がり続けているわけですね。下がり方がやや止まつたとはいいえ、下の労働分配率、これが大幅に下がっています。つまりは、企業側が非常に利益を上げているわけですね。企業側が利益を上げているのにそれが賃金に生かせていない、これが最大の日本の今問題であるわけなんです。安倍総理も何度も、官製春闇だと言われるぐらい財界の方には給与アップをお願いされているわけですけれども、実質的な賃金がこれが増えていないわけですね。

ですから、ファンダメンタルズの話されているんだけれども、要するに雇用環境、失業率は下

ますよね。こういうように、今、トランプ政権で関税を次々上げていくという形が出ています。時々、米中貿易摩擦は日本にとつても大変大きな影響があると思うんですが、当然、これは日本にとっても

○政府参考人（増島稔君）　お答え申し上げます。  
は悪い影響を与えると思うんですが、どういう認識ですか。

米中間の通商問題につきましては、現在、米由

間の追加関税対抗措置について、再び税率の引上げなどの動きが見られているところでございまして。しかし、今までは、米国に対する反復的

す。これによりまして、対象となる貿易の両国間の貿易が縮小し、また、サプライチェーンを通じて両国に邵品などを供給してくる國へ地域の輸出が

同様に、商品などを供給している国、地域の輸出額を減少させることなどから、日本経済を含む世界経済に悪影響が生じることを懸念しております。必ずしもいたしましても、通商問題の動向や、

の貿易などへの影響について一層注視してまいります。  
所存でございます。

○西田昌司君 そういうふうに先行きは非常に憂  
気に懸念材料が多いと思うんですが、そこで茂木  
大臣にお伺いしますが、今ののような状況で考えて

まいりますと、この先、日本は景気が、世界経済も含め、良くなるとは思えないわけです。

先行きについて大臣はどういう御認識をお持ちですか。

○國務大臣(茂木敏充君) 西田理論、まあMM

T、モダン・マネタリ―・セオリ―ならぬM.N.T、モダン西田セオリー、何度かお聞きをいたし

ているところですが、恐らくその前提になる現状認識につけてお聞きハただハてハるんだと

思ふんですが、我が國經濟、御指摘のように、由

国経済の減速などから今輸出の伸び、これが鈍化しておおりまして、また、製造業を中心とした生産

活動に弱さが見られるのは事実であります、雇用・所得環境の改善であつたりとか高水準にあり

月 所得環境の改善、労働条件の改善による  
ます企業収益など、日本経済を支える、その大半

を占めているアンダメンタルズ、これはしごかれしていると、このように考へてゐるところであ

ります。

のためにはどうしても日本経済の基礎体力、潜在成長率を引き上げていくことが必要になつてくるわけでありまして、今世界で進んでおりますA.I.、I.O.T.、ビッグデータ、こういった第四次産業革命の技術革新を経済の現場、そしてまた我々の日々の生活に積極的に取り入れる、こういったことによつて、自動走行もそうですし、ロジスティックもそうですし、さらには医療、様々な分野で世界最先端の取組、こういったものをしっかりと進めていきたいと思つております。

○西田昌司君 そういう取組はもちろん有り難いんですが、私はもう少し深刻に日本経済を考えなきやならないところがあると思ってます。

といいますのは、世帯所得で六十歳以下のところは増えていると。ところが、どんどん年寄りが増えてくるわけですね。しかも、人生百年と言われてきたら、もうなかなかその所得そのものが、今度使うところがなかなか、安心して使えないわけですよ。だから消費も落ちてくるという、潜在的にそういう日本は構造になつておりますから、この先そんなに楽観した形では私はないと思つています。

そこで、そもそも財政出動をしてもう少し景気を刺激していただければいいんですけれども、これから財務省に伺いますが、とにかく財務省は経済・財政再生至上主義でありますと、とにかく何とか言つて、いや、これ以上国債の残高増やすと破綻する。破綻すると、一体どうしたら破綻するのかということで、今日はこの資料を皆さん、見ていただきたいんですよ、一番と二番。

この資料は非常に大事なことを示していまして、この一番の資料というのは、これ、戦後一九四五年から現在までの国、地方の長期債務残高、それから長期金利、インフレ率、経済成長率の推移なんですが、見ていただければ分かりますように、この赤い地方、国の長期債務残高、いわゆる国債、公債の残高ですが、これはずっと増えてきていますが、実は昭和四十年辺りから初めて

これで出てきたんですね。三十年代は国債は確かになかつたわけです。  
そのときは高度経済成長と言われていた時代であります。このときの成長率は非常に高かつたんですが、これをちょっと、もう一つの二番の方を見て、いたゞくともう少し分かりやすいんです。が、名目経済成長率、これが非常に高かつた、二桁の成長をしていたと。その代わり、長期金利も一〇%近い金利があったわけですよ。ところが、今どうなつてゐるかというと、これは完全にもうゼロ%の方に近づいていつています。一方で、国と地方の、その国債の、長期債務残高はずつと一方的に増えています。

財務省が説明するのは、これをどんどんどんどん出していくと、いずれこれは経済破綻する。経済破綻とは何かといふと、要するに通貨の信認がなくなつてインフレになつちゃうんだと。特に、インフレになる原因というのは、名目成長率よりも金利の方がどんどん上がつてしまふと、そうすると大変なことになつちゃうんだという話なんですが、現実起こっているのは、この一番が一番分かりやすいですけれども、決して発散しないんですね。成長率も金利も大体同じ線でずっと推移しているという現実があります。そして、さらに、その金利も、高度経済成長のときには高かつたけれども、今はどんどん低くなつていつておりますね。一方で、国債残高は増えていますけれども、全く金利が上がるという兆候すら見えないわけですよ。

そして、インフレになると言うんだけど、インフレになつたのは、確かにこれ見たら分かります。ようやく、一番の図にありますように、戦後、一挙にこういうふうにインフレになつてますが、これは財政で破綻したんじゃなくてそもそも財政じゃなくて、戦争に負けた、戦争に負けたときに、まず空襲で工場など大都市部は皆、焼け野原ですから、もう極端な供給力不足というのが原因だつたと思うんですよ。ですから、財政の話でインフレになるということは先進国では考えられ

ないわけですね。  
だから、そういうことを含めて財務省にお伺いしますが、このグラフを見ても、財務省が今まで言つてきただよな、これ以上国債残高を出せばいつか破綻するんだ、今はいいけどいつか破綻するとかいう話があるけれども、それは全く、あなた方が言つてきた説明は事実でないということを証明しているんじゃないんですか、どうですか。

○政府参考人(阪田涉君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、昭和四十年代以降、債務残高が増加してまいりましたが、ハイパーインフレや長期金利の急騰は生じておりません。これは、日本については、これまで債務残高が累増する中でも、預金などの潤沢な国内の家計金融資産の存在などを背景に、低い金利水準で安定的に国債が国内で消化され、財政に対する信認が確保されてきたということであると考えております。

ハイパーインフレは、諸外国を含め過去の例に照らせば、戦争を背景とした極端な物不足や財政運営及び通貨に対する信認が完全に失われた場合などにおいて発生するものと考えております。

現在の日本においては、先ほど申し上げた状況を踏まえれば、ハイパーインフレが直ちに発生することは考えにくいと思われますが、少子高齢化など経済や社会の構造が変化する中で、こうした状況がいつまで続くとは限らず、例えば家計の貯蓄率はこれまでおおむねプラスでございましたが、趨勢的には低下してきておりまして、今後、高齢化の進展などにより更に低下が続く可能性があると考えております。

○西田昌司君 また今もおかしな説明をしましたね。要するに、潤沢な民間貯蓄があつたから国債が安定的に消化できたからハイパーインフレにならないんだと、こういう説明しているわけですよ。財務省いつもこう言っているんですが、これは事実と違ふんじやないですか。

先般も私は日銀に説明を求めましたけれども、もう一度聞きますが、新規国債発行で得た資金を予算化して国内で執行すれば、その分当然国内の

民間貯蓄が増えるわけですよ。民間貯蓄で国債をそもそも消化しているんじやなくて、国債の消化は、日銀の当座預金が、それぞれの金融機関、そこから日銀の当座預金が国債に振り替わるだけの話で、民間貯蓄から国債を消化する資金になつてゐるわけじゃないわけなんですね。

そもそも、今のその事實をちょっと日銀側、説明してください。民間貯蓄から国債は、個人向け国債は知りませんよ、新規普通の国債発行といふのは日銀当座預金のいわゆる民間銀行からの振替にすぎないわけですから、民間貯蓄とは関係ないという話をちゃんと説明してください。

○参考人(加藤毅君)　お答え申し上げます。

今委員がおっしゃいましたとおり、銀行が国債を保有するケースということについて申し上げますと、政府が国債を発行し、かつその資金を国内で支出するという場合には民間貯蓄は増加するという形にはなりますので、そういう意味では民間の預金が増える形でそこはファイナンスされる形になるというふうに認識しております。

○西田昌司君　じゃ、今財務省の阪田次長が説明した話とは事実が違うということです。

財務省が説明しているのは、民間貯蓄が潤沢にあるから国債が消化できるんだと言つているんだけど、それは本末転倒な話じやないか、あなたの言つてゐる説明は、今、日銀が言つてゐるのがこの金融界の常識、現実なんですよ。財務省が言つてきているのは、それ逆さま言つてゐるわけですよ。まさにあなた方が言つてゐるのは天動説を言つてゐるわけ、天動説なんですよ。お金があるから借金ができると思つていて。違うんですよ、借金するからお金が出てくるんです。これが地動説なんですね。MMTの議論というのはまさにこの真実を言つてゐるにすぎないわけなんですよ。

ですから、だから、もう一度、そうそう、地動説じゃなくて天動説が正しいわけね、財務省が言つていたのは、失礼、お金があるから借金ができるということなんですか?も、地動説が正しいわけなんですね。だから、それでもう一度、財



始めまして、その後も必要に応じて金融緩和の幅を拡大してまいりました。そうした中で、全体として日本経済が改善して、マクロ的な需給ギャップも、この数年プラスの状態が定着するまでに改善してきていることは事実であります。

ただ、これも委員御指摘のとおり、銀行の融資といふものは、金利が下がつて低い金利で貸し出せるようになつたとしても、もちろんそのような低い金利でも、民間の資金需要がなかなか出でこなければ確かに銀行の融資が伸びないということになり得るわけですから、御案内とのおそれなりに、この量的・質的金融緩和を実行して以来、民間の融資といふのは一%程度伸びてます、それから地域金融機関は三%ぐらい伸びております、そういう意味では、低金利を実現することによつて言つば資金需要と需り已二十九日、こうか

。さて言わば、資金需要を押さえこんでレンタルする効果はあったと。それによつて企業活動も盛んになり、経済全体も改善したと。

ただ、残念ながら、労働需給の引き締まりとか

企業収益の大図な増加にもかかわらず、賃金、物価が弱めの状況が続いていることは事実であります。今後ともしっかりとこの金融緩和によって経済の回復と、そして賃金、物価の緩やかな上昇というものを支えてまいりたいと考えております。

○西田昌司君　日銀は金融政策としてできる限りのことを全てやっておられると思いますよ。私はそれを認めているんですよ。しかし、残念ながら、金融政策だけで解決できる問題じゃないという、こういう側面があるということなんですよ。

一つは、先ほど言いましたように、労働分配率が非常に低くなってしまっていると。給料がなかなか思つた以上に伸びていない、これ一番大きいわけですよね。これは日銀の政策ではできないわけですよ、これは。これはほかの政策を駆使していかなきやならないわけです。

それから、需要をつくつていくのは、これは日銀は、借り手がなければ貸出しきれないんですけど、銀行はね、需要をつくるのは誰かといえば財

務省なんですよ。財務省が、公共事業だけじゃなくて福祉の話もそうですよ、しっかりとそれを全世界に今度やつていこうという安倍内閣の方針で出されていますが、これはいいことだと思いますが、もっと老後も、それから子育ての環境も、子供幾ら産んでも大丈夫だということをすれば、もっと積極的に産みたいなと思っている人はたくさんいるし、育てたいなと思っている人はたくさんいるわけですよ。しかし、これは金融政策でできなんですよ。これは財政政策なんですよ。だから、財政政策をなぜストップさせてきたかといふと、プライマリーバランスに縛られてきたからなんですね。だから、ここが私は最大の問題だと言っているわけです。

そして、プライマリーバランス、プライマリー

だつたんですよ。ところが、今は違つ状況になつてゐるわけですね、これ。均衡財政では間に合わないわけですよ。だから、積極財政をすべきじやないかと。

これは元々、麻生大臣が下野されているときには、私たちと一緒にお話をしたときには盛んにおつしゃつたことなんですよ。麻生大臣、今こそもう一度、麻生大臣が平成の是清になると昔おつしゃつたんですから、そういう積極財政路線をやるべきときには来ているんぢやないです。いかがですか。

○國務大臣(麻生太郎君) 質問予定がありませんので、思い付くままに申し上げますので、少々答弁で数字が違うかもしれません。

だつたんですよ。ところが、今は違つ状況になつてゐるわけですね、これ。均衡財政では間に合わないわけですよ。だから、積極財政をすべきじゃないかと。

これは元々、麻生大臣が下野されているときには、私たちと一緒にお話をしたときに盛んにおつしゃつたことなんですよ。麻生大臣、今こそもう一度、麻生大臣が平成のは清になると昔おつしゃつたんですから、そういう積極財政路線をやるべきときには来ているんじゃないですか。いかがですか。

○國務大臣(麻生太郎君) 質問予定がありませんので、思い付くままに申し上げますので、少々答弁で数字が違うかもしれません。いいかげんな答弁で数字が違うかもしれません。

少なくとも、今回のデフレ不況といふものは、間違ひなく、昭和二十年、敗戦の方、デフレによる不況をやつた国は少なくとも先進国ではありません。日本だけです。したがつて、今回の不況に陥つたときに、多くの人が通常のこれまでのインフレ不況と同様の不況だと思ってそれなりの対応をしました。それが、今回のデフレによる不況対策ですが、デフレやつたことがないから、当然、不況対策をやつた人もいないんですが、結果としてこのデフレ不況が必要以上に長引いてしまつたという背景は否めない事実だと思います。

したがつて、政権が、奪還をした後、我々はこのデフレーションによる不況からの脱却、正確に

は資産のデフレーションによる不況からの脱却、  
そういうものから何とかせねばならぬというう  
ニットの図つづりが、アーティスト、アーティス

とかで今回のを一応やらせていたみたいなんですが、少なくとも日本銀行との間で、日銀の金融政策

が少なくとも日本銀行との間に、日銀の金融政策との間に、共同声明できちんとした対応をさせねば

ていただき、金融は緩和、結果としてデフレーションという状況から間違なく脱却するところまでは来た。

この不況を、更にということをやつて少なくともそこそこの景気状態に持っていくためには、これは金融だけでできるわけではないので、財政も

○政府参考人(藤澤勝博君) お答え申し上げます。

実質賃金が低下傾向にございますことについては、その背景としまして、デフレからの脱却に取り組む中で物価が上昇していること、また、景気が回復をし、雇用が増加する過程において、正規雇用労働者などと比較をして、相対的に賃金水準の低いパートで働く方の比率が上昇していることなどが考えられるところでございます。

一方で、今後の名目賃金の傾向がどのように推移するかは定かではありませんので、今後の実質賃金の動向について明確にお答えすることは困難だというふうに考えておりますけれども、なお消費税率の引上げによりまして物価が上昇すれば、単純計算で申し上げればその分実質賃金は押し下げるることになりますけれども、厚生労働省といたしましては、最低賃金の引上げであつたり、あるいは中小・小規模事業者の生産性向上や下請企業の取引改善などに取り組んで、より多くの人が経済成長の果実を享受できるよう賃金引上げの環境整備を進めていきたいと考えております。

○西田昌司君 もう時間がないのでこれで終わり

ますが、最後に、こういう状況の中で、やっぱり私は十月の消費税延期は、凍結すべきだと思想ですが、大臣のお考えを聞きたい。

それと、今日は余り言えなかつたんですけども、これ皆さんに是非、私が作った四番の資料、

MMT何か、これは非読んでいただきますと、これ頭がすつきり分かりますので、是非お願ひしたいと思います。

最後に大臣に、その十月の消費税、私は凍結すべきだと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 何でしたつけ、MMT

にNくつづけてニユーミットだか西田ミットだか

は別にして、そういつた御説は財金でも伺いましたし、この前もこの話は伺つておりますし、知らないわけではありませんし、そういう世論が、世論じゃないね、そういういわゆる理論、理論と言

うべきかどうか、ちょっとそれも分からぬ、一つの理屈ですな、というのがアメリカで話されまして、それが意外と受け売りしている人が世の中に結構いて、全くそれを否定されているというのがアメリカでもありますけれども。

いずれにいたしましても、そういうものを含め、そういう御意見があるというのは分かっておりますが、少なくとも私どもは、今置かれて

いる状況というのをきちんとやつていくために延ばしたら国債の格付が下がるぐらいのことは覚悟しておいてもらわぬいかぬ。

そういうなった場合は、それがどういった影響を与えるかという点も、影響を十分に検討しておく必

要があるかと思つておりますので、私どもいたしましては、この話は、少子高齢化というものに

対応していくためにみんなで全世代型でやつてい

くという、きちんとした社会保障体制を今後とも維持していくために、この消費増税は必要なものだと思つております。

○西田昌司君 終わります。

○そのだ修光君 自由民主党のそのだ修光です。

今日は、この決算委員会で質問の機会をいただ

いたことを本当に心から感謝を申し上げます。

今、この第一委員会室、私は衆議院の方で、十

何年ぶりなんですよ、正直言つて、質問するとい

うのが、衆議院のこれは予算委員会等でしたか

ら、参議院の場は初めてであります。どうかよろ

しくお願いいたします。

まず、先日、川崎で大変痛ましい無差別殺傷事

件が起きました。犠牲となられた亡くなられたお

二人、本当に御冥福をお祈り申し上げ、残された

家族の悲しみはいかばかりかとお察しを申し上げ

ます。そして、負傷された方が一日も早い御回復

をお祈りするばかりであります。

犯人は自殺をしてしまいました。なぜこのよう

な事件を起こしたのか、理由すら追及はできない

わけであります。時を一にして、先週、我々は、自殺対策調査研究推進法案、議員立法で成立をさせました。このような道連れ殺人の研究もこれ必要だらうと思います。また、犯人は引きこもりだつたという情報も出でております。社会から孤立をしていた様相も伺えるわけであります。

人を孤立させない、自殺に追い込まない対策が必要であると考えますが、厚生労働大臣のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(根本匠君) 今回の川崎市における事

件、これは大変痛ましい事件であり、怒りやら感

じます。今回の事件でお亡くなりになつたお二人の御冥福をお祈りするとともに、負傷された方の一日も早い回復を祈念いたします。

この事件の詳細については、現在捜査中であります。

この事件の背景を含めて事実関係が明らかでない中で今回の事件に関連するという形でのお答えは

差し控えたいと思いますが、その上で、自殺対策

については、一般論として申し上げると、自殺の

背景には様々な社会的な要因があつて、その要因

に応じた施策を推進しております。

具体的には、今委員からお話をありましたが、

自殺総合対策大綱、これは、平成二十八年度の自

殺対策基本法の改正や、あるいは我が国の自殺の

実態を踏まえて抜本的に見直して、今、自殺総合

対策大綱に基づいて自殺対策を推進しております

が、今委員から御紹介のあつた要因等々の分析も

されていますけれども、難治性の白血病等に対して一回

の投与で治療可能という画期的な製品でございます。

困難な病気と闘う患者さんにとって治療でき

る可能性が増えるということは非常に喜ばしいこ

とであり、このようない効果が高く革新的な製品を

国民に届けることは、保険医療の質の向上とい

う点で大変重要というふうに考えております。

御指摘のように、非常に高額な製品による医療

保険財政への影響を懸念する意見があるというの

は事実でございます。

キムリアにつきましては、現時点の対象患者数

は年間約三百二十人程度というふうに予測されて

おりまして、医療保険財政への影響は限定的とい

うふうに考えておりますけれども、今年の四月か

ら費用対効果評価というものを本格実施をしてお

ります。これの対象とするということを決めたところでございます。

ところが、当初の予測を超えて

市場規模が拡大した場合には、速やかに薬価を改

定する、引き下げるという、そういう仕組みも導

入されておりまして、こうした仕組みを組み合わ

せて実施していくことによって、適切な価

格設定というものを行つていただきたいというふうに

考えております。

○政府参考人(藤澤勝博君) お答え申し上げます。実質賃金が低下傾向にござりますことについては、その背景としまして、デフレからの脱却に取り組む中で物価が上昇していること、また、景気が回復をし、雇用が増加する過程において、正規雇用労働者などと比較をして、相対的に賃金水準の低いパートで働く方の比率が上昇していることなどが考えられるところでございます。
一方で、今後の名目賃金の傾向がどのように推移するかは定かではありませんので、今後の実質賃金の動向について明確にお答えすることは困難だというふうに考えておりますけれども、なお消費税率の引上げによりまして物価が上昇すれば、単純計算で申し上げればその分実質賃金は押し下げられることになりますけれども、厚生労働省といたしましては、最低賃金の引上げであつたり、あるいは中小・小規模事業者の生産性向上や下請企業の取引改善などに取り組んで、より多くの人が経済成長の果実を享受できるよう賃金引上げの環境整備を進めていきたいと考えております。
○西田昌司君 もう時間がないのでこれで終わり
ですが、最後に、こういう状況の中で、やっぱり私は十月の消費税延期は、凍結すべきだと思想ですが、大臣のお考えを聞きたい。
それと、今日は余り言えなかつたんですけども、これ皆さんに是非、私が作った四番の資料、
MMT何か、これは非読んでいただきますと、これ頭がすつきり分かりますので、是非お願ひしたい
と思います。
最後に大臣に、その十月の消費税、私は凍結すべきだと思いますが、いかがですか。
○国務大臣(麻生太郎君) 何でしたつけ、MMT
にNくつづけてニユーミットだか西田ミットだか
は別にして、そういつた御説は財金でも伺いましたし、この前もこの話は伺つておりますし、知らないわけではありませんし、そういう世論が、世論じゃないね、そういういわゆる理論、理論と言
うべきかどうか、ちょっとそれも分からぬ、一つの理屈ですな、というのがアメリカで話されまして、それが意外と受け売りしている人が世の中に結構いて、全くそれを否定されているというのが
アメリカでもありますけれども。
いずれにいたしましても、そういうものを含め、そういう御意見があるというのは分かっておりますが、少なくとも私どもは、今置かれて
いる状況というのをきちんとやつていくために延ばしたら国債の格付が下がるぐらいのことは覚悟しておいてもらわぬいかぬ。
そういうなった場合は、それがどういった影響を与えるかという点も、影響を十分に検討しておく必
要があるかと思つておりますので、私どもいたしましては、この話は、少子高齢化というものに
対応していくためにみんなで全世代型でやつてい
くという、きちんとした社会保障体制を今後とも維持していくために、この消費増税は必要なものだと思つております。
○西田昌司君 終わります。
○そのだ修光君 自由民主党のそのだ修光です。
今日は、この決算委員会で質問の機会をいただ
いたことを本当に心から感謝を申し上げます。
今、この第一委員会室、私は衆議院の方で、十
何年ぶりなんですよ、正直言つて、質問するとい
うのが、衆議院のこれは予算委員会等でしたか
ら、参議院の場は初めてであります。どうかよろ
しくお願いいたします。
まず、先日、川崎で大変痛ましい無差別殺傷事
件が起きました。犠牲となられた亡くなられたお
二人、本当に御冥福をお祈り申し上げ、残された
家族の悲しみはいかばかりかとお察しを申し上げ
ます。そして、負傷された方が一日も早い御回復
をお祈りするばかりであります。
犯人は自殺をしてしまいました。なぜこのよう
な事件を起こしたのか、理由すら追及はできない
わけであります。時を一にして、先週、我々は、自殺対策調査研究推進法案、議員立法で成立をさせました。このような道連れ殺人の研究もこれ必
要だらうと思います。また、犯人は引きこもり
だつたという情報も出でております。社会から孤立
をしていた様相も伺えるわけであります。
人を孤立させない、自殺に追い込まない対策が必要であると考えますが、厚生労働大臣のお考えを聞かせていただきたいと思います。
○国務大臣(根本匠君) 今回の川崎市における事
件、これは大変痛ましい事件であり、怒りやら感
じます。今回の事件でお亡くなりになつたお二人の御冥福をお祈りするとともに、負傷された方の一日も早い回復を祈念いたします。
この事件の詳細については、現在捜査中であります。
この事件の背景を含めて事実関係が明らかでない中で今回の事件に関連するという形でのお答えは
差し控えたいと思いますが、その上で、自殺対策
については、一般論として申し上げると、自殺の
背景には様々な社会的な要因があつて、その要因
に応じた施策を推進しております。
具体的には、今委員からお話をありましたが、
自殺総合対策大綱、これは、平成二十八年度の自
殺対策基本法の改正や、あるいは我が国の自殺の
実態を踏まえて抜本的に見直して、今、自殺総合
対策大綱に基づいて自殺対策を推進しております
が、今委員から御紹介のあつた要因等々の分析も
されていますけれども、難治性の白血病等に対して一回
の投与で治療可能という画期的な製品でございます。
困難な病気と闘う患者さんにとって治療でき
る可能性が増えるということは非常に喜ばしいこ
とであり、このようない効果が高く革新的な製品を
国民に届けることは、保険医療の質の向上とい
う点で大変重要というふうに考えております。
御指摘のように、非常に高額な製品による医療
保険財政への影響を懸念する意見があるというの
は事実でございます。
キムリアにつきましては、現時点の対象患者数
は年間約三百二十人程度というふうに予測されて
おりまして、医療保険財政への影響は限定的とい
うふうに考えておりますけれども、今年の四月か
ら費用対効果評価というものを本格実施をしてお
ります。これの対象とするということを決めたところがございます。
ところが、当初の予測を超えて
市場規模が拡大した場合には、速やかに薬価を改
定する、引き下げるという、そういう仕組みも導
入されておりまして、こうした仕組みを組み合わ
せて実施していくことによつて、適切な価
格設定というものを行つていただきたいというふうに
考えております。

効果が得られなかつた患者への効果が期待をされおりません。ただし、一回当たりの薬の価格としては最高額の三千三百四十九万円。大変な高額であります。
ついで、それが意外と受け売りしている人が世の中に結構いて、全くそれを否定されているというのが
アメリカでもありますけれども。
いずれにいたしましても、そういうものを含め、そういう御意見があるのは分かるけれども。
アメリカでもありますけれども。
いすれにいたしましても、そういうものを伺つても、そういうものを伺つても、そういうものを伺つても、
アメリカでもありますけれども。
いすれにいたしましても、そういうものを伺つても、そういうものを伺つても、そういうものを伺つても、
アメリカでもありますけれども。
いすれにいたしましても、そういうものを伺つても、
アメリカでもありますけれども。
いすれ

一方で、こうした新しい技術を保険で広く使えるようにしていくためにも、効率化できるところは最大限効率化する、無駄は省いていくと、いうことが重要であるというふうに考えてています。御指摘の多剤処方や残薬の解消につきまして、診療報酬上、薬剤師と処方医が連携して取り組むことを評価するといったような方法で改善を進めてきているところでございます。

今後とも、医療の質の向上と、こうした無駄の排除、効率化といった両面にわたって取組を進めまいりたいというふうに考えております。

○そのだ修光君 ありがとうございます。

確かに、本当に無駄を省いて、助かる命は必ず助けられるようにやつていかなければならぬと思つております。今度のこの保険適用も本当に喜ばれておられる皆さんおられると。本当、今話をされたとおりにしっかりとやつていただきたいと思つております。

次に、介護保険制度についてお伺いをいたしま

す。

平成十二年度に介護保険制度が開始をされてから約二十年が経過をしております。

かつて衆議院議員として自民党の社会部会で制度の創設に関わった経験を振り返りますと、当時の議論では、介護保険は地方の雇用・経済対策にという考え方もありました。しかし、現在、介護現場では、全国あまねく大変な人材不足に悩まされております。介護報酬改定のたびにマイナス改定の圧力が掛けられ、介護現場は戦々恐々となるざるを得ない状況であります。改定をめぐる議論の中でマイナス改定ということが流れれば、更に人材が離れてしまします。

保険財政を緊縮すれば介護現場から人がいなくなる、人がいなくなれば必要なサービスは提供されません。保険料を払つてサービスを受けられず、これでは持続可能な保険制度であるとは言えないと、思うのであります。介護保険を将来にわかつて持続可能なものとするために、長期的な視点を持つた改革を行つていかなければならぬん

ではないかと思つております。今日は、持続可能な介護保険制度に向けて前向きな検討ができればと思つております。

平成十二年度から介護保険制度の規模も大きく拡大をいたしました。事業の総費用額は、平成十二年度が三・六兆円から平成三十一年度には約十一兆円と、実に三倍以上の規模となりました。そして、今後、団塊の世代が七十五歳を超えるようになれば介護保険のニーズは更に高まる予想をしております。

政府は、社会保障の将来推計において、年金、医療・介護の各社会保険の保険料の見通しを公表をしております。このうち、六十五歳以上の方々の介護保険料については、二〇二五年には月額七千円台の前半、二〇四〇年度には九千円台の前半にまで上昇を見込まれております。

そこで、まず政府に確認させていただきたい。高齢化率・平均寿命・人口など、高齢者に関する主要な指標に関して、介護保険制度創設時の数字と当時の段階での将来見通しの説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人(大島一博君) お答えいたします。

介護保険が、法律ができましたのが平成九年、それから施行になりましたのが今委員御指摘の平成十二年でございまして、将来人口の推計が五年置きに行われてます。平成九年と平成十四年とのいうのがござります。平成九年の方をまず比較の対象にしまして、そして現在の数字の方は、平均寿命の直近値、直近の値が平成二十九年ですの

で、平成九年と平成二十九年を時間の基点にして九年の平均寿命がどうなるだろうかという予測値ですけれども、社会保障・人口問題研究所が出

ております。男性が七十八・四八歳、女性が八十五・四八歳ということで、男性は七十七から七八・五へ、女性は八十四から八十五・五へという十八・五へ、女性は八十四から八十五・五へという、そういう予測値でした。

そして、実数ですけれども、現実の男性の平均寿命は今八十一・〇九歳、それから女性は八十七・二六歳ということになつておりますので、二十年前の予測値に比べ、男性は二・六歳、実際に七・二六歳ということになつております。女性も一・八歳ほど予測値より実際の平均寿命が上回つているという状況になつております。

それが影響しております。高齢者の数で看れば、平成九年は千九百七十六万人でした。当時の二十年後の予測値は三千二百八十二万人でした。そして、現在の高齢者の数は三千五百十五万人といふことで、長寿化の影響と、いうふうに考えられます。高齢化率も同様に平成十九年時点は一五・七%で、二十年後の予測値は二六・一%でしたが、実際、今の平成二十九年の高齢化率は二七・七%となっております。

人口は、平成九年当時、一億一千六百万人でした。当時の二十年後の予測値は一億二千五百六十万人でしたが、実際には一億二千六百七十万人といふことで予測値より若干多いということで、これもやはり長寿化が一番大きな原因と考えられます。高齢者人口も増え、高齢化率も予測よりも高くなつております。

こうした状況になつておりますと、当時、平成九年時代の二十年後の見込みよりも平均寿命が大きくなり伸びたということでございまして、それにより高齢者人口も増え、高齢化率も予測よりも高くなつております。

介護保険制度の社会的な重要性が高まるということになつていて、それから、現在、一層制度の安定性の確保に向けた努力が求められているといふふうに認識いたします。

○そのだ修光君 今答弁でいただきました予測値を上回る伸び率といふか、高齢化が進んでいるということであります。

今回の制度の持続可能性を考えるに当たつては、一つの方策となり得るのが被保険者範囲の見直し、つまり、具体的には被保険者の年齢を引き下げるのではないかと考えております。介護保険制度を創設する際には、被保険者の年齢についても様々な案が検討をされてきました。結果的には四十歳以上の方に被保険者とする制度に落ちました記憶があります。

現在は第一子を出産する年齢が上がってきており、母親が六十五歳以上になつたときの

げを検討すべきという意見があるといふうに承知をしているところでござります。

はもう限界があるのではなかろうかと。被保険者年齢の引下げに関しても、単に年齢を引き下げて

つなげることが期待ができるんではなかろうか  
と。

○ そのだ修光君 制度も時を経ればいろいろと変わつて、状況が変わるわけですよね。状況が変わつてきたら、それに合わせてやっぱり政策も変えていかざるを得ないと私は思つております。

→ 蔓余糞の皮余糞首の危機につゝま、本當

すか、理解を求めるべき点が何点かござります。  
一つは、若年者本人でございますが、介護サー  
ビスを利用する可能性が低いということで、保険  
料を負担する被保険者の範囲が拡大し、保険料を  
新規に負担しなければならない、こういったこと

と思われる。そのため、自分自身が受けるであろう介護給付だけではなくて、家族を含めて受け取ることのできるメリットが社会全体にもたらす効果など、保険料の負担と給付の関係を積極的に

なく、この構想の目のように、将来の社会保障の担い手である子供に着目した上で公的の社会保障全体の持続可能性を高めようとする案も一考に値すると私は考えております。政府としては、少子化を克

これまでいろいろな議論をされてきていると承知をしております。介護保険の被保険者年齢の引下げについて、これまでの議論を踏まえて政府としてどのような課題があると認識をしているのか、そしてまた、次期介護保険制度見直しに向けて被保険者範囲の見直しを検討することについてどのように考へておられるのか、教えていただきたいと思います。

○政府参考人(大島一博君) 今、介護保険の被保険者年齢の引下げにつきまして御質問いただきました。

ての理解が得られるであろうかというのが一点目でござります。それから二つ目としまして、この二号保険料は労使折半になつておりますので、半分を本人、半分を事業主が負担をすると、そういう仕組みになつておりますので、事業主側の理解を得るということにも必要になつてまいります。それから三項目といたしまして、障害者団体の中におきまして、今の障害者福祉制度と介護保険制度との間の関係整理をどうするのかといったことにつきまして、心配や懸念をする御意見が多くございま

広がつていかなければならぬと思つております。  
もう一つは、社会保障制度を持続可能なものに  
するには少子化対策を進めていく必要があるとい  
うことです。

現在、合計出生率はやや上向きに転じたとはい  
え、年間の出生率は百万人を割つております。こ  
れは、団塊の世代や第二次ベビーブーム世代の半  
分に満たない数であります。厳しい状況にあるこ  
とにには変わりありません。

政府としては、近年、消費税財源の使途に少子

に子育て支援施策を進めていくのか、お伺いいたします。

○政府参考人(小野田壯君) お答えいたします。

我が国の持続的な成長にとりまして大きな課題が少子高齢化でございます。人口減少が進む中、少子化のトレンドに歯止めを掛けることが喫緊の課題となってござります。

少子化には様々な要因が絡み合ってございまして、また少子化対策はその効果が現れるまでに長い時間を要しますが、希望出生率一・八の実現に向け、粘り強く総合的な少子化対策を網羅的に推進

この被保険者の範囲につきましては、介護保険制定時以降、大きな課題といいますか、できれば年齢を引き下げたいという方向で議論を重ね、まだ実現に至っていないという、そういう状況でございます。

したがいまして、こういった幾つかの課題を十分に議論をして合意を得るということが必要になつてまいりますので、次期介護保険制度改正につきましては、今年の十二月に方向性を定めて来年の通常国会にできれば法案を提出したいと考え

まず、これまでの振り返りでございますが、介護保険制度の被保険者の範囲につきまして、年齢や要介護になつた理由を問わずに介護を必要とする全ての人が利用できる普遍的な制度とすべきであるという観点から、拡大する方向での議論がござります。それからもう一つは、制度の支え手を増やす、それによつて財政的な安定性を高めると、いう観点からの範囲の拡大の議論がござります。それともう一つは、今申し上げましたとおり、第一子を出産する年齢が高齢化しておりますので、母親が六十五歳以上になつたときの第一子の年齢が低年齢化しているということも、そういった範囲を拡大する考え方を支援する一つでございます。

ておりますし、この短期の間でのこうした議論の積み重ね、それから一定の結論を出すということはなかなか現実には難しいのではないかなど感じておりますし、より中長期の観点でこうした重要な視点につきまして議論を重ね、こういった保険制度の長期の安定化ということにつきまして丁寧な議論を重ね、望ましい方向での結論を得られればというふうに考えております。

○そのだ修光君 今局長に答えていただきましたけれども、介護保険の持続可能性を考えた場合に持つべき視点が、私は二つの面があると思われます。

今局長からも話がありましたがけど、私自身は、一つは、介護保険制度の中だけで考えても、これ

この構想は、簡単に紹介すると、年金、医療保険、介護保険の三つの公的社會保険制度が連帯をして、新たに設ける子育て支援連帯基金に拠出をするというものなんです。この基金を活用して子ども・子育て支援を進めることで少子化対策が実を結べば、それぞれの制度について持続可能性を確保するとともに、将来の給付水準の高まりにも

質の向上を図るための〇・三兆円超のメニューにつきましては、これまで保育人材の処遇の一%の改善などを実施してございます。この〇・三兆円超メニューにつきましては、骨太の方針二〇一八におきまして適切に財源を確保していくとされており、各年度の予算編成過程において安定的な財源確保に努めてまいります。子供たちを産み育て

政府としては、近年、消費税財源の便益に少子化対策を加えて社会保障四分野として、先ほど麻生大臣からも話がありました全世代型社会保障を推進をして、子ども・子育て支援新制度の実施や幼児教育、保育の無償化などの具体的な施策を講じているところがありますが、今後、少子化に少しでも歯止めを掛けるために、社会全体で子供や子育て世代を支えていくことの重要性を共有していくための仕組みを整えていく必要があると私は思っています。

この二つの面を考えた場合、ちょうど参考になるとと思われるのが慶應大学の権丈教授が提案をしている子育て支援連帯基金構想であります。

子育てと仕事の両立や子育てや教育に係る費用の負担が重いことが子育て世帯への負担となり、我が国の少子化問題の一因となつております。

政府としても、全世代型社会保障を推進し、社会全体で子育て世代を支えていくことが重要であるという認識の下、消費税の使い道を見直し、二兆円規模の恒久財源を子供たち、子育て世代に大胆に投資し、教育無償化や待機児童の解消に取り組むこととしてござります。

また、消費税財源以外の財源により実施するごとにされております子ども・子育て支援の更なる

政府としては、近年、消費税財源の便益に少子化対策を加えて社会保障四分野として、先ほど麻生大臣からも話がありました全世代型社会保障を推進をして、子ども・子育て支援新制度の実施や幼児教育、保育の無償化などの具体的な施策を講じているところがありますが、今後、少子化に少しでも歯止めを掛けるために、社会全体で子供や子育て世代を支えていくことの重要性を共有していくための仕組みを整えていく必要があると私は思っております。

この二つの面を考えた場合、ちょうど参考になるとと思われるのが慶應大学の権丈教授が提案をしている子育て支援連帯基金構想であります。

子育てと仕事の両立や子育てや教育に係る費用の負担が重いことが子育て世帯への負担となり、我が国の少子化問題の一因となつております。

政府としても、全世代型社会保障を推進し、社会全体で子育て世代を支えていくことが重要であるという認識の下、消費税の使い道を見直し、二兆円規模の恒久財源を子供たち、子育て世代に大胆に投資し、教育無償化や待機児童の解消に取り組むこととしてござります。

また、消費税財源以外の財源により実施するごとにされております子ども・子育て支援の更なる

この構想は、簡単に紹介すると、年金・医療保険・介護保険の三つの公的・社会保険制度が連帯をして、新たに設ける子育て支援連帯基金に拠出をするというものなんです。この基金を活用して子ども・子育て支援を進めることで少子化対策が実を結べば、それぞれの制度について持続可能性を確保するとともに、将来の給付水準の高まりにも

質の向上を図るための〇・三兆円超のメニューにつきましては、これまで保育人材の処遇の二%の改善などを実施してございます。この〇・三兆円超メニューにつきましては、骨太の方針二〇一八におきまして適切に財源を確保していくとされおり、各年度の予算編成過程において安定的な財源確保に努めてまいります。子供たちを産み育て

やすい日本へと大きく転換することで、希望出生率一・八の実現を目指してまいりたいと考えてございます。

○そのだ修光君 今答弁をしていただきました。財源はしっかりと確保しているんだから、子供、しっかりとできるんだという話で、そういう答弁をいただきましたけれども、いずれに見ても、これから先の将来、まあ財源の面も不安なこともありますし、やっぱり保険財政の中でしっかりと整えられるところをしっかりと整えていくというのがこれ大事なことではなかろうかと思つております。

今回、私が今、子育て支援連帯基金構想で注目すべき一つの点は、社会の連帯という考え方方が背景にあるところなんです。これは、元厚労省の社会・援護局長の山崎史郎氏の著書の中でも、この構想の持つ制度間連帯による支え合うという考え方に対する注目をしていると言われています。そして、こうした新たな形態の支え合いによって社会保障が目指す社会連帯が強化されていくものと考えております。

もちろん、現行の公的社会保障制度は、それぞれ独自の歴史を持つて複雑に発展してきたものであり、様々な利害が絡み合って、制度の大幅な変更については大変なエネルギーが必要だと承知をしています。しかし、平成二十八年度に子ども・子育て支援新制度の事業主拠出金の率を上げた際に、同時に、雇用保険の利率を同じ率だけ下げるという対応を取ったことがあります。このとき、政府の公式見解は両制度が直接リンクしたものではないというものでしたが、実態としては、制度を超えて連帯した例と私は言えるんではなかろうかと思つております。

最後にお伺いします。この子育て連帯基金構想のように、それぞれの社会保障制度に横串を通して上での持続可能性を高める考え方について政府はどういう認識しているのか、お伺いをいたします。

○国務大臣(根本匠君) 人生百年時代を迎える今日、誰もが生き生きと暮らしていくため

には、全ての世代がその能力に応じて共に支え合います。

先ほど、介護保険制度のこれまでの経緯を踏まえて、委員からいろいろな御質問がありました。

私も介護保険制度導入のときに政務次官でしたから組んでこられて、そして介護保険制度の創設に尽力をされたということの、そういう実績のあるそ

のだと委員からの御質問ですから、私も権丈先生の提案は、やはり社会連帯をベースにして、ある種横串を刺すという提案で、私も権丈先生からも直接お話を聞いておりましまし。その意味では、これは非常にいいアイデアだと思います。

一方で、もうこれは委員が既に御承知ですが、それぞれの社会保障制度はそれぞれの趣旨、目的に応じて給付負担、これが決められております。それぞれの社会保障制度から他制度への新たな拠出を求めるごとに、これは拠出を行う関係者の理解と納得を得る必要があるなどの課題があつて、国民的な議論が必要と考えています。やはり、これは本質的にはいわゆる社会連帯の視野、あるいはスコープをどこまで広げるかということだらうと思います。

小川勝也でございます。

今日は准総括質疑ということで、開会に先立つての理事会で翌週の総括質疑の日程までファイックスされました。この間、しっかりと責任感を持った審議日程の確保に御尽力をされました与野党の筆頭理事に心から敬意を表させていただきました。

一方で、もうこれは委員が既に御承知ですが、それぞれの時代を自分のそのときの苦悩や活躍と合わせていろんな感慨を持つことだらうというふうに思います。何が一番大きかつたかと、いろいろそれぞれがあらうかと思いませんけれども、我々の国にとつては、平成三年のバブル崩壊、これはいろんな意味で大きなインパクトがあつたのかなどいうふうに思つています。

○そのだ修光君 終わります。ありがとうございます。

○小川勝也君 立憲民主党・民友会・希望の会の小川勝也でございます。

今日は准総括質疑ということで、開会に先立つての理事会で翌週の総括質疑の日程までファイックスされました。この間、しっかりと責任感を持った審議日程の確保に御尽力をされました与野党の筆頭理事に心から敬意を表させていただきました。

○政府参考人(丸山雅章君) お答え申し上げま

す。

○政府参考人(丸山雅章君) お答え申し上げま

特別委員会というのが衆参に設置をされ、当参議院においては、平成三年の八月から平成十五年の七月まで本院に存在をいたしました。すなわち、この一極集中を何とかしなければならないという昭和の思いを平成になつてから国会の意思として衆参で議論をさせていただき、そして、平成十五年、もう見込みがない、諦めたということです、なくなつたのだというふうに思います。

その後、問題意識は時によつて強くなつたり弱くなつたり、あるいは、今が良ければそれでいいではないか、東京について経済活動をする、それでいいじやないかという流れもあつたやに思ひます。

今日、私、資料としていただいて持つておりますのは、まち・ひと・しごと創生総合戦略、二〇一八年に改訂をされておりますけれども、そういつた東京一極集中を何とかしなければならないという思いで安倍内閣がつくつたのがこのまち・ひと・しごと創生本部だらうというふうに思ひます。

このいわゆる平成を総括しての東京への一極集中、そして安倍政権の問題意識、まち・ひと・しごと創生本部でやつてきた様々な施策について簡潔におまとめをいただき、担当大臣から御答弁をいただきたいと思います。

○国務大臣(片山さつき君) 平成を振り返って、大変貴重な御指摘をいただきまして、またおっしゃるとおりに、東京一極集中には弊害があるという問題意識で取り組んできているわけですが、まず、人や情報の交流の直接性などの集積のメリットがあるから東京に集積しているわけですが、そのメリットを超えて生活環境面で弊害があるんじゃないか。まず、通勤時間が平均百四分となりに長い、住宅が高い、それから保育サービス、高齢者介護サービス、双方において多数の待機者が挙げられる等いろいろございます上に、まさに国家全体のレジリエンスということともつながりますが、首都直下地震の東京を範囲とした巨大災害の被害とその将来と日本全体に対するダ

メッセージを考えると、やはり分散化していくといふことが日本の国家的なレジリエンス、持続可能性につながると、こういうところから、まち・ひと・しごとでこの四年間取り組んできているということです。

○小川勝也君 お取組は多といたしますけれども、必ずしも功を奏しているとは言い難い状況だろうというふうに思います。

今大臣から災害という言葉がありました。先日も東南海地震のリスクの発表がございましたけれども、東海・東南海・首都直下型地震、これは、ありていに言うと、必ず来るとも言われているわけあります。そして、阪神大震災もあり、東日本大震災も起こりました。

残念ながら、A-Iがここまでばらしい活躍をする世の中になつても、地震が起きる場所を特定するわけにもまいりませんし、起きる時期を予知することも不可能であります。一時期、国会においても、危機管理都市をつくつたらどうだ、石井一先生を始めいろんな議論をさせていただき、参画をさせていただきました。

首都圏にもし直下型の地震が起きたときには、私も、東日本大震災の発災のときに防衛副大臣として様々な施策の遂行に当たらせていただきましたけれども、日々に、自衛隊の幹部ともお話をさせていただきましたけれども、もしこの地震が首都圏に起きたらもうお手上げだね、これは正面な話だろうというふうに思います。あの地域でさえも、お一人お一人の被災者の方に本当に満足をいただけるようなサービスが供給できない、そんな状況をつぶさに目の当たりにさせていただいて、まさに来ないことを祈るだけであります。

でも、この首都圏はまさに脆弱であります。平成から令和に積み残した課題でありますので、しっかりと、誰が政権を取つても、誰が内閣総理大臣になつても、ゆるがせにできない課題だといふふうに思います。現在は、安倍政権をして閣僚の皆様もひとしく責任を感じていただいて、しっかりと大きな課題として認識をいただきたいと思

首都圏の側も大変でありますけれども、私の北海道、先ほども申し上げました、九五年から四回、参議院選挙を戦わせていただきましたけれども、それぞれ、地域、地方の風景は大きく変わつてしまりました。東京のにぎわいはどこに行つてしまつたのかというふうに、本当に寂しい地域を私は地盤として頑張つてまいりました。これは北海道の山村だけではない、農村だけではない、全國一律の課題だと私は思つております。

総務大臣の課題認識についてもお伺いをさせていただきたいわけでありますけれども、資料の二を見てください。人団が東京に集中をするそして集中の度合いが高まる、そして出生率もどんどん少なくなつていくわけであります。後に指摘をさせていただきますけれども、十八歳から二十二歳のいわゆる若者が東京に出ていく、働き盛りの人たちが首都圏に出ていくということで、地方の活力はどうどんどん失われていくわけであります。

この問題意識について、総務大臣にお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(石田真敏君)　お答えさせていただきます。

私も、大臣になる前は和歌山の地元にもう毎週のように帰つておりますので、そして、私自身、生まれ育った地域見てその変化というものをつぶさに感じておりますので、大変な危機感、定点観測しているからよく分かるわけですが、肌身で感じてきたところでございまして、東京一極集中の限界というのも今議論なされておりますけれども、私は地方の疲弊の限界とということも申し上げているところでございまして、こういう問題について本当に即座に様々な取組をしないといけない、そういう思いでございます。

ただ、私が申し上げているのは、最近明るい兆しが二つあるということは絶えず申し上げておりまして、一つは、若い人たちの意識の変化ということで、有楽町にあると回帰支援センターござ

いますけれども、地方創生ということが言われ出してから毎年一万人ぐらいずつ増えていて、訪ねてくる方がですね、そして去年は四万人超える方が見えて、そしてその中で二十代、三十代の方が五〇%を超えていて、五十代以下が九〇%といふことで、働き盛りの人が地方を目指しておられる、そういう現実があるということですね。ですから、そういう人たちが地方移住をしやすいようにしていくことは大事だと思います。

もう一つは、やはりソサエティー五・〇に代表される革新的な技術で、日本中どこにいても世界とつながる、そういう時代になりましたし、どこにいても最新のサービスを受けることができる、そういう時代になつてしまひましたので、やはり地方において、働く場所、そして生活支援を受けられる、そういう状況をしっかりと整えていくことで、若者の地方への回帰の意識とともに、私は持続可能な地域社会を目指していくことができるのではないかということで、我々総務省挙げて今そういう方向で取り組んでいるところでございます。

○小川勝也君 次巡に説法ですけれども、国土管理、国土経営、そこには人がいないと本当にコスト的にも計算が合わないという時代になつてしまいました。すなわち、農業分野でいうと、本当に集落に人がいないと野生鳥獣の天下になつてしまします。ですので、例えば社会資本の管理、メンテナンス、それを含めても、とにかく経済の現象に任せて、とにかく田舎から人がいなくなるだけになるとすればいいという施策はあり得ないというふうに思いますので、しっかりとお願いをしたいというふうに思います。

資料の三を見ていただければというふうに思います。先ほどもちらつと申し上げました。東京に人口が流入していく、その結果ではありますけれども、時代というのがあります。この資料で見ていただくと緑のところであります。すなわち、大学等に来ると、青から緑にかけて、ここが首都圏に、東京に大学等が集中し過ぎています。

これは次のページを見てください。これはもう明らかであります。上が人数、下が比率であります。私は諸外国のことに特に詳しいわけではありませんけれども、アメリカ合衆国の有名大学は分散しておると聞いたことがあります。私たちの国は、やはりどうしても東京を目指す、京都を目指すといふ流れに、この図表がくつきりと表しているところであります。

文科省も、惰眠を貪っていたわけではないといふに思います。いろいろと工夫を凝らしていくたまいで、私が知る範囲においても、東京二十三区内にあつた有名大学が多摩地域を始めとする様々な場所にキャンパスを移した時代もあります。

しかし、これはいわゆる公式見解ではなく、ざれごとでありますけれども、こんな話を聞いたことはあります。田舎から東京の大学に出てくる子供たちは、別に、その大学に通うために来るのは当然であるけれども、東京に憧れてあるいは都心に憧れてその学びやに来るのであって、移転先のキャンパスに憧れて来たわけではないといふ流れから、実は笑い話でありますけれども、何々キャンパスというのは受験して合格するまで分からなかつたという学生もいたようです。

しかし、情報がどんどん豊かになつてまいりますと、やはり二十三区内にキャンパスのある大学に行きたいということで、偏差値も如実にそのとおりになつていて、あまりして、私が先ほど申し上げました有名大学も、また都心にキャンパスを戻すあるいは増やすなどの様々な施策を各大学工夫しているようであります。

そしてまた、二十三区内にいわゆる学生をもう増やさないようにといふ努力も今されておられるようでありますけれども、これはいい取組だと思います。私は、もし取組があるとすれば、もっと早い段階でしっかりと結果を出せるような施策がもっと早い段階で打てれば良かったなといふうに個人的に思います。

そして、今回の取組についての決意と見通し、

併せて文科大臣にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(柴山昌彦君) お答えを申し上げます。

もつと早くというお話をございましたけれども、平成十三年に当時の総合規制改革会議から出された答申などを受けまして、定員抑制をしておりました工場等制限法が廃止されるとともに、平成十五年以降は大学設置や定員増に関する抑制方針を撤廃をしてしまったところであります。

一方、今後十八歳人口が大幅に減少するということでも、教育の質を担保するという観点からも、また地方大学の振興にも資するという観点からも、平成三十年度より収容定員増の抑制措置を講じるということとしたものであります。

ちなみに、この当該措置について定める地方大学・産業創生法については十年後の見直し規定が置かれておりますので、今後、施策の効果などを十分に評価して適切に対応していきたいと考えております。

そして、文部科学省としては、これだけが東京一極集中是正のための施策というわけではございません。地方大学の振興を図るというこのポジティブな動きが極めて重要なと考えておりますので、例えば、強みや特色を生かして地域と連携した人材育成や研究推進、地域貢献を行う国立大学や私立大学に重点的に支援を行って、また、産学官連携による教育プログラムの構築、実施や、魅力ある就職先の創出への支援、さらには地域経済の発展に資する大学が持つ技術シーズの事業化の促進などにも取り組んでまいりました。

今後とも、地方大学それぞれの強みや特色を生じた魅力ある振興にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○小川勝也君 これは恒常に人を集めているとい

うと、私がずっと考えておつたのは、やはり東京一極集中を加速させたのは、やはりシユも一つの原因になつたのではないかというふうに思っています。記憶に新しいんですけども、六本木、汐留、丸の内、品川、旧防衛省跡地、次にまた田町も再開発であります。そうすれば、いわゆるオフィスの容積が高まり、人を集め、それに関連して働くサービス産業の方もどんどん併せて集めることになります。

そして、ついでありますので、かつて私がこの決算委員会で取り上げました問題意識についても、また地方大学の振興にも資するという観点からも議事録にあえて残させていただきたいと思います。それは、この棒グラフで見ていただいて分かるとおり、全国から東京あるいは西田筆頭理事のおられる京都に大学生が学びに参ります。そのときに、基本的にはお部屋を借りて家賃を払うわけであります。田舎の両親がせこせこためたお金を、いわゆる首都圏や京都圏の土地持ち、不動産持ちの方に家賃を払うわけです。この矛盾は田舎にとっては大変厳しい課題でありますし、進学をしたい子供たちにとっても大きな障害となつています。併せて指摘だけさせていただきたいと思います。

そして、その新たに人を集める仕組みというのが、私の問題意識によりますと、いわゆる幼児教育の無償化、そして、我々も推進をしておりましたが、たれども、待機児童ゼロ、すなわち首都圏の方々が様々経済発展で女性も男性も働く、そうなつたときに保育のニーズが高まってきたわけあります。

今回は幼児教育と併せての問題意識でありますけれども、様々な議論がありました。何とか確保するために、様々な恩典、特典を付ける。家賃補助が八万円になる。これはすなわち、全国で幼児教育を目指す学生あるいは保育を学んだ学生を首都圏に更に集めるという、そんな結果を生みました。そして、誰もが気付くわけありますけれども、首都圏で頑張っている保育士さんも、そこ

ですばらしい出会いがあれば、そこで世帯を持ち、そこで出産をし、子育てをする。すなわち、先ほど一極集中はいかぬと確認をさせていただきながら、この施策はどんどん悪循環を生んでいます。首都圏に人を集め、そこにまた家族が生まれるので、また集めるということであります。

これも含めて、厚生労働大臣、問題意識ございましてどうですか。

○国務大臣(根本匠君) 待機児童の解消、このためには、保育の受皿の拡大と同時に、それを支える保育人材の確保が不可欠であります。

東京都では、待機児童数、これが全国の約三割、そしてこれに対応するための保育の受皿の整備の拡大量、これも全体の約二割を占めている状態。ですから、保育人材の確保も他府県から人材を確保する例もあると聞いています。

東国としては、大事なのは、それぞれの地域において人材確保ができるよう支援を進めることができます。具体的には、保育士の処遇改善あるいは新規の資格取得の促進、就業継続支援、そして離職者の再就職の促進。こういう総合的な支援に力を入れております。

例えば、新規の資格取得の促進として、保育士養成施設へ通う学生に修学資金等の貸付けを行っております。この修学資金は、貸付けを受けた都道府県等の区域内で五年間保育業務に従事すれば返還を免除することとしており、これは保育士の地元定着の効果もあると考えています。

私も福島県ですから、復興の地ですから、しか

も、女子大で保育、そういう科もあって、私も実際に保育を学んでいる女子学生とお話をしたことあります。そして、その大学では、やはり地元で保育士が、いろんな体験をしてもらったり、高齢者施設に行ったり、子供の支援センターに行つたり

ということで体験してもらつて、私も、私の地元でいえば、復興は自分の手で貢献したい、やりた

いと、こういう若手の世代も育つておりますの

で、そこは先生とこれは同じ気持ちですが、是非魅力のある地元の魅力を発見して是非定着をしてほしいと思います。

○小川勝也君 思いはよく分かるんですけれども、保育士さんの有効求人倍率は全国平均で三・二ということになっています。そして、そのハイを奪い合う、首都圏で、先ほど申し上げましたように、いわゆる二十歳前後の保育士を目指す方でありますので、全国一律のいわゆるプロフェッショナルのライセンスですので、ちょっとと東京に行つてみたいという人がいてもおかしくないといふふうに思います。しかし、奪われた方は悲惨な状況であります。これ、私、資料を今持つてますけれども、全国で保育士不足、首都圏に取られて参つたと、こういう話がたくさんあるわけであります。

そして、時間がなくなりましたので質問はいたしませんけれども、いわゆる私立幼稚園の先生も同じです。せつかく説明会をして来てもらおうと思つた子が、何か東京に行くというふうに志を変えてしまつたという恨み節もたくさんあるわけであります。

こつちが立てればこつちが立たないということもありますので、施策の遂行はいろいろなファンダメンタルズをしつかりと心配をした上で立てていただければというふうに思います。

次に、五枚目の資料を見てください。就職氷河期の方々、平成五年から二十一年までは本当に大変だったろうというふうに思います。

次のページ、六枚目見てください。これは、卒業して就職をしなかつた方がこの青であります。その中にはいわゆる引きこもりという方も存在するかもしません。

る生活基盤やセーフネットが脆弱と書いてあります。そして、八枚目見てください。つい先月三十日の新聞記事であります。どんどんどんどんいろいろなことを考えて御努力をいただいておりますけれども、これは、私は決算の概念からいうと、斜め下の方に、「一八年度は予算枠の二割弱しか使われておらず、劇的な効果は見込めそうもない」、こういう言葉も書いています。しかし、その上に、「急な対策 効果見えず」という辛辣な見出しがありますけれども、私は、どんなに苦しくても厳しくても、この施策は試行錯誤を重ねながら続けていただきたいという、そんな考えであります。

いわゆる厚生労働省の政務三役や役人、エリート官僚やハローワークという限定的な意見で施策を組み立てるのには限界があるうかと思うんです。本当にアニメが好きな人、オタクの人、フリーターから正社員への道をうまく見付けた人、幅広い観点からフレキシブルな施策決定に思い切ってかじを切つてほしい、これが私の要望であります。

厚生労働大臣に御答弁をいただきたいと思います。

○国務大臣(根本匠君)　これまで、就職氷河期世代への支援、これは再チャレンジ支援総合プランということで平成十八年度から講じてまいりました。わたくしのハローワークやあるいは地域若者サポートステーションの整備、あるいは、こういう具体的な施策で、踏まえて、引きこもり状態のある方に対しては、ひきこもり地域支援センターの設置あるいは生活困窮者自立支援制度によって、年齢に関わらず支援に取り組んでまいりました。

今回、就職氷河期世代に対する総合的な支援プラン、これを新たに作ろうと思っていますが、まさしく、要は、就職氷河期世代でもフリーターは確かに減つてまいりました。ただ、長い間無業の状態にある不安定な就労の方々がおられる、そこは委員と同じだと思いますが、就職氷河期世代も

少しきちんと分類をして、それで、「引きこもつていてなかなか社会に出られない」という方もおられるので、そこはすぐに新たな職に訓練して就けるタイプと、あと家の中で引きこもつて、まあここが実は寄り添つて伴走支援しないと、時間も掛かりますから、そこは我々そういうことも視野に入れながらやりたいと思っております。

簡単に申し上げますと、行政機関や地域の経済団体の関係者によるプラットフォームを形成して、これは都道府県レベルと市町村レベル、これは様々な関係機関を入れて、そこで総合的にやりたいと思っておりますが、そのときに、「引きこもり」の経験をされて社会復帰した皆さんもいるんですよ、そういう家族もおられるので、そこはそういう方々の声も丁寧に聞きながら施策に反映していくことが大事だと思います。

○小川勝也君 終わります。

○風間直樹君 よろしくお願ひします。

今日は、最初、行政監視に関する質疑をやりまして、その後、拉致問題についての質疑を行います。

二〇〇七年から本年まで、私、十二年間参議院でお世話になつておりますが、この十二年の間に実に様々なことがありました。行政監視という観点から、何が起つたかを挙げてみます。

二〇一〇年前後から、まず検察不祥事、栃木県の幼女四人連続誘拐殺人事件で冤罪になつた菅家さんの事件、それから、厚生労働省の郵便不正問題で冤罪になつた村木さんの事件、その後、事務次官になられました。それから、当時、西松事件というのがありますと、小沢一郎議員の秘書が逮捕され、これも冤罪だったと。その後、東日本の大震災で原発事故が起き、津波の可能性が予測されていました。さらに、この震災をめぐっては、その後、復興費の流用問題というのが起きています。

これ、いずれも、我が国の官僚機構をめぐる

様々な癪着や不正、問題、行政監視、国会の行政監視あるいは我が国の政府に対する内部統制機能による行政監視が求められた事件です。

そして、自民党に政権が戻って後、森友問題、総理夫人付きの職員に関わる問題、あるいは佐川国税庁長官が辞任に追い込まれた公文書の破棄事件、そして加計問題、また財務省の福田事務次官によるセクハラ問題と、どの政党が政権与党になつたとしても、やはりこの行政監視が求められる、様々な官僚機構による不祥事が起きてきたということだろうと思います。

それで、日本の小中学校、高校の教科書では、国会といふのは一体何をするところだという記述が当然ありますけれども、これは立法機関であり、国権の最高機関ですという記述がほとんどです。私は、国會議員になつてみて初めて、実は国會の役割といふのはそれだけじゃないんだということを知りました。もう一つ、大変大事な役割がある。それが行政を監視すること。

諸外国ではこの行政監視についてどういう言葉でどういう概念が語られているのかなと思いまして、アメリカに長年住んでいる日本人のこうした問題に非常に詳しい方に聞いてみたら、風間さん、アメリカではそれはチェック・アンド・バランスという一言で説明をされています、連邦議会の最重要の役割の一つがチェック・アンド・バランスです、日本はどうなつていますかと、こう逆に聞かれました。

日本は議院内閣制ですので、国会での多数党が政府を構成します。この多数党が国会でも当然多数ですでので、国会が本来、政府、行政に様々な法律の不誠実な執行という問題が生じたときに、それを監視をし、チェックをしなければいけないんだけれども、日本の国会ではなかなかそれが働きにくいくらいのことを私は感じてきました。野党が少數だからであります。

では、国会でこの政府の行政を監視するその役割を担っているものは国會議員だけなのか。そうではありません。政府に対する内部統制機関があ

ります。それが会計検査院であり、人事院であります。

検査院は、御案内とのおり、憲法でその独立性を明記された憲法機関であります。この検査院に対する主権者国民の期待は非常に強い。同時に、人事院も、国家公務員法でその内閣の所轄の下に置かれと、高い独立性を付与された組織であります。所轄ということの意味は、私なりに解釈をすると、人事院のトップ、総裁に対する任命は内閣総理大臣が行う、そして、この人事は国会同意人事であり、国会も責任を持つてその人が適格かどうかを判断する。しかし、人事院の総裁は、内閣の所轄の下にある組織のトップなので、任命権者である総理に対し、一切遠慮することなく、行政に法律の不誠実な執行があれば、それを国家公務員法に基づき適切にチェックをし、正す役割を負っているということです。

こういう視点から、この決算委員会でここ数年にわたり様々な質問を会計検査院長、人事院総裁と行つてきましたが、どうも答弁を聞いているところにこの人たちは、憲法上あるいは国家公務員法上、自分たちが高い独立性を与えていたりうることをしつかり自覚をして仕事をしているんだろうかと疑問に思うことが度々ありました。

そこで、今日はこの点をお尋ねしたいと思います。

まず、検査院長にお尋ねします。

私は、この内部統制機関、検査院や人事院、どうも機能不全など。これまで冒頭に挙げたような問題に対してそれぞれの組織がどのように対処するかをお尋ねしてまいりましたが、どうも覺悟と責任を持って対処をするという姿勢に欠けるようを感じてきました。

じゃ、何で機能不全になつてているんだろうと問題を突き詰めていたところ、どうやら、検査院も人事院も六十歳前後で職員の皆さんが事実上退職をされ、その後再就職をするときに、そこに何らかの力関係が働いているんじゃないかということ

とを感じました。つまり、度々指摘をしてきましたとおり、様々な省庁によるこれら機関の職員の再就職に際しての口利きの疑惑であります。

そこで、検査院長にお尋ねします。

さきの委員会でも質疑をいたしましたが、検査院の検査対象機関への再就職、これは国民の信用を失わせることは明らかです。この点、議論の余地はありません。これは一般常識のレベルの話だと思います。しかし、検査院長の本委員会での答弁によると、検査院の職員は他の一般職の職員と同様で、国家公務員法上合法だから再就職の制限はできない、自肅すら無理というものが院長の考えのようであります。

検査院は行政監視的機能を有する憲法機関ですから、国民の信頼確保のために再就職について特に厳重な注意が必要だと思いませんが、院長の認識をお尋ねします。

○会計検査院長（柳麻理君） 会計検査院の職員は一般職の国家公務員として国家公務員法の適用を受けており、会計検査院としては、当然のことではあります。しかし、職員の再就職について、この国家公務員法の退職管理の規定を遵守し、職員の営利企業等への再就職あつせんは一切行つていいところです。

国家公務員法では職員であつた者が再就職することと自体を規制していないこと、個人の職業選択の自由を制限するおそれがあることから、会計検査院として、国家公務員法の規制を遵守した上で検査対象の団体等に再就職することをやめさせることは難しいと考えております。

また、会計検査院は、元職員が在籍する検査対象の団体等であっても、厳正な検査を実施して、不適切な事態があれば指摘をして検査報告に掲記しているところであり、検査に影響を及ぼすことはありません。

まさに、会計検査院は、先ほど委員御指摘のとおり、憲法上の機関として、政府の国民に対する受託責任と説明責任という観点から厳正に検査を行つておられます。

院長の考えのようであります。

会計検査院としては、今後とも厳正な検査を実施していくことは極めて重要と認識しております。國家公務員法を遵守することはもちろんのこと、検査に影響を及ぼすようなことや国民の信頼を損なうことがないよう、引き続き努力してまいります。

○風間直樹君 柳院長も検査官としての任期がそろそろ終わられるんだと思うんですね。ですので、会計士の御出身でいらっしゃいますから、残りの任期、しっかりと……（発言する者あり）まだ終わらない。じゃない、会計士じゃない。失礼しました。残りの任期はあと数か月ですか、その間しっかりとやつていただきたいという気持ちを持っています。

それで、今御答弁いただいたんです、今日も質疑で出ていましたけれども、大変不幸な事件があつたとありますけれども、大使を数年間お務めの方、次官を退職された後で、たしかチエコスガ、その後、大使で海外に転出されるという事例が何件もあります。

私が、これは何でだろうと不思議に思つていたんですが、霞が関一體の人事だということを示す一つのあかしなんだろうと。つまり、会計検査院の人事も、人事院の人事も、霞が関の他の役所とともにこの霞が関全体の人事の一環に組み込まれてゐるんじゃないかなと。

〔委員長退席、理事西田昌司君着席〕 そうすると、憲法や国家公務員法で定められた、両機関に求められている内閣からの独立性というのは一体どういう話になつてくるのかなという問題意識を私は持つています。

一般、検査院長と質疑をしましたときには、検査院の再就職の経緯について、これは今届出事項になつてないから、この経緯についてまでは

検査院が調べることはかなわないんですけど、話でした。確かにそうだと思います。

そこで、これは宮腰国家公務員制度担当大臣にお尋ねをするんですけれども、今、大使職に転出するという例を挙げましたけれども、この国家公務員法上の職員の再就職については、いつ国の機関を辞めて、最終官職が何であって、そして、いつ次の、例えば民間あるいは他の法人に再就職をして、その法人名と再就職をしたポストが何かと

いう、これは届出事項になつてますが、それに加えて、どういう経緯でそこに再就職をしたかを届出事項とすることが、これ検討が必要になつてくるんじゃないかなと私は思うんです。

法律の誠実な執行ということを先ほどから申し上げてまいりましたが、国民に対して、主権者に對して、行政も我々国会も法律を誠実に執行する義務がある。再就職の経緯が重要なに届出事項になつてないということは、これは法律の誠実な執行の観点から、明らかに国家公務員法上の欠陥ではないかと思います。ですから、法整備が必要ではないかと思います。

また、公務員の再就職についても、これハローワークの利用を基本として、そうでない場合には、癒着防止の観点から詳細な経緯、この報告を義務付けるのが合理的だと考えますが、宮腰大臣、御見解お尋ねします。

○国務大臣（宮腰光寛君） 国家公務員の再就職に関しましては、再就職の透明性の確保及び退職管理制度の適正化の観点から、国家公務員法において再就職情報の届出制度が導入されております。平成二十九年の再就職規制に関する全省庁調査の結果を踏まえ、昨年一月から届出事項に、在職中に求職活動を始めた日、求職活動開始後の在職状況、職務内容、再就職先の連絡先、官民人材交流セントー以外の援助を行つた者の氏名、援助内容を追加をいたしました。これによりまして、あつせん規制違反や求職規制違反など、国家公務員法に規定する再就職規制違反を捉えていくことが可能となつております。

○風間直樹君 多分、宮腰大臣、この質問、今日の朝のレクで初めて御覧になつたと思うんです。いろんな質問がありますから、それはいいんです。ただ、できれば、答弁原稿を読まれるのもいいんですが、非常に私も十二年間の議員として痛感をしたことを大臣に象徴として今お尋ねしていますので、大臣もこれまで長年の議員経験をお持ちですから、その経験の中でお感じになることを御答弁いただければ有り難いと思います。

時間がないので、次に移ります。

次に、官房長官にお尋ねしますが、配付資料の一を用意しました。会計検査院法の改正案といふ、これは私の私案であります。ここに何を書いていますかと書いています。

検査院につきましては、先ほど来言っていますように、憲法上の独立機関ですけれども、なかなかこの職員の再就職問題に関して、歴代の検査院長の問題意識、非常に低いんです。先ほどの柳院長の本委員会の答弁を踏まえますと、私は柳さんという方は検査官として適格なのかどうかなとうふうに実は思っています。確信が持てない。そこで、法律の誠実な執行、憲法第七十三条の第一項ですが、これを確保するために次の法改正の提案をしたいということです、官房長官。

検査院長の任命要件を検査院法に明文化する法改正を行うこと。現行の会計検査院法の第四条一項では、「検査官は、両議院の同意を経て、内閣がこれを任命する。」としか規定されていません。国家公務員法の人事官の任命要件に倣つて、例えば、検査官は人格高潔で行政の民主的な運営に理解があり、かつ、会計検査に關し識見を有する者十一条に基づいて、国の収入支出の決算は、全て毎年会計検査院がこれを検査することとされており、また、会計検査院法第二十条第二項に基づ

き、会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るための権限を有する。」と定めることとする。

今委員から御意見がありました、まさに内閣が検査官を選任する際にも、当然、こうした業務を持ちでありますから、その経験の中でお感じになることを御答弁いただければ有り難いと思います。

時間がないので、次に移ります。

次に、官房長官にお尋ねしますが、配付資料の一を用意しました。会計検査院法の改正案といふ、これは私の私案であります。ここに何を書いていますかと書いています。

検査院につきましては、先ほど来言っていますように、憲法上の独立機関ですけれども、なかなかこの職員の再就職問題に関して、歴代の検査院長の問題意識、非常に低いんです。先ほどの柳院長の本委員会の答弁を踏まえますと、私は柳さんという方は検査官として適格なのかどうかなとうふうに実は思っています。確信が持てない。そこで、法律の誠実な執行、憲法第七十三条の第一項ですが、これを確保するために次の法改正の提案をしたいということです、官房長官。

検査院長の任命要件を検査院法に明文化する法改正を行うこと。現行の会計検査院法の第四条一項では、「検査官は、両議院の同意を経て、内閣がこれを任命する。」としか規定されていません。国家公務員法の人事官の任命要件に倣つて、例え

ただ一方、我々国会の方からこの現行の検査院法の規定を見ると、この人格高潔という部分と、それから民主的な運営に理解があるという部分と、会計検査に識見を有する者という部分については条文に入っていますんで、この点を、国会で同意人事の議論をする際に、これを判断基準として議論をするということに必ずしもならないんじゃないのかと、こういう問題意識であります。したがいまして、私案を提出したわけですが、それも、この点、また今後、政府と議論させていただきたく思います。

検査院にしましても、人事院にしましても、この機能不全が非常に目を覆わんばかりだなど。特に私がそれを痛感したのは、昨年の森友問題のときには、この委員会から、委員会が終わった後に、今お子さんがもしいらつしやればお幾つですかとお尋ねしたところ、大体高校生前後という答弁でした。高校生前後、あるいはそれ以下の老子さんがいらっしゃる場合、国家公務員が六十前後で役所を事実上退職するとなると、その後の生活、なりわいをどうするかという問題がどうしても出できます。この文科省のノンキャリアの再就職差配をしてきた方が切実におつしやつてしましましたけれども、自分は胸に手を当てて恥じる行いをしていました。

もう一つ、人事院で印象に残っているのは、今までつかり勤めてもらえるよう、国家公務員法上はそつなつてはいるわけですから、それを実現する責任を私は負っていると考えています。同時に

の十七条を使う、その意思があるかないかをお尋ねしたところ、一宮総裁は、ありませんと非常に明快な答弁をされた。だつたら、国家公務員法上、この十七条の調査権を人事院にわざわざ与えておく理由が国会としてはないということになる。この二つは、私にとりましては非常に胸に深く刻まれることありました。

なぜ、この検査院や人事院、そして総務省の行政評価局、この三つが行政にある内部統制機能でありますけれども、これらが機能不全になつてゐるのか、国会、決算委員会から指摘されるほどに。私は、最大の理由は、一生懸命それぞれの組織に入つてから約六十年頑張つて国家国民のために尽くしてきた職員の皆さんのが、六十前後で事実上の肩たたきに遭つて退職されるというこの点にほかならないと思っていています。

数年前、文科省の口利き天下り事件が発覚したとき、私は文科委員会で当時参考人として呼ばれた二人の方にお尋ねをしました。一人は当時直前の文科省の事務次官、そしてもう一人はノンキャリアでこの口利きを采配してきた方。それぞれの方に、今お子さんがもしいらつしやればお幾つですかとお尋ねしたところ、大体高校生前後という答弁でした。高校生前後、あるいはそれ以下の老子さんがいらっしゃる場合、国家公務員が六十前後で役所を事実上退職するとなると、その後の生活、なりわいをどうするかという問題がどうしても出できます。この文科省のノンキャリアの再就職差配をしてきた方が切実におつしやつてしましましたけれども、自分は胸に手を当てて恥じる行いをしていました。

まず、二枚目の参議院人事行政監視院のポイント、時間の関係でざつと読みます。

最初の丸ボツ、人事行政監視院、これを参議院に置くわけです。そして、各行政機関等の業務の実施状況等の調査を、つまり行政監視を行つてもらう。

三つ目のボツ、人事行政監視院は、各行政機関等の長に対して資料の提出及び説明を求め、実地に調査できる。これは、国家公務員法第十七条、人事院が行使を拒否している強力な調査権のパワーアップということです。

次の次、人事行政監視院は、人格が高潔で行政の民主的かつ能率的な運営に關し優れた識見を有する者の中から、参議院議長が参議院の承認を

得て任命する。先ほど普長官に質問した任命要件を入れるということです。

次のポツ、人事行政監視院長は、常に主権者国民に対して法律を誠実に執行するとの観点から職権を行う。ここが、果たして今意識をされて職権が行使されているんでしょうか。

次のポツ、人事行政監視院は、職務の中立公正を確保するため、公共の利益の実現に熱意のある者を独自に採用し、その後、定年制の実施を徹底し、関係法人等への職員の再就職を認めない人事制度を確立しなければならない。これが一番大事な部分だと思っております。

そして三枚目、参議院人事行政監視院プラス衆議院の会計検査院構想というものです。

今、検査院と人事院はそれぞれ独立性の高い組織として位置付けられていますが、機能不全に陥っているのではないかと思います。そこで、人事院を参議院に、会計検査院を衆議院にそれぞれ置いたらどうかというものがこの構想です。

二つ目のポツ、人事院と総務省の調査機能、検査院の検査機能は、行政の中立公正の確保のために不可欠、国会中心の行政監視システムに組み込むことが合理的である。つまり、今機能していないからです。

その下のポツ、三機関の機能を国会に移すこと、超党派で機関の働きぶりを見ることが可能になる、そして、天引きによる機能不全の問題は完全に解消します、これで、定年がもう保障されていますから。

そして、その下、二院制に基づき衆参両院の特徴を反映した仕組みとして、参議院は組織ど人事、衆議院はお金に着目した行政監視を行ふこととすると。

これによりまして、その下にありますように、国会の行政監視機能、飛躍的に高まります。我々、決算委員会や行政監視委員会でいろんな質疑、行政監視をしますが、選挙もある、地元もある、その行つた質疑が、その後問題がどうなつたか、なかなか我々議員も一〇〇%それをフォロー

でできているとは言えません。ただ、そこに、我々を確保するため、公共の利益の実現に熱意のある者を独自に採用し、その後、定年制の実施を徹底し、関係法人等への職員の再就職を認めない人事制度を確立しなければならない。これが一番大事な部分だと思っております。

そして、その下、参議院は短期的な予算、決算監視院や衆議院の会計検査院という形でもしあれば、これは国会の行政監視機能は劇的に変化します。そういう意味です。

そして、その下、参議院は短期的な予算、決算問題ではなく、長期的な行政の組織と人事の問題に重点を置いた審議を行うことが合理的である

ということです。そして、衆議院の会計検査院は、予算議決に関し優越する衆議院に置くことが合理的であり、本来、予算審査として決算審査を行なうべきであるという問題意識を書きました。

ポイントは、この私案は憲法改正を一切不要しないということです。よく、人事院や検査院の立場、構うと憲法改正が必要になるという話を聞かれます。一切必要ありません。これは、衆参両院で議論をし、そこで決定することで実現ができることがあります。このことを、今後政府にも是非御検討いただきたいと申し上げます。

時間の関係で最後の質問をさせていただきます。

外務大臣にお尋ねします。

ネイチャーの一〇〇六年の四月号は論説で、同

年二月……（発言する者あり）時間ですか。分かりました。

残念ですが、河野大臣、済みません、御臨席いただきまして、時間になりましたので、またの機会にお尋ねさせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長（石井みどり君） 午後一時一十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十二分休憩

本日、小川克巳君が委員を辞任され、その補欠として宮本周司君が選任されました。

○委員長（石井みどり君） 休憩前に引き続き、平成二十九年度決算外二件及び予備費二件を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○矢田わか子君 国民民主党・新緑風会の矢田わか子です。

先週の川崎市における無差別虐殺の事件を始め、昨今、子供たちが巻き込まれる殺傷事件や交通事故が増えています。犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、けがをされた方々の御回復を心よりお祈りしたいと思います。

そこで、本日は、同じく子供たちの命を守る政策課題としまして、児童虐待の問題を取り上げたいと思います。

現在、児童虐待防止法改正案が衆議院で可決されまして、参議院に送られてきております。ますます深刻化しているこの児童虐待、一日も早くなるよう、立法としても政府の強力な対策の推進を求めるべきだと思います。

児童虐待対策としては、平成二十八年に児童福祉法が改正されまして、児童相談所や市町村の体制、専門性の強化が打ち出されています。しかし、その後も死亡事故を含む深刻な虐待事件が続々、昨年末には児童虐待防止対策総合強化プラン、策定されました。資料一、お配りしております。その目標値ということです。

やはり対応が後手後手になつたというような感がいたします。決算委員会ですので、この数年がいたしました。

やはり対応が後手後手になつたというような感がいたしました。決算委員会ですので、この数年がいたしました。

いとこではありませんが、質問時間限られておりますので、今後の対応策について質問させていただきます。

この強化プランは児童福祉司や児童心理司を員されるという方向ですが、それでも大幅に不足

するのではないかというふうに思います。例えば児童福祉司、資料一にありますとおり、二〇一二二年度までに現在の三千二百四十人から五千二百六十、約二千人ほど増員するという計画です。警察の経由を含め、児相に持ち込まれる通報や相談案件は急増しております。年間十三万件とも言われております。二千人ぐらい増やして本当に対応できるのかという疑問を持たざるを得ません。

現在では、どれほど忙しくても、命に関わる児童虐待案も出していることから、通報があつてから四十八時間以内に実態を確認するという、現場に駆け付けるという、そういうルールが設けられています。しかしながら、このルール、必要なんですが、一方で児童福祉司を追い込む深刻な事態を生んでいると言われています。基本的に児相スタッフの大幅増員や業務の見直しを図つていく必要があります。しかしながら、このルール、必要なんですが、一方で児童福祉司を追い込む深刻な事態を生んでいると言われています。基本的に児相スタッフの大幅増員や業務の見直しを図つていく必要があります。しかしながら、このルール、必要なんですが、一方で児童福祉司を追い込む深刻な事態を生んでいると言われています。基本的に児相スタッフの大幅増員や業務の見直しを図つていく必

要があると思いますが、見解を伺いたいと思います。

あわせて、児童相談所のスタッフが、家庭訪問や立入調査、出頭要請など、とてもシビアな対応を現場で強いてられているということもあります。

本当に的確な行動が取れる方、力とか専門性があるのかどうかという質の問題も問われています。

さらに、児童福祉司の任用資格の拡大や児童心理司の増員にしても、例えば期限付の任用ということも増えていると聞いております。優秀な人材を本当に確保できるんでしょうか。こういう処遇の問題についてもお答えいただければと思います。

○国務大臣（根本匠君） 委員の今のお話にありますかどうかという質の問題も問われています。

本当に確保できるんでしょうか。こういう処遇の問題についてもお答えいただければと思います。

○国務大臣（根本匠君） 委員の今のお話にありますかどうかという質の問題も問われています。

したように、児童相談所の児童福祉司一人当たり、要は業務量を減らして、よりきめ細かにケーブルワークを行えることにする、こういうことが大事だと思います。その意味で、今お話にも出た新

プラン、新プランにおいてはどういう考え方で作つてあるかということになりますが、児童福祉司一人当たりの標準的な業務量について、児童虐待相談及びそれ以外の相談を合わせて五十ケース相当だった配置標準を四十ケース相当となるよう

に見直しを行うこととしました。

そういう観点で、具体的には、二〇一九年度からの四年間で、現在、資料を提出していたときまでも、三千人の児童福祉司を二〇二二年度には五千人体制とする、特にその前段として早急に一千人一気に増やすということにしております。また、児童心理司も二〇二二年度に八百人程度増員する、こういうことで児童相談所の体制の抜本的な拡充を図ることとしています。政府としては、まずはこの増員計画を着実に実施していきたいと思います。

そして、今、質の話がありました。質を向上させるために、児童相談所の専門性の強化を図るために、今回提出した法案には児童福祉司及びその指導を行うスーパーバイザーの任用要件の見直し、これを盛り込んでおります。このほか、今年度予算では、平成二十八年度の改正児童福祉法により義務付けられた児童福祉司の任用後研修等の実施費用の補助、児童相談所職員等の研修センターを、今全国で一か所ですが、これを二か所に拡充する、あるいは、国が主催するプロック単位の児童相談所職員への研修の開催という方策を講じて、委員の今のお話の御指摘のような質の向上を図ることとしております。

さらに、処遇改善の話がありました。加えて、児童福祉司等は通告への対応あるいは介入的な対応や夜間及び休日の緊急的な対応に備える必要がありまして、精神的な肉体的な負担が大きい業務であること、あるいは専門性を有する人材の確保が求められること、これに対応できるように常勤職員に限定することなく児童福祉司等の処遇改善を図る旨、これを今年三月の関係閣僚会議において決定いたしました。

具体的には、今後、地方団体などの意見を踏まえながら、今年度予算の概算要求に向けて検討していくといふことを思っています。

○矢田わか子君 根本大臣、私が申し上げているのは、体制強化して人数も増やすという方向はもちろん有り難いんですけど、本当にそれで足りま

すかということなんですね。二千人なんですよ、千人一気に増やすということを私は問うております。

児相は元々、子育ての相談機関であつて、子供を守るという役割は定義されておりません。そう

いとこにこれだけの多くの相談が相次いで、

全國に二百十しかない児相で本当に十三万件もの

対応が処理できるのか。大臣、今五十人見ているところを一人当たり四十人に減らせますというこ

となんですか、児童虐待の相談、その子供の背

景を考えれば、家庭の方々とのお話を含めて、四

十でも、私は本当に一人当たり四十で対応十分で

きるのかなどということを疑問に思います。

かつ、どうしても、児相の方々が現場に駆け付

けたときによくあるケースでは、やはり威圧的な

態度を親から取られてひるんでしまう、おまえに

何の権利がある、帰れとか言われてひるんでしま

うとか、余り長く、やはり福祉の仕事に就いてみ

たけれども、そういうことに慣れていない若い人

たちは辞めていくケースも多いということ現場

からもお聞きしております。

例えば、この内閣委員会でも申し上げま

したが、やっぱり警察署とのもつと連携の下で、

児相が全国に一百十しかないけど、交番は全国に

六千以上あるわけですよ。出張所も入れれば一万

二千になりますよね。したがって、そういうところ

が地域の中にいらっしゃるわけですから、一八

九が電話が入れば、すぐに、児相だけではなく、

警察署とも連携を取りながら、町の交番と一緒に

動けるような、そんなことも是非考えていただけ

ればと思います。

この問題については、これから法案審議の中で

しっかりと深めていただけると思いますので、も

う一步踏み込んだ対応を求めておきたいといふ

うに思います。

続きまして、地域医療情報連携ネットワークに

ついてお聞きをしていきたいと思います。

本日は決算委員会の准総括の質疑ということで

すので、国の予算に大きな部分を占めるこの社会保障の関係に焦点を当てたいと思います。

まず医療費関係ですけれども、先般の厚労部会の中でも、私は、薬価の制度の課題だと多剤重複する投薬の問題等を取り上げさせていただきました。やはり、今廳らんでいる、年金以上に膨らむこの医療費の抑制策を抜本的に見直して、効果あるものを早期に対応していかなければいけないというふうに思います。

本日は、医療機関の間で診療データを共有し、重複医療を解消するという政策について質問します。

この目的で設置されたのが地域医療情報連携ネットワークであります。このネットワークについては、資料二をお配りさせていただきました。

本当に機能すれば様々なメリットがあります。重複する医療を抑制するためにも、そして効率的なネットワークであります。このネットワークについては、資料二をお配りさせていただきました。

本当に機能すれば様々なメリットがあります。重複する医療を抑制するためにも、そして効率的なネットワークであります。このネットワークについては、資料二をお配りさせていただきました。

本当に機能すれば様々なメリットがあります。重複する医療を抑制するためにも、そして効率的なネットワークであります。このネットワークについては、資料二をお配りさせていただきました。

地域医療情報連携ネットワークは、近隣の医療機関で情報共有、連携を促すものであります。今後は、地域の病院連携や病院連携の基盤となることを期待しております。このため、基金による支援は、連携の費用とその効果のバランスを勘案して、地域医療構想の実現に資するためのものに厳格化していきたいと思います。

一方で、また、地域医療情報連携ネットワークの取組と並行して、医療の質の向上を図るインフラとして、全国で保健医療情報を医療機関で確認できる仕組みの構築を進めておりますが、これまでの実証事業などによって、これについては、薬剤情報は重複投薬や多剤投与の減少に資するため、これは有用性が高いことが明らかになっています。

このような状況も踏まえて、先般成立した改正健康保険法によるマイナンバーカードを活用したオンライン資格確認の仕組みなどを活用して、薬剤情報は医療機関などにおいて確認できる仕組みを二〇二一年十月以降稼働させたいと思っております。

○矢田わか子君 根本大臣、私は、今やっているもので、一%の登録しかなくて、正直なところ効果が何も出ていないじゃないかということを御

かせください。

○国務大臣(根本匠君) 地域医療情報連携不ツトワーク、これは地域のまず自発的な取組として始まりました。

これまで、地域医療介護総合確保基金により支援を行つて、例えば佐渡島、これはさどひまわりネット、これは島で、病院とか診療所が元々全体の一つの連携、対応でやつきましたが、さどひまわりネットについては、きめ細やかな情報連携によって質の高い医療を提供している、こういう事例があります。

一方で、情報共有が必要な事例が限られることやコスト負担が高いなどの要因から、参加する患者や医療機関などが限定期的となつてゐるという事例もあります。

地域医療情報連携不ツトワークは、近隣の医療機関で情報共有、連携を促すものであります。今

後は、地域の病院連携や病院連携の基盤となることを期待しております。このため、基金による支

援は、連携の費用とその効果のバランスを勘案して、地域医療構想の実現に資するためのものに厳

格化していきたいと思います。

一方で、また、地域医療情報連携不ツトワークの取組と並行して、医療の質の向上を図るインフ

ラとして、全国で保健医療情報を医療機関で確認

できる仕組みの構築を進めておりますが、これまでの実証事業などによって、これについては、薬

剤情報は重複投薬や多剤投与の減少に資するため、これは有用性が高いことが明らかになっています。

この問題については、これから法案審議の中でも、しっかりと深めていただけると思いますので、もう

一步踏み込んだ対応を求めておきたいといふ

うに思います。

この問題については、これから法案審議の中でも

しっかりと深めていただけると思いますので、もう

一步踏み込んだ対応を求めておきたいといふ

うに思います。

○矢田わか子君 根本大臣、私は、今やっている

もので、一%の登録しかなくて、正直なところ

効果が何も出ていないじゃないかということを御



上の方々が働いたときに、働いた分の今二分の一です。よね、の額が年金から減額されるという仕組みについて、やはり高齢の方々の就労意欲を阻害しているのではないかというふうにも言われております。

いろいろなデータを調べても、いまだに六十五以上ということしかデータが、国のデータありますせん。本当にそこで線引きをしなければいけないのか。今、百年時代です。七十五以上どうなつているんだろう、八十五以上どうだろうというふうに見ようにも、ほとんどのデータが分析、調査もされていないという状況ですので、これから年金制度を考える上で、高齢者の活用、そして抜本的な改革に向けても、こういうデータについても是非調査をしていただきたいということをお願い申し上げて、質問に代えます。

○伊藤孝恵君 国民民主党・新緑風会の伊藤孝恵でござります。

冒頭、私からも、川崎の殺傷事件で犠牲となられた方々の御冥福を心の底からお祈り申し上げますとともに、けがをされた方々、特に子供たちの心の傷、体の傷、両方が早く癒えますように、そのための仕事を我々も一致団結してしていきたいというふうに思います。

それから、我が子の命を守つてそして命を落とされた大変有能な外交官、そのお通夜が今日行わるということで、質疑時間の調整等に奔走された西田筆頭を始め、その調整も快諾をしてくださいました野党の理事の皆様に、そして委員の皆様に御礼を申し上げます。

私がからは、少子化対策について今日はお伺いしたいというふうに思います。

先週も、また大変残念な、櫻田前オリンピック担当大臣による、子供を三人ぐらい産むようお願ひしてもらいたい発言は、日本中の失笑と失望をしていました。また、取りも直さず、河村元官房長官までもが、気持ちはよく分かる、婚礼の席に行くと激励の意味も込めてよく口にすると発言され

たそ  
うで  
す。

九年でしたけれども、翌年には政策用語としての

いなかつたという問題もあります。

このような産めよ増やせよ発言というのは、二〇〇七年には柳澤當時厚労大臣が、十五歳から五十歳の女性の数は決まっている、産む機械、装置の数は決まっているから、あとは一人頭で頑張つてもらうしかないと述べられたり、一四年には衆議院で大西議員が、早く結婚して子供を産まないと駄目だとやじを飛ばした。また、同年は、都議会で女性議員が少子化対策について質問していたら、早く結婚した方がいいとか、自分で産んでからだ、産めないのかなどと大変無恥なやじが飛んだというようなニュースもございました。さらには、昨年には加藤衆議院議員が、三人以上の子

少子化というのもできましたし、その後、少子化担当大臣とというポストまでできました。今、官腰大臣は第二十代目でいらっしゃるそうでございましょうけれども、歴代大臣も大変御努力されてきたとは思いますけれども、結果として、我が国には第三次ベビーブームというのは起こっておりません。生まれる子供の数も年々低下の一途をたどっています。これからも増加は見込めないでしょうというふうに言わせております。なぜなら親になると世世代の人口 자체が減っているから、そういうことを言う識者もたくさんございます。

やっぱり、こういう私たちの、就職氷河期のこの私たちの雇用をつくって、そしてちゃんと所得を安定させて、子育て政策を先回りして整えて、そして、子供にお金が掛かるんだ、そういうことに

例えば富山県でいえば、女性の、女性のといいますか、共働き家庭の割合というのは一貫してほぼ全国トップレベルにありますが、一方で三世代同居が多いと。それから、持家比率あるいは一戸当たりの延べ床面積が全国でもトップレベルといったような状況にありますし、それなりに安定したところではあるんですが、それでも、富山県においてもやはり出生率というのは全国と同じような状況になつてきつつあると。そういうことについても長期的な視点がやっぱり不足しているということは言えるのではないかというふうにも思つております。最近は三世代同居も富山県においても減つてしまいまして、これまでと同じ考え方ではなかなか対応ができないという問題も、傾向もしつかりと出てくるようになります

もちろんと対処をしていれば、こんな私たちのような世代に望めば産み育てられるんだというメッセージを送る、それが一番政治がやらなきやいなかったことなんじやないかなというふうに私は思つております。

宮腰大臣は一九九八年当選でいらっしゃるといふうに伺つておりますけれども、あの大事な時期、私ちょうど就職した年です、あの大事な時期

例えば富山県でいえば、女性の、女性のといいますか、共働き家庭の割合というのは一貫してほぼ全国トップレベルにあります。一方で三世代同居が多いと。それから、持家比率あるいは一戸当たりの延べ床面積が全国でもトップレベルといったような状況にあります。それなりに安定したところではあるんですが、それでも、富山県においてもやはり出生率というのは全国と同じような状況になつてきつつある。そういうことについても長期的な視点がやっぱり不足しているということは言えるのではないかというふうにも思つております。最近は三世代同居も富山県においても減つてしまひまして、これまでと同じ考え方ではなかなか対応ができるないという問題もあり、傾向もしつかりと出てくるようになりますた。

その上で、今回、幼稚教育無償化、教育、保育の無償化などを含めて、第一子、第二子、第三子をそれぞれ欲しいという方々の思いに応えられるように、いろんなことをやつしていく必要があるうかと思つております。現在、今年度中に策定された新的な少子化社会対策大綱、この取りまとめに向けて、三月に立ち上げた検討会において、いろんな観点から有識者の皆さん方の御意見を伺いつ

○國務大臣(宮腰光寛君) これはなかなか難しい問題だらうと思います。私も就職氷河期と言われる時代の子供がおり、日本への政治が有效な策を打てなかつた、その原因についてどういうふうにお考えになつていらつしゃいますか。

例えば富山県でいえば、女性の、女性のといいますか、共働き家庭の割合というのは一貫してほぼ全国トップレベルにありますが、一方で三世代同居が多いと。それから、持家比率あるいは戸当たりの延べ床面積が全国でもトップレベルといったような状況にありますし、それなりに安定したところではあるんですが、それでも、富山県においてもやはり出生率というのは全国と同じような状況になってしまつた。そういうことについても長期的な視点がやっぱり不足しているということは言えるのではないかなどというふうにも思つております。最近は三世代同居も富山県においても減つてしまいまして、これまでと同じ考え方ではなかなか対応ができないという問題も、傾向もしつかりと出てくるようになりますた。

その上で、今回、児童教育無償化、教育、保育の無償化などを含めて、第一子、第二子、第三子をそれぞれ欲しいという方々の思いに応えられるように、いろんなことをやつしていく必要があるとかと思っております。現在、今年度中に策定予定の新たな少子化社会対策大綱、この取りまとめに向けて、三月に立ち上げた検討会において、いろんな観点から有識者の皆さん方の御意見を伺いつつ、新たな大綱の策定に向けて努力しているところであります。

○伊藤恵君 大臣のおっしゃるとおり、やはり長期的な視点というのも欠けていたといいうのは本当に感觸であります。また、理由は一つではなくて、複合的な要因で非常に難しいというのも同じであります。

ます。第一次ベビーブームの時代、私、以前県議をやつておりましたけれども、高校が足りないと  
いうことで、新設高校を例えれば富山県であれば四  
校整備をいたしました。しかし、その先というの  
は、やはりなかなか戦略的に物が考えられなかつ  
た時期もあつたんではないかなというふうに思つ  
ております。もちろん、収入の問題もあれば、あ  
るいは家庭環境の変化にもなかなか対応し切れて

例えば富山県でいえば、女性の、女性のといいますか、共働き家庭の割合というのは一貫してほぼ全国トップレベルにあります。一方で三世代同居が多いと。それから、持家比率あるいは一戸当たりの延べ床面積が全国でもトップレベルといったような状況にあります。それなりに安定したところではあるんですが、それでも富山県においてもやはり出生率というのは全国と同じような状況になってしまつた。そういうことについても長期的な視点がやっぱり不足していることは言えるのではないかというふうにも思っております。最近は三世代同居も富山県においても減つてしまいまして、これまでと同じ考え方ではなかなか対応ができるないという問題も、傾向もしっかりと出てくるようになります。

その上で、今回、児童教育無償化、教育、保育の無償化などを含めて、第一子、第二子、第三子をそれぞれ欲しいという方々の思いに応えられるように、いろんなことをやつしていく必要があるうかと思つております。現在、今年度中に策定予定の新たな少子化社会対策大綱、この取りまとめに向け、三月に立ち上げた検討会において、いろんな観点から有識者の皆さん方の御意見を伺いつつ、新たな大綱の策定に向けて努力しているところであります。

○伊藤孝恵君 大臣のおっしゃるとおり、やはり長期的な視点というのも欠けていたというのも本当に同感であります。また、理由は一つではなくて、複合的な要因で非常に難しいというのも同じくするところでありますけれども、だからこそ大切なのは、今大臣がどういうふうに過去のものを総括されて、そしてどういう手を打っていくか、そのためには定性、定量のファクトというのが必要だと思います。

事務方にお伺いしたところ、これ結構省庁にまたがっているんですよといふお話をでした。

ただ、省庁にまたがっているから分からないと。いうのではなくて、大臣、少子化担当大臣ですから、まさにこの少子化対策と言われるそういう予算をどういうようなものに使つたのか、それが効果があつたのかなかつたのか、これは増額すべきなのか減額すべきなのか、そういうのがよく最近政府が言われているEBPMというのは、どこでどのようにされる若しくはされているんでしようか、教えてください。

○国務大臣(宮腰光寛君) 少子化対策関連予算につきましては、平成十五年度から内閣府において取りまとめの上、少子化に関する施策に関する数値目標とともに、毎年度フォローアップを実施しております。

予算額につきましては、平成十五年度は約一・五兆円、平成三十年度は約四・六兆円、令和元年度は約五・一兆円となっております。これらの状況については少子化社会対策白書にも掲載をしておりまして、毎年国会に報告をいたしております。

こうした検証も踏まえまして、いろんな手を打つてあるわけですが、とりわけ大綱において基本目標のほかに主な施策の数値目標を設定をしておりまして、これについて大綱、検証の中で評価をしていくこととさせていただいております。

○伊藤孝恵君 今、これは根本大臣、いやいや宮腰大臣といふうにそうやつてお見合いをされていましたけれども、これが本当に残念だといふか、やっぱり少子化対策費・それは全部宮腰大臣が見る、そしてその政策が確かに確かではないのか、そういう分析も含めてしまつかり、安倍政権が取り組む一丁目一番地だといふうに総理もおつしやつておりますので、これは本当にしつかりと集約してやつていただきたいといふうに思つますね。

これ、ちなみに、予算は分かりました、この後

何兆円予算で、何兆円規模で取り組んでいくというのも分かつたんですけど、これ何が

じゃ、理由でこういつた少子化の状況になつているのかというのは、理由はもう全部挙げられてるという状態なんでしょうか。理由を挙げないと消していくかと思うんですよね。それはいかがですか。

○国務大臣(宮腰光寛君) 具体的には、第一子、第二子、第三子ではそれぞれ阻害要因が異なると

いう調査の結果が出ております。例えば第一子については、欲しいけれどもできないというのが多くなつております。一方で、第二子、第三子になるとつれまして、子育てや教育にお金が掛かり過ぎる、仕事に差し支える、これ以上育児の負担に耐えられないというのが増えております。また、第二子については、夫の家事、育児への協力が得られないということも多くなつております。

子供の数に関する希望を実現するため、その実現を阻む要因を一つ一つ取り除いていくことが重要であります。このため、少子化社会対策大綱に基づきまして関係省庁が連携して取り組んでおりますが、二〇二〇年度までの三十二万人分の保育の受皿整備、あるいは不妊治療の助成、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現等の働き方改革などの施策に取り組んでいるほか、幼児教育、保育の無償化、真に必要な子供に限つた高等教育の修学支援などの円滑な実施に現在政府を挙げて取り組んでおります。

○伊藤孝恵君 もうおつしやるとおりです。一つ一つ取り除いていかなければいけないといふうに思つます。

この人たちがこういう対策を打つていて、そこにはこの予算が付いていてという、明確に本当に道筋が付いていているんだなどといふうな

ものをお出しitだけるようにお願いしたいといふうに思います。

大臣、済みません、通告しておりませんけれども、フランスのPACS制度、民事連帯契約なんというふうに言われますけれども、そういうふたものに関してはどういう考え方をお持ちの大いでいらっしゃるんでしょうか。

○国務大臣(宮腰光寛君) 若干の通告は聞いておられます。

フランスでは、無償の幼児教育、多子加算を前提とした経済的給付、それから多様な保育サービス、そして出産、育児休業制度などの両立支援策の充実により出生率の回復に成功しているものと認識をいたしております。また、同性間及び異性間での法律上の婚姻とは異なるPACS、いわゆる民事連帯契約、PACSと呼ばれるパートナーフラムが存在する点も承知をいたしております。

他方で、我が国におきましては、法律婚のカツプルから生まれる子供が全体の約九八%を占めておりまして、我が国においては法律婚を尊重する意識が国民の間に幅広く浸透しているということがうかがわれます。

いずれにせよ、個々人の結婚や子供に関する希望をかなえられるよう、引き続き、関係省庁と連携して、継続的かつ総合的な少子化対策を進めてまいりたいと考えております。

○伊藤孝恵君 そうなんです。おつしやるとおり、日本では婚姻内の出生にこだわる社会的文化というのがござります。なので、新生兪に占める婚外子の割合というのは、二〇一六年のデータでも、大臣一%とおつしやいましたけれども、たつた二・三%なんですね。

この非婚カップルに生まれる婚外子の出生率の高さが全体の出生率低下に歯止めを掛けたとも言われておりますし、もちろんベビーシッター制度とか子ども・子育て政策の充実をした上で婚外子へのサポートや社会制度を変えていったことも寄与しているんだというふうに思いますけれども、我が国って、少子化対策と言つていろんな方がいらっしゃるんでしょうか。

この非婚カップルに生まれる婚外子の出生率の高さが全体の出生率低下に歯止めを掛けたとも言われておりますし、もちろんベビーシッター制度とか子ども・子育て政策の充実をした上で婚外子へのサポートや社会制度を変えていったことも寄与しているんだというふうに思いますけれども、

我が国って、少子化対策と言つていろんな方が一生懸命やつっていてもなかなか効果が出ないと。こういう袋小路に入つているようなこの少子化対策の現状を鑑み、別にフランスをまねしましようよと言つてはいるわけではないんですけども、選択的夫婦別姓の議論すら進まないというのがこの国会内の現状だといふうに思います。

少子化対策のあらゆる選択肢を議論していく、そういう空気というのは国会内にあるといふうに、大臣、思われますか。

○国務大臣(宮腰光寛君) 具体的なコメントは差し控えさせていただきたいと思いますけれども、議論が全くなかつたわけではないんではないかと思います。以前、国会の中でも、あるいは自民党の中でも、選択的夫婦別姓制度についていろんな議論があつたということは承知をいたしております。

○伊藤孝恵君 いろんな議論つて、今どうなつているんでしよう。

○国務大臣(宮腰光寛君) 現状について私がちょっと申し上げる立場にもありませんし、よく存じ上げてもおりません。

○伊藤孝恵君 では、片山女性活躍担当大臣に伺います。

今普及率が僅か一〇%のマイナンバーカードの旧姓併記に関するシステム改修費、私だったら伊藤孝恵(旧姓小林)というふうに書く、この小林というものをマイナンバーカードに記すためだけのシステム改修費というのに、平成二十九年度第二次補正予算で九十三・八億円、平成二十九年度当初予算で〇・二億円、同補正予算で百億円、計二百億円弱を計上しておりますけれども、これ、女性活躍推進に資するのはそんなシステム改修費

なんだろうかといふうに思ふんですね。

専任閣僚としての所感、教えていただければと

○国務大臣(片山さつき君) 女性活躍推進の方の予算も私どもでまとめておりまして、令和元年度は約九兆円と、これはまさに育児の手当とか社会保障関係まで全部くまつていますから相当な金額になるんですが、マイナンバーへの旧氏姓記につきましては、まさしく私、規制改革の方も担当して

おりまして、そういうふたところからも出でたんだところで、女性活躍加速のための重点方針の二〇一六年のところで決定をしております。

推こりた量でノン忘のじてに

○国務大臣(片山さつき君) 社会のあらゆる分  
について二〇一〇年までに指導的地位に女性が  
める割合を少なくとも三〇%という目標を立て  
まいりまして、管理職的な部分では、民間企業  
課長相当職以上に占める女性の割合を一〇%、  
家公務員の同女性の割合を五%という目標を、  
十二年の第三次男女共同参画基本計画において  
このようにしておりましたんですね。

その後、進捗状況も含め二十七年に今、第四  
男女共同参画基本計画を作ったときには、あら  
る努力を行えば達成し得る高い水準の具体的な  
目標として、同じ割合一〇%程度を、課長相当職  
女性の割合を一五%、それから国家公務員の指  
導職相当の女性の割合を五%、課室長を七%とい  
ふうにしたもので、これは、よく御党の議員の、

進というのを議論するときに、極めて保守的な族観を前提に、女性に旧来の家庭責任に加えて、事も迫る、男性の働き方の基準は変えずに女性意識が変わつていくことを望む、そんな女性活躍推進では困るというふうに思いますし、大臣もきくくなづいてくださっていますが、思うんですね。

今大臣が令和元年には九兆円規模というふう御答弁されましたけれども、少子化対策同様、女性活躍推進についても、大事なのは、今、片大臣が、過去をどうやって総括し、現在の政策どう打ち出していくか、その予算の執行状況、内容の検証、まさにEBPMをしっかりとやってもう、それが大事なんだというふうに思います。

二〇一四年、成長戦略としての女性活躍推進において、二〇一〇年までに指導的立場の女性を〇%にというふうに掲げられました。にもかからず、二〇一五年、第四次男女共同参画基本計案、あらゆる分野における女性の活躍では数値目標は下方修正されております。

これ、河井が足りなかつたのか、これつて分所

生方とテレビ討論とかで出たときに、若干ちょっと  
と、どちらが間違いということではなくて、ディ  
メンションの違う議論をしてしまふんですが、  
我々としては、下げたり、何か後退させるような  
意思が全くあつたわけではないんですけど、いざわ  
にしても、達成できていないものがたくさんある  
ことは私は認めざるを得ないと思つております。  
また、直近の問題では、後で委員から御指摘が  
あるかもしませんが、四年に一度の統一地方選  
があつたと。女性議員は立候補者も当選者も兩  
方、増えるには増えたんですよ。ただ、諸外国と  
比べて一律にどうというナイーブな議論をしても  
仕方がないですが、国会議員の方は着実に増え  
つも、まだ先進国より低いということですが、地  
方議員の方は、明確な目標設定もしているわけ  
じゃないんですねが、なかなか増えていくスピード  
が低いということで、今般、四年に一度のことと  
すから、実態をある意味総括し、EBPMをする  
ためにどういう状態だったのかを各政党にきちんと  
聞いて、あるいは新しく当選された女性議員の  
方こもきちんと聞いて、現状を再把握して何か大  
きな仕事の躍進を図らなければなりません。

して、時同じくして家庭の中でも育児や介護が生まる。その両方とも大切で、両方とも一生懸命頑張りたいからこそ、時間的にも身体的にも精神的にも対立<sup>トライバル</sup>が起こる。同じくして、職場の中に子供を持つ、子供を持たない、それは極めて個人的な選択なので、ただ、子を持った、子を育てる女性が保育園からの電話一本で帰つてしまふと、じや残つた者にしわ寄せが来る。あなたはいいかもしない、でも私にはしわ寄せが来るというような、こういった対立も起こる。

こういうワーク・ライフ・コンフリクト世代の私たちからしてみれば、二〇一七年の男女共同参画白書を見ても、子供がいる夫婦の家事、育児の妻への偏り<sup>アンドラム</sup>というのは国際的に見ても異常レベルだというふうに指摘があります。この男女の役割分担に関する無意識バイアス、それから、男性の長時間労働、女性の有業率には強い相関があることも白書の中で計数で示されています。

子供は女性だけでは育てられない。男性や家族、地域行政、ありとあらゆる人の手を借りないと、本当に、私自身もそうですが、必定<sup>ハサウエイ</sup>かと思ふが、

します。国会がその当事者の声をどれほど拾えていたのか、産めるさがを持つていてる女性の毎日をどう想像できていたのかと、櫻田元大臣などの発言を聞いてみると非常に絶望してしまうところ

占ての国はは二次の目ゆ定先うう野後ほどまたそこには触れさせていただきますけれども、資料二の一を御覧ください。これ、共働き世帯数の推移とというグラフであります。この青文字が共働き世帯の推移です。右肩上がりです。赤文字が片働き世帯、お父さんが外で働いてお母さんが主婦をしているというようなな。これ、明確にXを描いております。よく見ると、この平成九年以降、一度も交わることなく共働き世帯が増えている。今や働くお母さん七割というようなニユースも出ておりましたけれども、こういふようない状況の中で、私たち、よくワーカー・ライフ・バランスなんて言われるんですけどわざと立ですね、そういう世代だと思うんです。仕事を続けていく中で、仕事場の中で責任が増

発言を聞いてみると非常に絶望してしまうところがあるんですけども。

資料一の二を御覧ください。

これ、男性育休がこの国には必要になつてくると初めて国会にアジエンダを持ち込んだのは、昭和五十五年、当院の、参議院の女性議員でありました。昭和五十五年といえば、資料二の一に戻つていただくと、まだまだ共働き家庭も珍しかつた時代です。こういうようなアジエンダを持ち込んできました。国会って、法律ってみんなが守るものですから、当たり前を、この国の当たり前をつくる場所だというふうに思いますので、このとき、周りの男性議員も当時の与党も、そうだなるほどといって、こういった男性も育児休業を取りうことについてもと議論をしてくれたら、今こ

発言を聞いてみると非常に絶望してしまうところがあるんですけれども。

資料一の二を御覧ください。

これ、男性育休がこの国には必要になつてくると初めて国会にアジェンダを持ち込んだのは、昭和五十五年、当院の、参議院の女性議員であります。昭和五十五年といえど、資料二の一に戻つていただくと、まだまだ共働き家庭も珍しかつた時代です。こういうようなアジェンダを持ち込んできました。国会つて、法律つてみんなが守るものですから、当たり前を、この国の当たり前をつくる場所だというふうに思いますので、このとき、周りの男性議員も当時の与党も、そうだ、なるほどといって、こういった男性も育児休業を取るということについてもと議論をしてくれたら、今こ

んな産み育てにくい日本なのかなというようなことも想像いたします。

片山大臣に伺います。自民党内に男性育休の義務化を目指す議員連盟が今週にも発足するそうです。大変嬉しいことだというふうに思います。

ちなみに大臣、議連、入られるんですか。

○國務大臣(片山さつき君) 御指摘の議連については、企画をしている方々が早い時期に私のところに来られて、こういう運動をなさりたいということ

ことで御説明がありましたので、それは大変いい

ことで、我々は、義務化ということになりますと、これ全省庁の調整の中で、やはりまだ付いてこれない部分があるということを言ってこちらは申し上げられませんが、私の所管として、ずっとまさにイクメン促進のための企業の優遇策あるいは企業の表彰ということをもう細かく細かく、さらに、重ねて重ねてやつておりますし、数値も公表して見える化を図つております。それがつてはきております。

国家公務員も民間も上がつてはきておりますが、まだ取得の日数が少ないのです。これではちょっとお父さんとして、妻の出産時の一番大変なときの様子を両方でシェアできる日数じゃないといふことで、今度は日数をもう少し増やしていただけで、母側の肉体的に一番きついときを補えるようなんになっていただければいいとか、まさに、女性活躍推進の方針を決定する、もう本当にあと数週間以内に決定のタイミングでございまますから、様々な議論をしているところで、ちょっと今は要請を受ける側なので議連には入つておりませんが、気持ちは全く同じかなと思つております。

○伊藤孝恵君 義務というか、これ多分男性育休の権利化というか保障、保障化ということだと思います。

日本生産性本部の二〇一七年統計では、男性新入社員の八割が育休を取得したいと回答している。それがこれから親になる世代の普通感覚なん

だというふうに思います。国会の感覚もここにやつぱりチューンナップしていかなきやといふふうに思いますし、今大臣がおっしゃられたように思いますが、今回の調査から承認期間については日数単位で把握できるようにしたところでございま

す。だから申し上げますけれども、コベアレンティングのそういうものをつくるには、まさにおなかがかり申し上げますけれども、まさにおなかが

大きくて、その前後、男性産休の部分も非常に必

要な概念だというふうに思います。

これ、資料の二の三から一の五を御覧ください。

民間企業、国家公務員、地方公務員の男性育休取得率の最新数字であります。見ていただきたいのは、その期間。例えば、民間企業の男性育休の取得率が五・一四%になつたなんて政府は堂々とおっしゃいますけれども、その実、一ヶ月未満が八三・一%、更に詳細を申し上げますと、五六・九%が五日未満のなんちゃつて育休なんです。こ

んな育休カウントしていただいたら困ります

し、国家公務員は取得率は一〇%となつております。

すけれども、詳細な日数は把握していないんだそ

うです。一ヶ月以下が六八%というだけ。地方公

務員に至つては、四・四%と言いつつ、期間詳細

を取つたことがなく、このグラフのみ。六ヶ月以

下が七九・三%ということ以外は分からぬそう

です。

石田大臣と宮腰大臣に伺います。これ、少なくとも現状認識の調査だけでもまずは必要だと思う

んですけども、いかがでしょうか。

○國務大臣(石田眞敏君) 総務省では、平成三十

年度に実施をいたしました地方公共団体の勤務条

件等に関する調査におきまして、平成二十九年度

に新たに育児休業を取得した男性職員の承認期間

について、六か月ごとの区分で調査、公表を行つたところです。

その結果調査結果としては、平成二十九年度

に育児休業を取得した男性職員の承認期間は、

六か月以下が約七九%、六か月超一年以下が約一

七%、一年超が約四%となつております。

平成三十年度中に新たに育児休業を取得した男

性職員の承認期間について現在調査を実施しておりますが、今回の調査から承認期間については日数単位で把握できるようにしたところでございまして、公表についてもより細分化した単位で行うことができるよう検討してまいりたいと思います。

○國務大臣(宮腰光寛君) 従来、一週間以下については特に把握しておりませんでしたが、直近の平成二十九年度の調査からは育児休業取得期間が一週間以下の職員の割合も把握をしております。二十九年度中に新たに育児休業を取得した男性職員のうち、取得期間が一週間以下の割合は二〇・七%、一週間超一ヶ月以下の割合は四七・三%、合計で六八%というふうになつております。

○伊藤孝恵君 是非、現状認識の調査をしていただくとともに、内閣府は第四次男女共同参画基本計画を策定し、男性中心の労働慣行等を変革するとともに男性の育児参画を進める観点から、男性の育児休業の取得について令和二年までに取得率を一三%とする成果目標を設定しています。しかしながら、現状は目標達成の見通しは立つておらず、肝腎な取得期間の現状認識さえできていないという有様であります。

政府は、早急に、男性の育児休業の取得が進んでいない、短期間になつているなどの原因のみならず、取得した場合の効果を調査した上で、実効性のある取組のアイデアを出していかなければなりません。職場の無理解をどうするか、経済的不安を払拭する所得保障も最重要のポイントであります。まずは、どれくらいの期間、どれくらいの人が休業し、その結果どんなメリット、デメリットがあつたかを定性、定量調査をしていただかなといふ、例えば育児・介護休業法などをいざ改止しようとなつたときに、又は新たに理念法を制定しようとする、そういう場合にだつて、政策決定のエビデンスがないといふふうに思つんですね。

これ、根本大臣、調査お願いできませんか。

○國務大臣(根本匠君) 調査……(発言する者あり) 調査。

まず、私もこの子育て支援の問題、これは、平成五年に私は当選しましたけど、そこから厚生委員あるいは社会部会でやつきました。あのとき、エンゼルプランというのを平成六年、たしか初めてやつた。あのときは、日本の場合は高齢化が急速に進むから、だから高齢者対策がずっと中心で来た。そして、やつぱり子育て支援、少子化対策が大事だということで政策的に打ち出したのが私はエンゼルプランだったと思います。

そして、育児休業については、年々上昇していますが、残念ながら五・一四%となつて、いままだ低い水準にとどまっています。様々な政策打つてきていますけど。そして、なぜ育児休業を取れないか、これは平成二十九年度にアンケート調査しました。お分かりですかね。だから、そういうアンケート調査はして実態を把握していますから、政策は、確かに実態把握して具体的な政策を打つので、これは実態把握には努めていきたいと思います。

○伊藤孝恵君 大臣、でも、資料二の六のようになります。育児は仕事の役に立つ」という本から抜粋してきますから、政策は、確かに実態把握してその効果、これはいいことなんだというのはエビデンスは導き出されているかといふと、大臣のおつしやるとおり、アンケート調査止まりなんですよ。もうちょっととしつかりこの男性育休について調査を、研究をしていただきたい。どうか前向きに御答弁をお願いします。

○國務大臣(根本匠君) 男性育休の取得促進、これは本当に大事だと思いますよ。だんだん、先ほど、新入社員が八割育休取得したいと言つていね。そもそも、新入社員が八割育休取得したいと言つていいと、例えば育児・介護休業法などをいざ改止しようとなつたときに、又は新たに理念法を制定しようとする、そういう場合にだつて、政策決定のエビデンスがないといふふうに思つんですね。

これ、根本大臣、調査お願いできませんか。

○伊藤孝恵君 公明党の秋野公造でございます。

お役に立てるように質疑をしたいと思います。

資料一にお示しをしておりますけれども、平成

二十三年の二月、私は、北海道医療大学の浅香正

博学長の御指導の下で、胃がんの原因はピロリ菌ではないかということを質疑をさせていただきました。

して、国がそれを初めて認める答弁も行つて

いたこともあって、その後の対応というのは極めて迅速でありまして、平成二十五年二月、この

ピロリ菌の除菌、適用を慢性胃炎まで拡大をして保険適用ということになつたものであります。

すなわち、ピロリ菌に感染をした人は全員除菌を行うことができるようになつたわけであります

が、胃カメラを飲まないと保険適用にならないように行つてくださいましたこと、その成果は、資料の左上にお示しをしているとおり、四年間で約一割の減少を示したということであります。四十年間、胃がんで亡くなる方をどう努力しても五万人から減らすことができなかつた我が国が、大きく減らすことができました。二〇一七年は少し下げ止まつたようにも感じましたが、二〇一八年のデータ、お伺いをいたしますと、速報値で、十一月までの段階で千名減つているということでありますので、そういう意味では、大きな成果を上げて

いるというのは、左下、国立がん研究センターが高齢化を背景にまだまだ胃がんで亡くなる方は増加をするといった予想を大きく覆す形で成果を上げたといふのは、裏面に浅香先生の読売新聞に対する取材を付けておりますけれども、そのとおりであります。

右上は、開腹手術、おなかを開ける手術が減つて、そして内視鏡で切除する手術が増えているといったようなことも早期発見につながつていると、いうことでありましょく、右下御覧いただきますと、国はまだがん検診にピロリ菌検査を追加していない状況であります、既に平成二十九年の段階で三割を超える自治体の首長さんがピロリ菌の検査を導入をしていると、そういうふうな状況であるということを考えますと、国はそろそろ考え方というものを示す状況にあります。

平成二十八年には、胃内視鏡、五十歳以上の方

に胃内視鏡検査を追加をする、こういったような決断もしていただいたわけでありますけれども、

五十歳以上の方とピロリ菌に感染をしている方と、どっちがリスクが高いのかといったことは冷静に見なくてはなりませんし、多くの自治体で若年層に対する検診が行われているということは将来にとつては大きな意義があるわけですが、今リスクが高いところに介入ができるかといった

こととも冷静に見なくてはならないということだらうと思います。

国は、それぞれのリスクに応じたがん検診の導入にかじを切るべきではないか、そのように考えます、見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（宇都宮啓君）お答えいたします。

ただいま委員から御指摘いただきましたよ

うとともに冷静に見なくてはならないことだらうと思います。

国は、それぞれのリスクに応じたがん検診の導入にかじを切るべきではないか、そのように考えます、見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（宇都宮啓君）お答えいたします。

ただいま委員から御指摘いただきましたよ

うとともに冷静に見なくてはならないことだらうと思います。

現在、がん検診のあり方に関する検討会におきまして、国のがん検診の指針の改正を見据えた検討を行つてございます。

厚生労働省としては、ただいま御指摘いただきましたように、今後、リスクによる層別化をより精緻化して、リスクに応じた検診が適切に行われることが重要であると考えてございます。

会での議論を踏まえながら更に検討してまいりたいと考えてございます。

○秋野公造君 リスクに応じた検診をしていただ

ましたように、今後、リスクによる層別化をより精緻化して、リスクに応じた検診が適切に行われることで、がん検診の指針の改正を見据えた検討を行つてございます。

厚生労働省としては、ただいま御指摘いただきましたように、今後、リスクによる層別化をより精緻化して、リスクに応じた検診が適切に行われる

ことが重要であると考えてございます。

○秋野公造君 リスクに応じた検診をしていただ

ましたように、今後、リスクによる層別化をより精緻化して、リスクに応じた検診が適切に行われる

ことが重要であると考えてございます。

○秋野公造君 リスクに応じた検診をしていただ

いですか。見解をお伺います。

○政府参考人（宇都宮啓君）お答えいたします。

ただいま御指摘いたしましたとおり、厚生労

働省では、平成二十九年に厚生労働科学研究費を活用いたしまして、遺伝カウンセリングや治療の手順書をまとめた「遺伝性乳癌卵巣癌症候群（HBOC）診療の手引き」の作成を支援いたしまし

て、これらの方々に対する診療の質の向上に取り組んでいるところでございます。

○秋野公造君 この医学会などのガイドラインも拝見をいたしますと、こういった遺伝子を持つて

いる方のうち乳がんを発症した方について、卵巣がん、卵管切除、それから対側の乳房の切除、こ

ういったもの、資料の後ろに患者会も含めた要望書をお付けをさせていただいておりますけれども、今や学会においては、下の方にお示しをして

おりますが、推薦の強さ」ということで、予防的

に切除を行うといったようなことがもう推奨され

ているような状況であります。

○秋野公造君 中でも卵巣がんは、発見されたときにはステージ3が大半を示すということを考えると、早期発見を進めてきたところでございます。

現在、がん検診のあり方に関する検討会におきまして、国のがん検診の指針の改正を見据えた検討を行つてございます。

厚生労働省としては、ただいま御指摘いただき

ましたように、今後、リスクによる層別化をより

精緻化して、リスクに応じた検診が適切に行われることが重要であると考えてございます。

会での議論を踏まえながら更に検討してまいりた

いと考えてございます。

○秋野公造君 リスクに応じた検診をしていただ

ましたように、今後、リスクによる層別化をより

精緻化して、リスクに応じた検診が適切に行われることが重要であると考えてございます。

○秋野公造君 リスクに応じた検診をしていただ

いは社会的妥当性といったようなものも考慮して中医協において議論をいただいて判断していると

いうことでございます。

御指摘の遺伝子異常を有する方の乳がんや卵巣がんの予防的手術ということにつきましては、こ

うした遺伝子異常というのが言わばがんの原因となる疾患というふうに捉えて、それに対する治療

というふうに位置付けられるかという課題がある

と思っています。また、御指摘のように他の方法で早期発見が可能かどうかということも論点だろ

うとうふうに思つておりますので、これにつきましては、エビデンスを確認しながら、関係者の意見を聞きながら慎重に検討を続ける必要がある

とうふうに思つておりますので、これにつきましては、エビデンスを確認しながら、関係者の意見を聞きながら慎重に検討を続ける必要がある

B.O.Cが判明した場合に適切に説明するなどの対応ができるよう、遺伝カウンセリングに関わる者の育成が重要でございます。

厚生労働省では、現場の幅広いゲノム医療に関する相談に対応できるよう、研修を実施してございます。また、人材の適切な配置を推進するため、平成三十年度より、がんゲノム医療中核拠点病院におきまして遺伝カウンセリングの実施体制を整備することを求めてございます。

今後とも、ゲノム医療を推進するため、カウンセリング等の人材の育成に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○秋野公造君 よろしくお願ひをしたいと思いま

す。胃がんに話を戻したいと思いますが、先ほど保険適用の後にピロリ菌の陰性が順調に行われています。そのためには、新たな抗菌薬の開発とか胃酸分泌抑制剤、こういった開発なども必要なわけありますけれども、耐性菌を出さないということも重要であります。

資料一、一枚目の裏側を御覧いただきますと、カラーで刷りをしております。浅香先生からいたいものでありますけれども、一次除菌と呼ばれるクラリスロマイシンの耐性がやつぱり保険適用の後に増加をしておりまして、上げ止まつたようにも感じますけれども、二次除菌、赤でお示しをしております、こちらにつきましては、耐性は少ないながらも、有意差を持つて増加をしてきている状況であります。

強力な胃酸分泌抑制剤も出てきて治療効果は上がっているはずでありますが、ちょっとこの増率は気になるところでありまして、耐性菌の把握といったものは国として必要ではないかと思います。国立感染症研究所などの関与も必要かと思いまますが、このピロリ菌の、感染症法にも位置付けられておらず、その位置付けも含めて国の把握を求みたいと思いますが、御見解をお伺いしたいと

思います。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたしました。

ただいまお話をございましたように積極的な除菌で、厚生労働省としてもヘリコバクター・ピロリ感染胃炎に対する取組など進めてきたところでございます。

一方で、御指摘いただきましたように、近年、除菌に用いる薬剤の一つでございますクラリスロマイシンへの薬剤耐性が出現しているということがまさに指摘されているところでございまして、

厚生労働省としては、まずはヘリコバクター・ピロリの薬剤耐性に関する現状を把握することが重

要だと考えてございます。

今後、専門学会や国立感染症研究所等と連携いたしまして、必要な調査の実施を検討してまいり

ます。厚生労働省としてもヘリコバクター・ピロリの薬剤耐性に関する現状を把握することが重

要だと考えてございます。

○秋野公造君 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

もう一つ、耐性菌が気になる結核についてお伺いをしたいと思います。

我が国の結核対策は順調に進んでおりますが、まだ世界の中では中流行国に位置付けられており

まして、近年の感染は外国人からの集団感染とい

う形であります。これが、耐性菌が我が国に入っ

て、流入をいたしますと、様々な取組の効果が減

じてしまうわけであります。

五月二十日の決算委員会におきまして、ヨランダ台風が発生をして、フィリピンで結核治療を受

けている、そんな診療情報などを全て失われてしまつて、様々な支援を求めて対応いただいたところ

であります。日本は優れた技術であるT.B.L

A.M.P法、こういったことを活用することによつて結核の耐性菌、高流行国などで起きたものが日本に入ってこないようにしていく、そういうふたことは両国にとって益するものだと思います。

このとき外務省の皆様方に御提案を申し上げま

誇るT.B.L.A.M.P法を活用して耐性菌ができるない取組などに活用していくことは非常に有用であると考えますが、御見解をお伺いしたいと思います。

五月二十日の決算委員会にて河野外務大臣から答弁したとおり、T.B.L.A.M.P法については、同方法を用いた結核診断方法に関するフィリピン国内のガイドラインが二〇一九年二月に定められたところでございます。

これを踏まえ、今後、マニラ以外の地域への導入支援を進めていきたいと考えており、委員御提案の東ビサヤ地域医療センターを含む東ビサヤ地域に対しては、来月にも現地ニーズ調査を行い、

フィリピン側の結核検査を行う体制の構築状況等を確認する予定でございます。その結果を確認し、導入を支援してまいりたいと考えております。

○秋野公造君 ありがとうございます。もう一つ、耐性菌が気になる結核についてお伺いをしたいと思います。

もう一つは、外国人材の労働がこれから進んでいくわけであります。この感染予防をどう進めしていくかということが重要であります。結核高蔓延国からの入国者を対象に入国前のスクリーニングを検討しているということでありまして、昨年、私からも、この結核スクリーニングについて、流入をいたしますと、様々な取組の効果が減

じてしまうわけであります。

五月二十日の決算委員会におきまして、ヨランダ台風が発生をして、フィリピンで結核治療を受

けている、そんな診療情報などを全て失われてしまつて、様々な支援を求めて対応いただいたところ

であります。日本は優れた技術であるT.B.L

A.M.P法、こういったことを活用することによつて結核の耐性菌、高流行国などで起きたものが日本に入ってこないようにしていく、そういうふたことは両国にとって益するものだと思います。

○秋野公造君 法務省にお伺いをしたいと思います。

この入国前のスクリーニングを実施する対象についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(佐々木聖子君) 当局といたしまして、結核スクリーニングの適切な実施は重要であります。あると考へておりまして、現在、厚生労働省等関係省庁とその実施に向けた検討を進めているところです。

○秋野公造君 法務省にお伺いをしたいと思います。

この入国前のスクリーニングを実施する対象についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

御指摘のように、現在、訪日前に結核検査を受

診していただいて、結核を発症していないことを確認する入国前スクリーニングを導入することと

してございます。現在、その実施に向けて、厚生労働省、法務省、外務省の間で調整を行つて

いるところでございます。

具体的な実施方法につきましては現在検討中でございますが、訪日前の結核検査については、問

題、診察、それから胸部レントゲン写真撮影を

行つて、そこで結核の疑いがあれば喀痰検査を行ふことを考へてございます。この喀痰検査において、一般的に、塗抹検査か、ただいまお話し

いたしました遺伝子検査のどちらかが行われるところに、感度の高い培養検査が行われております。

ここで、御提案いただきました遺伝子検査が最も重視されて、現状としては培養検査の結果が最も重視されています。

これまで、塗抹検査と比べて結果が早く判明するということ、また、このLAMP法という簡便な遺伝子検査も開発されているということは承知してございます。一方で、検査環境が十分でないところもあることから、限定期間でない限りは通常の遺伝子検査を実施することが困難なことがあります。一方で、検査機関が選択して塗抹検査又は遺伝子検査を実施できるよう柔軟に検討してまいりたいと考えてございます。

○秋野公造君 法務省にお伺いをしたいと思います。

この入国前のスクリーニングを実施する対象についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(佐々木聖子君) 当局といたしまして、結核スクリーニングの適切な実施は重要であります。あると考へておりまして、現在、厚生労働省等関係省庁とその実施に向けた検討を進めているところです。

○秋野公造君 法務省にお伺いをしたいと思います。

この入国前のスクリーニングを実施する対象についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

御下問の結核スクリーニングの対象者につきま

しては、昨年二月に開催された厚生科学審議会結核部会において、我が国における外国生還者の結核患者は、フィリピンを始めとする上位六か国、

スルワカ、インドネシア及びミャンマーで八割を占めており、これらの国から入国する長期滞在者に対する優先的に入国前スクリーニングの実施を検討する

こととされていることなども踏まえまして、関係省庁とともに適切に検討し、実施をしてまいります。

○秋野公造君 どうぞよろしくお願いをしたいと

命を守る議論を続いているわけでありますけれども、私のおじは長崎原爆にて被爆死をしました。まだ十六歳で、長崎大学医学部を目指しておりまして、まだ原爆が落ちたときはおじは生きていたようであります。友人たちの足にしがみついて、連れていってくれ連れていってくれと言つて、誰も連れていくことができず、そのことをいまわの際まで悔やんでおられる。そんな御友人のお言葉を聞きながら育ちました。

おじが被爆死した近くに城山小学校の被爆遺構がありまして、過去に国の文化財として保護すべしと申し上げまして、国は即座に史跡として対応してくださり、そのおかげで、パグウォッシュ会議のダナパラ会長を始め幹部全員が、外務省の賢人会議の皆様も全員が足を運んでくださり、被爆者の皆様方とともにお迎えをすることができたというの非常にうれしいことであります。当時の熱線、爆風、こういったもののすさまじさをリアリティーを持って感じていただくといふことは非常に重要なことだと思います。

この城山小学校は被爆遺構の中に入ることができて、中を守っているのは被爆者の方々であり、対話をを行うことができ。その周りを次代を担う小学校が守ってくださっています。

核兵器を二度と使わせない、この思いは、我が国だけの価値ではなく、世界の価値とするべきだと考えます。そう考えると、我が国はこの城山小学校、被爆遺構を世界遺産登録を目指すべきであると強くお訴えをしたいと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(村田善則君) お答え申し上げま

世界文化遺産につきましては、近年、世界遺産委員会やその諮問機関であるICOMOSにおける審査が厳格化する傾向にあることから、その登録に向けては万全の準備を進める必要があると考えてございます。

先生から御指摘をいただきました旧城山国民学校を含みます長崎原爆遺跡の保護に関する御指摘をいたしました。私は、積極的に平和をつくり上げていく姿勢を示すことが含まれております。そして、現在、開会式、閉会式につきましては、大会組織委員会

員から国会で御質問をいただくなど、大変な御尽力をいただいていると承知をいたしてございました。この遺跡につきましては、今先生からお話をございましたとおり、平成二十五年に登録記念物に登録され、その後、さらに平成二十八年に史跡に指定されるなど、第二次世界大戦末期における原爆投下の歴史的事実や戦争の悲惨さを伝える遺構として貴重な遺構であると承知しております。

今後、世界遺産登録を目指す場合には、まず世

界遺産暫定一覧表に記載されることが必要となるものでございます。文化庁としては、地方公共団体からの御要望があれば必要な助言等を行うなど、真摯に対応をしてまいりたいと考えております。

○秋野公造君 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

鈴木大臣、今日は本当にありがとうございます。

八月九日、長崎原爆の日はオリンピック閉会日でもあります。長崎を最後の被爆地にしたい、私たちはあの悲惨さを繰り返すことがあつてはならない、そう強い意思を持つています。クーベルタン先生は、オリンピックの目的を、スポーツを通じて平和な世界の実現に寄与すると語られました。大臣から長崎の思いを伝えていただきたい、そのようにお願いをしたいと思いますが、御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(鈴木俊一君) 秋野委員御指摘のとおり、二〇二〇年東京オリンピックの閉会する日は八月九日でございまして、この日は長崎において原爆が投下された日であるわけであります。我が国は唯一の戦争被爆国でありまして、政府としても平和の大切さを訴えていくことは重要であると、そのように認識をいたしております。

大会組織委員会が取りまとめました二〇二〇年東京大会の開会式、閉会式の全体コンセプトには、積極的に平和をつくり上げていく姿勢を示すことが含まれております。そして、現在、開会式、閉会式につきましては、大会組織委員会

が先ほどの全体コンセプトを踏まえまして、野村萬斎さんを中心四つの式典、オリパラの開会式、閉会式、四つの式典全体の総合的な演出企画ございましたとおり、平成二十五年に登録記念物に登録され、その後、さらに平成二十八年に史跡に指定されるなど、第二次世界大戦末期における原爆投下の歴史的事実や戦争の悲惨さを伝える遺構として貴重な遺構であると承知しております。

今後、世界遺産登録を目指す場合には、まず世界遺産暫定一覧表に記載されることが必要となるものでございます。文化庁としては、地方公共団体からの御要望があれば必要な助言等を行うなど、真摯に対応をしてまいりたいと考えております。

○秋野公造君 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

鈴木大臣、今日は本当にありがとうございます。

八月九日、長崎原爆の日はオリンピック閉会日でもあります。長崎を最後の被爆地にしたい、私たちはあの悲惨さを繰り返すことがあつてはならない、そう強い意思を持つています。クーベルタン先生は、オリンピックの目的を、スポーツを通じて平和な世界の実現に寄与すると語られました。大臣から長崎の思いを伝えていただきたい、そのようにお願いをしたいと思いますが、御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(鈴木俊一君) 秋野委員御指摘のとおり、二〇二〇年東京オリンピックの閉会する日は八月九日でございまして、この日は長崎において原爆が投下された日であるわけであります。我が国は唯一の戦争被爆国でありまして、政府としても平和の大切さを訴えていくことは重要であると、そのように認識をいたしております。

○秋野公造君 ありがとうございます。よろしくお願いをしたいと思います。

次に、血液製剤の安定供給についてお伺いをします。

国交省としても、今後、地域からの御要望を踏まえ、本パーキングエリアの活用につきましてNEXCO西日本に伝えますとともに、必要な協力をを行つてまいりたいと考えております。

○秋野公造君 ありがとうございます。よろしくお願いをしたいと思います。

次に、血液製剤の安定供給についてお伺いをします。

血液製剤の安定供給は極めて重要なことでありますが、人口減が進みまして、この血液製剤を運んでくださる卸売業、こういったことがもう撤退をいたしますと、日本赤十字社がこの血液製剤を直送する例がちょっと増えていくようになります。そこで、特に離島、半島、こういったところでは、今まできていたこと、医療が行うことができなくなります。そういうことですと、大量出血、こういった緊急時の対応が非常に心配なところであります。

私が、過去には、大量出血時に用いられていましたバイブリノゲン製剤、これが様々な経緯で先天性の疾患のみに適用が限定されてしまつていたとこ

るを、専門家の先生方や薬害H—IⅤ被害者の大平勝美さんや花井十伍さんなどを交えて、真に必要なときにファイブリノゲン製剤を使うことができるよう平場で議論を進め、国においても未承認薬検討会議で適用拡大を議論すると、そういう御判断をいたいところあります。がんの血液製剤が適時に適量を確保することができなくなりますと、こういった努力も半減をしてしまうという状況であります。

お伺いをしたいと思いますが、仮に離島、半島などにおいて血液製剤に関わる卸業などが撤退するようなことがあって、この当該地域、私がイメージしているところは県立病院などもあるんですけど、この当該地域で日赤自体が事業所を、これまでどおり血液製剤を必要時に必要量を届けることができなくなつた場合に、この血液製剤安定供給のために、例えば日赤が当該地域に卸販売業の許可を得た出張所を設置することは薬機法上可能でしようか。具体的にどういった要件が求められるか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(宮本真司君) ただいまの委員の血液製剤の安定供給につきましての御質問にお答えさせていただきます。

地域における輸血用血液製剤の供給体制の在り方につきましては、地域の実情を踏まえた医療提供体制を構築する中で併せて検討されるべきものと考えております。

輸血用血液製剤につきましては日本赤十字社が医療機関への供給を担つており、お尋ねの委員御提案のような出張所を既に設置している地域もあります。

御売販売業の許可につきましては、医薬品を適切に貯蔵、保管等をするために、業務を行う上で適切な面積が確保されているか、あるいは冷暗貯

藏のために必要な施設を設けているかなど、営業所の構造設備などについて満たすべき基準あるいはその考え方が省令や通知などで示されているところでございます。

また、卸販売業の許可を受けた場合につきましては、その業許可を受けた者が遵守るべき事項といったしまして、営業所の管理の方法として、薬剤師を置き、保健衛生上支障がないよう薬剤師に営業所を管理させること、医療機関への供給等の業務につきまして、当該営業所に勤務し、当該卸販売業者と使用、雇用関係にある従業者が定められた手順に従い実施することなどを求めていざいます。

なお、こうした体制が整備される中にありますても、夜間の大量出血など緊急の際には、輸血用血液製剤を医療機関の間で融通することは法に抵触するものではないと取り扱つてあるところでございます。

○秋野公造君 終わります。ありがとうございます。

○竹谷とし子君 女性がん患者様への相談支援について伺います。

がんは生涯の中で多くの人が罹患する病気になつています。治療方法が開発され、がんになつても治療して社会生活を送り続けることができる人もたくさんいらっしゃいます。がん患者様にとって、治療方法の理解や時にその選択について、さらには経済的な問題や、家族との生活や仕事との両立など、病気のこと以外にも考えるべきことがあります。不安や悩みを抱え込んでしまう場合もあります。

一般論としましては、薬機法上、事業者がその業務を行おうとする営業所の所在地の都道府県知事から卸販売業の許可を受けることによります。

御売販売業の許可につきましては、医薬品を適切に貯蔵、保管等をするために、業務を行う上で適切な面積が確保されているか、あるいは冷暗貯

女性特有の悩みを含めまして、がん患者の方々の様々なニーズに対応できるよう、身近に相談できる体制整備が重要であると考えてございます。

厚生労働省いたしましては、第三期がん対策推進基本計画におきまして新たにがんとの共生を三つの柱の一つに掲げてございまして、全国四百二十八か所のがん診療連携拠点病院等に設置されている相談支援センターの機能強化を図ることとしてございます。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

具体的には、例えば、相談支援センターに配置される相談員に対する研修会につきまして、がん患者の抱える就労・外見ケア、妊娠性の問題等に適切に対応できるよう内容の充実を図ること、あるいは全国の相談支援センターの担当者が集まる都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会情報提供・相談支援部会で各地の取組や課題の情報共有を行うことなどといふことに取り組んでいるところでございます。

○竹谷とし子君 資料の一は、年代別、性別のがん罹患者数であります。こちらを見ていただきましても、五十代までは男性よりも女性の方ががんに罹患する人が多いということが分かります。

今御答弁の中にも、女性特有の悩み、妊娠性やアピアランスに対応する相談ということがあります。しかしながら、五十代までは男性よりも女性の方ががんに罹患する人が多いということが分かります。

今御答弁の中にも、女性特有の妊娠性やアピアランスに対応する相談といふことがあります。五十代までは男性よりも女性の方ががんに罹患する人が多いということが分かります。

拠点が国立がんセンター東病院にレディースセンターと女性看護外来として開設をされました。こうした相談できる場所が全国でも増えてほしいという期待の声が寄せられています。この東病院の取組を国として評価をしていただき、横展開に向けて必要な取組をしていくいただきたいと思っております。

厚生労働省、いかがでしょうか。

○政府参考人(宇都宮啓君) お答えいたします。

ただいま委員から御紹介いただきました国立がん研究センター東病院のレディースセンターでは、幅広い年齢層の女性がん患者の方々が安心して治療を受けられるよう、妊娠、出産に関する相談支援などを実施していると伺つています。

女性のがん患者への相談支援につきましては、取組が行われていると伺つてございます。

こういったレディースセンターといつた形での取組を含めまして、各地でがん相談支援センターを設立して女性のがん患者に寄り添つた特色のある取組が行われていると伺つてございます。

御指摘いただきましたレディースセンターを含めまして、これらの事例をがん相談支援センターで相談に当たる看護師などに紹介し、共有しながら取組が行われていると伺つてございます。

次に、不登校の経験や発達障害などがあり全日制高校に通うことが難しい生徒が通信制高校とサポート校を利用する場合の経済的負担の軽減、この必要性について伺います。

様々な理由で中学校までに不登校となつている生徒がいます。中学校の在籍生徒数、そして、そのうち不登校となつていてる生徒数をお答えください。

○政府参考人(矢野和彦君) お答え申し上げます。

文部科学省において行いました平成二十九年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸

課題に関する調査によりますれば、中学校在籍生徒数は三百三十五万七千四百三十五人であり、そのうち不登校生徒数は十万八千九百九十九人、三・二%となっております。

○竹谷とし子君 不登校になる事情というのには様々なあると思います。これについて、全て中学校の先生にこうした問題を解消して下さいといふのは非常に酷なことであると思います。様々な特性を持った生徒に対し学びを支援をしていく必要があります。

不登校になった後に、高校進学も難しい状況になると推察をいたします。多くの日本の企業が採用条件を高卒以上としていると思います。高校を卒業しなければ就職も難しくなります。高校を卒業すること、あるいは卒業後は社会に参画して自立する力を身に付けるため、子供の特性に応じた学びの支援、これに力を入れていくべきであると思います。

○政府参考人(矢野和彦君) お答え申し上げま

す。一方で、通信制高校については約三十万円強も、通信制高校に通う場合には、施設また学校の先生の人数なども変わりますので、それだけ支出額は低くなるということであると理解をしております。

次に、厚生労働省伺います。

資料四にありますように、放課後デイサービス、これが非常にニーズが高まってきておりますけれども、これにつきまして、その目的、また利用者数をお答えください。

○政府参考人(橋本泰玄君) 今御指摘いただきました放課後等デイサービスでございますが、この事業目的というのは、児童福祉法に基づきましたて、学校に就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他便宜を供与する事業でございます。

その基本的役割につきましては、この事業のガイドラインにおきまして、子供の最善の利益の保障として、支援を必要とする障害のある子供に対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子供の状況に応じた発達支援を行うこと、それから、共生社会の実現に向けて後方支援としまして、放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援策を、専門的な知識、経験に基づきバックアップすること、それから三つ目といたしまして、保護者支援として、子育ての悩み等に対する相談等を行うことなどといふうにされております。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

このサポート校に見学に来た中学校卒業の生徒について当該サポート施設に關しての支援はございませんが、在籍する通信制高校の授業料について高等学校等就学支援金による支援対象となつていて学習支援を受け、高校生活を送つて卒業する生徒たちが今多くいます。

資料の五は、私が観察をさせていただきましたサポート校のカリキュラムの例であります。週五日間、全日制の高校のように学んでいました。こちらで教えていらっしゃる先生たちは教員資格も持っていると伺いました。不登校や発達障害などがあり、ほかの高校で学ぶことが困難である、自分がこのサポート校では、その障害や心、体調の不安に対して十分配慮をしてもらい、学ぶ環境を整えてもらっています。

一九九二年にこちらは創立され、二年目には英検の級取得者が二百名を突破するなど、検定を取得するということも力を入れて、高等教育へ進学も多くしているということです。高校を卒業して社会に出るための支援というのは大変有り難いなどいろいろなことがあります。

○竹谷とし子君 このサービスにつきまして、平成二十九年度、一千四百八十九億円支出をして、平

費で負担をされているということで、学校教育と別に子供の発達支援のために高校生までこれ利用することができます。

一方で、発達障害がある生徒で、通信制高校に併せて手厚く支援をされるようになつてきていることがあります。

○政府参考人(矢野和彦君) お答え申し上げます。

地方教育調査というのがございまして、同調査によりますと、平成二十八年度における公立の高等学校への国及び地方の公費支出額は約二兆六千五百億円となつております。公立の高等学校在籍者数は、学校基本調査によりますと、これ平成二十八年五月一日現在でございますが、二百三十万人となつてているところでございます。

また、地方教育調査によりますと、今委員がお尋ねになりました公立の通信制高等学校教育への国及び地方の公費支出額は約二百億円となつております。公立の通信制高等学校在籍者数は、学校基本調査によりますと、平成二十八年五月一日現在で約六万三千人となつてているところでございます。

○竹谷とし子君 今御答弁いただきました支

動等に関し連携する際は、両者の間において、その多様な活動も踏まえ、協力提携内容に応じ費用徴収や費用負担等も定められるものと認識しております。

文部科学省といたしましては、通信制高校の適切な管理運営の確保の観点から、当該連携関係について文書による取決め等を交わすなど、通信制高校が連携施設との適切な協力連携関係の確保に努めるとともに、生徒、保護者に対し適切かつ明確な説明が行われるようにすることが重要と考えております。

また、通信制高校のサポート施設に通う生徒について当該サポート施設に關しての支援はございませんが、在籍する通信制高校の授業料について高等学校等就学支援金による支援対象となつていています。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

このサポート校に見学に来た中学校卒業の生徒が、ほかの高校では学ぶ気が湧かなかつたけれども、ここでなら自分も頑張れそうな気がするということと入学を希望したけれども、この授業料と施設費について家庭の中でどうしても負担ができるないということで泣く泣く断りの電話をしてくるということが過去に何件もあつたそうです。大変残念なことであります。

ほかの学校には不登校や発達障害があるために通うことが難しい、しかしここでだつたら頑張れるのにと思つたのに経済的な理由で断念する。しかも、高校に対する公的な支出額、公立高校に対する一般的な国の支出額を考えれば、十分、国としては負担できる金額ではないかと私は思います。

人材不足から外国人材に頼るために法律を改正するというような日本の状況から、日本で暮らしながら光が当たらず力を發揮することができない人たちがいる、こういう人たちを置き去りにするというのは本末転倒であると私は思います。是非、大臣のリーダーシップで、誰も置き去りにしない教育を日本の内で実現していただきたいと思

います。大臣、お願ひいたします。

○国務大臣(柴山昌彦君) 今委員が御指摘にならぬました通信制のサポート校について、金額的な、予算的な面という側面よりも、むしろこのサポート施設の中に極めて多種多様なものが存在し、そして、法令に基づき設置されているものではなくて、実態等の把握についても困難な面があるということが非常に大きなネックとなっていることを是非御理解をいただきたいと思います。

恐らく、委員が視察をされたサポート校は、今お示しいただいたカリキュラムなど大変充実した内容のものであろうかと思うんですけれども、そうではないものもあると。母体も、学校法人でない株式会社が設立したもの等もありますし、まあ株式会社だからいけないということは申し上げるつもりはないんですけれども、非常に多様なものがあるということも事実であります。

一方で、通信制高校が、今御指摘のような不登校の経験者だと特別な支援をする指導などの学びの場としての機会を提供するという、多様な学びのニーズの受皿として果たしている機能といふのも一つともございますので、文部科学省といたしましては、通信制、定時制課程におけるこのような多様な生徒などの学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図るために調査研究などを行っているところであります。今後とも、こうした取組への支援を通じて、通信制高校における教育をどのように充実していくべきなのか、どのようにチェック機能を果たしていけるのかなどについて研究をしていきたいとうふうに考えております。

○竹谷とし子君 是非御支援をよろしくお願ひいたします。

続きまして、交通違反反則金の納付手続の電子化について質問をさせていただきます。資料六をお配りしておりますが、各種の国庫金の事務の電子化の取組状況と、交通違反反則金については、この資料を見ていただきますと、電子納付ができない状況でございます。この年間の処

理件数について、日本銀行に伺いたいと思いま

す。

○参考人(林新一郎君) お答えいたします。

お尋ねのありました交通反則金の年間処理件数でございますけれども、平成二十九年中に警察庁が反則行為として告知した件数は六百二十一万件であり、正確には把握しておりませんけれども、そのうち書面処理件数は六百万件程度と見ており

ます。

○竹谷とし子君 六百万件といいますと、非常に膨大な量でございます。これについて電子納付をできるようにしてもらえないかという声が国民からありました。これだけ電子納付をされていない

て、警察庁に伺いたいと思います。

○政府参考人(北村博文君) お答えを申し上げま

す。

まず、現在の交通反則金の納付手続について申

し上げます。

信号無視や一時不停止などの一定の交通違反につきましては、取締りの現場でいわゆる反則切符と併せて仮納付書が交付されます。この仮納付書

を用いて、七日以内に金融機関の窓口で交通反則金の仮納付をすることができます。また、これをせずに、都道府県警察本部からの通告を受けて本納付をすることもできます。そして、交通反則金を納付すれば、交通違反について公訴を提起されないこととされております。

この交通反則金の仮納付手続を電子化するに當たつて留意すべき点、三点申し上げますと、

金は国に納められること、三点目に、銀行窓口など

で仮納付する場合の手数料は日本銀行が支払って

いることなどございます。

以上を踏まえまして、交通反則金の仮納付手続

でお尋ねをしたいと思います。

この間、防衛省が適地調査というのを行つてこ

られました。その結果について、原田防衛副大臣が、五月の二十七日に秋田県、二十八日に山口県を訪ねまして、地域住民の健康などに影響はない

などと報告をし、秋田市の陸上自衛隊新屋演習場、そして山口県萩市、阿武町のむつみ演習場を配備先とすることに理解を求めたという経過があ

ります。この件について、毎日新聞が例え

ば「秋田・山口 反発なお」と大きな見出しで報道して

おりますし、阿武町長は、地元の理解とは何ぞや

ということが欠落していると、改めて厳しく反対

の意を示しております。

この問題について、読売新聞の五月二十日付けの記事は、防衛省は両演習場に配備することを最

終的に決めたと書いてあるんですね。これ、地元が猛反対しているのに最終的に決めたというの

はあり得ないと思うんですが、まず、岩屋防衛大臣、最終的に決めたんですか。

○国務大臣(岩屋毅君) 最終的に決めたわけではございません。

山口県、それから秋田県、両方にこれまでの詳

しい調査結果について説明をさせていただきまし

た。

双方から、このデータについて検証する時間を

もらいたいということでございましたので、その

また反応を受け止めた上で、引き続き丁寧に御説

明を重ねて御理解をいただいてまいりたいと思つております。

○仁比聰平君 決めていないと、引き続き丁寧に

説明して理解を得たいとおっしゃるわけです。

このどちららの候補地も、候補地として名前が挙

がつて以来、大きな不満、不安と怒りの声が噴き

上がってきたました。阿武町では、町の存亡に関わる危機という声が地域丸ごとの播るがぬ固い意思になってきたと思います。圧倒的多数の署名が寄せられています。そして、イージス・アショア配

備に反対する町民の会に参加する町民は有権者の過半数に至つております。



然だと思います。大臣、どう思われますか。  
○国務大臣(片山さつき君) 私は、まだ直接このお話を阿武町長からお伺いしたことはないんですけれども、地方創生に取り組む全ての千七百四十一市区町村は様々な政策を活用し、私どもが国として設けている地方創生に関する財政の矢ですとかあるいは情報提供や人材支援の矢を御活用になつて独自の取組をしておられまして、この阿武町においても市町村独自のもの、そして國のものを活用した相互のU—I—Jターンの取組が功を奏しているところだと思いますので、何か我々に御相談があればしっかりとそれをお聞きするということとなるのかなと、かようと考えております。

○仁比聰平君 是非、花田町長に直接お話を聞いてもらいたいなと思いますね、片山大臣も。

農林水産業についてお尋ねしたいと思うんですが、地元の農業は、今日、コシヒカリを始めとする良質な米、県内出荷量の九割を占める千石台大根や山口あぶトマトなどの農産物のほか、水産物のブランド商品も多くて有数の特産地になっています。この一帯は阿武火山群といふことでジオパーク構想も推進が今されているわけですからどちらも、その火山群によつてつくられた地形が魚礁になつて豊かな漁業の拠点にもなつってきた。一方で、水の困難とかそれから土壤の問題などで農業には大変な厳しさもあつてきましたわけですが、も、その下で今日をつくり上げてきた地域住民の長年の苦労というのは、これ並々ならぬものですね。

お手元の資料の六枚目、七枚目を御覧いただきたいと思うんですが、これはむつみ演習場から直線で四キロ、萩市の旧むつみ町にある千石台出荷組合のパンフレットですが、これ表紙になつてるのは、その大特産地であるこの地域を視察に来られた山口県知事と組合員の皆さんのが写真なんですね。

利潤によって開墾され、年間穀物が千石取れていたことから千石台と名付けられた。戦後の苦労は大変なものですよ。日本の海外進出とともに荒地がとなってきて、昭和二十年の終戦を機に入植が始まり、当時の状況はササとススキに覆われ、電気も水もない中、くわと鎌での人力開墾で、その苦労が、近年、新規就農者を幾人も迎えて、今は半数以上が二十代、三十代の出荷組合に発展しているんです。山口県内最大規模の露地野菜産地になっているんですね。

農水大臣、農水省もこれずっと長く支援をしてこられたわけですが、先ほどの阿武町議会への講演書にあるように、我々はこの地を愛しこの地を次世代につなぐ義務があります、それは農地を耕し今日まで努力し続けてくださった先人に対する責任でありますと。この思いを、大臣、どう思われますか。

○国務大臣(吉川貴盛君) 今、仁比委員から様々なお話をいただきましたように、山口県の北部に位置しまして、日本海に面する萩市や阿武町において、冷涼な気候を生かした野菜等の生産が行われております。地域の農業の担い手として、新規就農者の確保ですとか育成にも力を入れていると承知をいたしております。また、水産物につきまして、周辺水域が好漁場でありまして、様々な魚種が漁獲をされております。

これらの農産物や水産物の中には、今お話にありましたように、千石台大根、山口あぶトマト、萩の瀬つきアジなど、地域の特性を踏まえてブランド化が図られた品目もありまして、第一次産業も重要な位置付けにあると考えております。

○仁比聰平君 というような、生活となりやすいのど真ん中にイメージ・アショアを造ると。

組をぶち壊してしまうことになるというのが地元の怒りじゃないですか。これ、どう認識しているのか。配備ありきで推し進めるなどは全くあり得ないと思いますが、もう一回、岩屋大臣、いかがですか。

○國務大臣(岩屋毅君) 先ほども申し上げましたように、阿武町の住民の皆様のそういう御不安、御懸念については、私どもとしては、しかと受け止めております。

今般の調査結果の説明においては、言うまでもなく、レーダー波による人体への影響、周辺水環境への影響、それから、こういった装備は実際に稼働しないような安全保障環境をつくることがまず第一でござりますけれども、万が一、実際に迎撃をするような場合に立ち至ったときに、ブースターの落下位置の問題あるいは攻撃目標となるリスクといった点について、その影響の有無や住民の皆さんの安心、安全につながる措置を客観的かつ具体的にお示しをさせていただきております。

先生言われる阿武町の町づくりというものに影響を与えることがないような配備を、もしお認めいただければ、させていただかなくてはならないというふうに考えておりますので、まずはこの調査検討の結果について丁寧に説明を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○仁比聰平君 本当に思いが伝わらない政権だと思います。

今防衛大臣がおっしゃった、四項目の適地調査の中身を客観的、具体的に示したんだというふうにおっしゃるけれども、それ自体が町づくりに重大な影響を与えるんだということ、議論を進めたいと思います。

内閣担当大臣とそれから農水大臣、お急ぎで御退席いただいて結構です。

その下で、今防衛大臣がおっしゃったレーダーの強い電磁波が住民の健康に悪影響を与えるのではないかと、これが重大問題なんですね。まず防衛省に確認をいたしますが、海上自衛隊のイメージ(資料)より(資料)によると、

ダーレの発射時、照射時には自衛官は甲板に出ることを禁止されていると思いますが、これはどんな取組ですか。

○政府参考人(深山延暁君) お答え申し上げます。

イージス艦がレーダーを稼働する際は、万が一にも問題がないように通常は安全上の理由で立入りを制限しておりますが、レーダーの照射を適切に管制することによりまして、レーダーの稼働中であつても甲板上での作業やヘリコプターの発着艦等の作業を実施することができます。乗組員からの健康被害も生じていないところでござります。

○仁比聰平君 イージス艦の甲板の上での作業で自衛官も様々な配慮をしなきやいけないといふことになつてゐるわけですね。

ところが、イージス・アショアに導入を決めたレーダー、これイージス艦のレーダーより格段に強力で、しかも世界にまだ一つもないということだと思うんですね。ですから、実際に影響の調査もしようもないわけですが。

総務省にお尋ねをいたしますけれども、昨年秋に萩、阿武の地元の講演会がありまして、そこで環境電磁工学が専門の多気昌生教授が総務省の電波防護指針について、まずイージス・アショアの人体への影響について、配備されるイージス・アショアのレーダーのデータは持つていない、実際に見ないと分からないとお話しになつた。これはもう当然のことだらうと思うんです。さらに、参加者から心臓のベースメーカーへの影響について聞かれて、ベースメーカーは電波防護指針の対象外、誤作動が起きるかどうかは別途、つまり総務省の防護指針とは別に検討しなければならないと述べられたことは、これ衝撃でした。

〔委員長退席、理事西田昌司君着席〕

○國務大臣(石田敏敏君) 自衛隊のレーダー等の無線設備が本へつてござる事と併せて、これらこのとおりですね。

○國務大臣(石田敏敏君) 自衛隊のレーダー等の無線設備が本へつてござる事と併せて、これらこのとおりですね。

きましては、防衛大臣において必要な基準を定めることとしておりまして、私の方でお答えする立場にはございません。

電波防護指針について申し上げれば、これは科学的知見を基に携帯電話の基地局などについて電波が人体に与える影響がないようにする基準を定めるための考え方をまとめたものでございました。そこで、国際的ガイドライン等の基準値にも準拠しております。このため、一般論として申し上げれば、電波防護指針の基準値を満たすように設置されるのであれば人体への直接的な影響はないものと考えております。

○仁比聰平君 つまり、大臣がそうお答えになつたので、そうしたら大臣に聞きますけれども、

ベースメーカーや体内埋め込み型のAEDあるいは補聴器といった住民が使用している電子機器への影響というのは、これは総務省の電波防護指針には対象になつていらないということですね。

○政府参考人(谷脇康彦君) お答え申し上げま

す。

電波防護指針は、今大臣から御答弁申し上げま

したように、電波が人体に好ましくない作用を及ぼすことがないように基準値を定めているもので

ございます。したがいまして、電波防護指針では電波が心臓ベースメーカー等に与える影響につい

ては考慮をしていないところでござります。

○仁比聰平君 そうしたものなんですね、総務省の防護指針は。

今、先ほど大臣が、イメージ・アショアなど防衛省が使うものについては防衛相が必要な基準を定めるんだと、だから答える立場にないというふうにおっしゃったんですねが、そういうお立場からすると当然だとおっしゃるのかもしれません、が、今回、防衛省は適地調査として電波環境の調査を行っているわけです。それに基づいて人体やあるいはベースメーカーに影響はないんだと、いうことを結論付けて、地元に押し付けようとしているんですね。

○仁比聰平君 いや、何とも木で鼻をくくったよ

うな答弁なんですけれども。

計算式の問題に入る前に、安全という結果になつたということの意味について、お配りはしま

せんでしたけれども、これの説明資料の前のペー

ジに、実測調査を行つてこのように判断するんだ

といふことが書いてあります。陸自が現に保有し

務省として検証し、防衛省の行った調査のデータを共有して責任を持つているんですか。

○國務大臣(石田真敏君) 自衛隊法の第百十二

条、電波法の適用除外といふところで、第四項で

ございますけれども、「防衛大臣は、無線通信の

良好な運行を確保するため、自衛隊がそのレー

ダー及び移動体の無線設備を使用する場合におけ

る無線局の開設及び検査並びに当該無線局で無線

通信に従事する者に関し必要な基準を定めなければ

ならない」とされているわけでございまして、

先ほど答弁申し上げましたように、防衛大臣にお

きまして必要な基準を定めることとしております

ので、私の方でお答えする立場にはない、といふこ

とでござります。

○仁比聰平君 結局、今回の電波環境調査という

のは、言わば防衛省独自のものにすぎない、といふ

ことなんですね。

その説明資料の中からお手元の十枚目を御覧い

ただきたいと思うんですが、半径二百三十メート

ルより離れた場所では人体への影響がなく安全と

いう結果になりましたと結論がありますが、こ

れ、防衛省、なぜそう言えるんですか、説明くだ

さい。

○政府参考人(鈴木敦夫君) 人体への影響につき

ましては、電波法令に基づく計算式を用いて、人

体に影響を及ぼさない保安距離を算出を行つたと

ころでござります。その結果といたしまして、半

径二百三十メートルより離れた場所では人体への

影響がなく安全という結果になつた、というもので

ござります。これは、電波防護指針の基準を超え

る区域にはなつていない、といふところでございま

す。

○仁比聰平君 いや、何とも木で鼻をくくったよ

うな答弁なんですけれども。

○政府参考人(鈴木敦夫君) 今御指摘いただきま

したように、この中SAMのレーダーの実測調

査、それから机上計算式を用いまして、机上計算の

値よりも実測調査は下回る、といふもの、こうした

一般的な性格というものを確認させていただきま

てある中距離地対空誘導弾の対空レーダーで実測調査を行つた、というだけであつて、実機での検証はしていないし、これ配備するまでできないわけですよ。

○仁比聰平君 そのようなものにすぎないわけで

す。

しかも、計算式というのが、先ほどの資料の十枚目にあります。あのSイコール、難しいのでもう略しますけれども、難しい計算式が書いてありますね。その分子になつてP、G、Dという数字があるわけですね。これはどこにも説明がないけれども、その下の計算値は、二百五十八万六千五百九という値がここ書かれているわけなんですが、このP、G、Dという数字はそれぞれ何を意味しているんですか。具体的な値を公示しないと意味分からぬと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(鈴木敦夫君) この計算式に用いますところのP、G、Dシータでござりますけれども、これにつきましては、Pにつきましてはレーダーに供給する最大電力の時間平均値、ということございまして、レーダーは相手目標を捉えるためにアンテナから放出される電波、いうのは瞬間にオン、オフを繰り返しているため、最大出力の時間平均を取つたもの、というのがこのPといふ値でござります。

Gはアンテナ利得、というものがござりますけれども、これは、アンテナに入力された電力をどの程度効率よく集中させて放出できるか、ということを数値化したものでござります。

それから、Dシータというものにつきましては、電力指向性係数、いうものでござりますが、これは、マーシンビームに対しましてサイドローブがどのくらいの大きさであるかを数値化したものでござります。

P、G、Dシータ、それぞれの具体的な個別の

値につきましては、レーダーの捜索能力などの性

能を明らかにするため、お答えは差し控えさせて

いただきますが、今委員から御指摘ございました

ように、このP、G、Dシータ、これを掛け算し

たもの、積につきましては、二百五十八万一千六百五十九という値ということで公表させていただいているというところでございます。

○仁比聰平君 いや、ここを明らかにしないと説明にならないじゃないですか。住民も自治体も検証のしようがないじゃないですか。防衛省が出した数字を信じろと言つているだけということになります。

これ、あれば、そのP、G、Dシーターの値

といふのは、これイージス・アショアの諸元なんですか。

○政府参考人(鈴木敦夫君) これは、今度導入いたしました、ところのイージス・アショアのレーダーの値といふものでござります。

○仁比聰平君 そうすると、イージス・アショアのそのP、G、Dの諸元というのは、これはもう

定まっているわけですね。

○政府参考人(鈴木敦夫君) もちろん今開発中でございますけれども、そうした能力を目標にしてレーダーを造つておるという意味においては、捜索能力ということの性能は決まつておるというものがございます。

ただし、先ほど申し上げましたように、そし

たレーダーの捜索能力、こうした能力が明らかになるため、お答えは差し控えさせていただきたいというものです。

○仁比聰平君 よく分からんんですね。

そのP、つまり最大電力の時間平均値と先ほどおつしやいましたけれども、これ、イージス・ア

ショアは、あれですか、向こう五百キロも先まで探知するというようなことができるという能力

を目標にするということなので、これは相当な出力ということになるとしようが、これがどこまで上がるのか、どこまで強いのかということが分

からないければ、住民あるいは研究者、自治体は検証のしようもないわけですが。

例えば、これ數学的に明らかですけれども、Pが仮にスイッチが切られているというときは、この電波防護指針の基準を超える区域という、この

危険区域の円の図がこの説明資料にありますけれども、この危険域というのはこれなくなりますよね。逆に、その出力が強ければ強いほどこれがどんどん大きくなると、そういう関係になるんですか。

【理事西田昌司君退席、委員長着席】

○政府参考人(鈴木敦夫君) こちらにつきましては、そのPにつきましては、オン、オフでございまますので、オフのときには電波は出ませんが、オ

ンのときには電波が出ていると。こうしたもののが平均値を取つて、こうした値を、積を、P、G、Dシーター、こうしたものを持けまして、こうしたものを分母で割りまして、その結果として出てきた値としていわゆるその保安距離といふものが出てくるというものがこうした一般的に電波法令に基づく計算式といふものでございまして、この件

に限らず、全てのものに対してもこうした対応をさせていただいているというものでござります。

○仁比聰平君 飛んでいる飛行機とかあるいはヘリコプターなどに對しては、これはもとと違い

距離まで影響を与えてしまって、ということをこの説明資料の中でもお認めになつてあるんですけど

も、これ、つまり、発射された弾道ミサイルを探知するというその主力のビームですか、これはそ

ういう重大な影響を与えるわけですよね。

これ、何メーターという計算でしたか。

○政府参考人(鈴木敦夫君) 必ずしも御指摘の点

が把握していないかもしれませんけれども、今説明申し上げているところは、人体に影響を及ぼさない保安距離と、こういうものを算出するときの

いわゆる計算式におきまして、こうしたP、G、Dシーターというものを用いて具体的にこうした保

安距離というものを算出しているといふものでござります。

こうした考え方には電波法令に基づく計算式一般

でござります。

○仁比聰平君 結局、その計算式、計算式とおつしやるだけで、そこに人力する前提の値はこれは秘密だ、それは答えない、説明しないといふわけですね。

これ、防衛上の秘密だ、ということなんですか。

○政府参考人(鈴木敦夫君) P、G、Dシーターのこの三つにつきましては、一つ一つの具体的な値につきましては、レーダーの捜索能力などの性

能が明らかになるため、お答えは差し控えさせていただきますが、これらの三つの値を掛けたもの

のいわゆる積の結果といたしましては、二百五十八万一千六百五十九という数字を明らかにさせていただいているというところでござります。

○仁比聰平君 その説明では住民の皆さんのお納得は決して得られないということは、もう明らかだと思います。

その説明の前提になつた実地、実測調査についても、その前の九ページ目の資料お配りしましたけれども、先ほど大臣からもお話をあつた八か所

といふうち、西台の展望台駐車場という位置があります。このレーダー、この位置の実測は、レーダーの位置からすると山によつて遮蔽されるとい

うようなことが前になつてゐるんでしょうが、この駐車場よりももつと上がつたところ、ここに白菜の大きな煙があります。私も現場訪ねてきましたけれども、演習場まで歩いて一分ほどでもう

したけれども、演習場まで歩いてしまうようなんですが、これが完全に見えなくなつてしまつたところです。演習場から見通せるところなんですね。その地元の生産者は、ここで調査をしようと、もう一日中その畑

に出て家族で作業されているわけですから。その声に防衛省は応えませんでした。

これ、なぜそこでやらなかつたんですか。

○政府参考人(鈴木敦夫君) お答え申し上げま

いた御要望をいたいたことを踏まえまして、調整の上でこうした八か所を選んだものと理解してございます。

○仁比聰平君 だから、おかしいといふんですよ。人家や学校とおっしゃいますけど、住民は人

家や学校にずっとこもつてゐるわけじゃないんでですよ。みんな町に出て、山に入つて働くんですね、学ぶんですよ。

この今の図面でも、もしレーダーが稜線に近いところに向かうということになつたときには、先ほどおつしやつたサイドロープも含めて、この西台の展望台よりももつと上の辺りといふのは、こ

れ、別の結果が出るでしょう。これ、別の結果があり得ますよね。

○政府参考人(鈴木敦夫君) ある地点におきますところの電波の強さと申し上げますのは、距離ですとか向きすとか遮蔽物の有無等で決まるた

め、一概に申し上げることは困難でござりますけれども、一般論で申し上げれば、レーダーの方向に近い山の稜線部分で測定を行つた場合、遮蔽物がなければ、電波の強さといふのはそうした遮蔽物を含んだところの地域に比べては大きくなるものと考えております。

ただ、今回出ましたとおり、イージス・アショアを設置した場合につきまして、こうした場合の保安距離といふものが二百三十メートルでござりますので、これは全てこのむつみ演習場内に收まりますので、むつみ演習場外であれば、こうした保安距離の以遠、より遠いところに存在すると

いうことでござりますし、更に申し上げれば、そうした電波につきましての広がりといふものを抑えるために電波の吸収、防護壁といふものがござります。これに対して、電波吸収体ですね、吸収壁を設けるといふことを、設置いたします

ので、そうしたことを考えますと、人体等への影響はないといふふうに理解してござります。

○仁比聰平君 そんな説明で到底納得は得られませんということをもう一度申し上げておきます。

もう一つ重大なのが、迎撃ミサイルの部品落下

合計八か所でこの中SAMの電波の強さの測定を行いました。これにつきましては、御地元の方から人家や学校があるところを測定をしてほしいと

の危険です。

ミサイルは、発射した後に一つ目のブースターが燃焼して切り離され、二段目、三段目と点火、それから切り離しということが繰り返されるわけですが、これ、資料八枚目の地元のはぎ時事の記事にも、「課長発言はショックキング」という見出しが躍つております。これ、昨年十月の四回目の住民説明会で、防衛省の戦略企画課長が、二段目、三段目のロケットの落下場所について、絶対に陸上に落ちないとは言えないが、弾道ミサイルが我が国領域に直撃することと比較すると被害の度合いも比べ物にならないと述べて、これ、住民そして町長の激怒を買ったわけですね。

海上に落ちるといったって、漁船や客船だつてあるわけですね。地上なら住宅があるわけですよ。これ、大臣、一〇〇%海に落ちるとは言えなわけですね、一段目、三段目。

○國務大臣(若屋毅君) 今のお尋ねにつきましては、一段目のブースターではなくて、二段目、三段目のロケットの落下場所に係る御質問だと思っておりますが、防衛省の担当者も、現地の説明会において説明ぶりが必ずしも、先生御指摘のその配付文書にありますその説明会においては説明ぶりが必ずしも適切ではなく、誤解を生んだことをおわび申し上げたと承知をしております。

いざれにしても、このブースター、一段目、二段目、三段目、あるいはノーズコーンにつきましても、住民の皆様に御迷惑が掛かることがないよううに適切に運用を行つてまいりたいと思います。

○仁比聰平君 結局、一〇〇%海に落ちるということは言えないわけでしょう。

これ、大臣、だから、課長の発言を陳謝すると言つてみたところで、地上に落ちることがあり得るということでしょう、大臣。

○國務大臣(若屋毅君) 私どもは、弾道ミサイルのその飛翔経路あるいは迎撃ボイントによつて二段目、三段目のロケット及びノーズコーンの落下位置は変わっていくものですから、確定的にお答えすることは困難でござりますけれども、高い高

度で仮に迎撃する場合であつても、むつみ演習場周辺に落下することは想定しておらず、陸地から

相当離れた海上に落ちるものと考えております。

また、一段目のものにつきましては、SM3とい

うその迎撃ミサイルは、一段目ブースターの燃

焼中に燃焼ガスを噴射するノズルの向きを変更す

ることによって迎撃ミサイルの進行方向を制御す

る機能がございますので、この機能を用いて飛翔経路をコントロールし、演習場内に落ちるような

運用を行つてまいりたいと考えております。

○仁比聰平君 いや、そんなふうに計算どおりに落ちますか。むつみ台というのは台地ですからね。これ、転がり落ちると、あるいは地上に落ちると、これはもうとんでもない惨事を招くという

ことになるわけですよ。

NHKのインタビューで元海上自衛艦隊司令官の香田洋二さんが、迎撃能力のテスト中で、ブースターがどこに落ちるかという検証の段階には至つていないというふうにおっしゃっています。

さつきの電磁波の調査は、中SAMを受注して

いる三菱電機が受注した調査だと。今度のイメージ・アシヨアで使うSM3の新しいミサイルは、これ三枚重工が共同開発をしていると。

そういう中で、外務大臣、おいでいただいて、一問お尋ねしたいと思ひますけれども、トランプ大統領が、米国兵器の大量購入、これは米国の貿易赤字の解消につながるものだと繰り返しあつしゃつて、この間の来日のときにもそういう趣旨の発言をされているじゃないですか。

今お話しのよう、技術的にも一体どうなつて

いるのかとということを住民にもまともに説明がで

きない、こういう兵器を爆買するというやり方

というのはもう本当にやめるべきだと思うんですけれど、外務大臣はいかがですか。

○國務大臣(河野太郎君) トランプ大統領の発言の逐一について何か申し上げることは避けたいと

思いますけれども、我が国を取り巻く厳しい安全保環境を受けまして、高性能な装備品について

早期導入が求められる傾向にござります。そのた

め、結果として、近年、アメリカからの装備品の

調達が増加傾向にあると承知しております。

○仁比聰平君 そのようにおっしゃって、日本一

体で基地の強化、増強をする、そのため米国製の高額な兵器を爆買いする、辺野古でも本土でも

民意を踏みにじつてそうしたやり方を進めるとい

うのは、これはもう絶対にやめるべきだというこ

とを強く指摘して、今日は質問を終わります。

○委員長(石井みどり君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、又市征治君、矢田わか子君及び古川俊治君が委員を辞任され、その補欠として宮沢由佳君、柳田稔君及び元榮太一郎君が選任されました。

○高木かおり君 日本維新の会・希望の党の高木かおりです。今日は決算委員会で質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

では、早速質問に入らせていただきたいと思い

ますけれども、通告に従いまして、法医学者の養成について伺つていただきたいと思います。

先日、死因究明等推進基本法が参議院の方では可決されました。これは元々、平成二十四年に成立をし、二年間の时限立法だったために失効しましたが、平成二十六年に失効したままになつていたということで、今回改めて参議院の方では先日可決されたという状況でござります。これにつきましては、是非私も推進に尽力をしていきたいと

いうふうに思つてゐるわけなんですけれども。

やはり、この死因の究明というのは本当に非常

に重要であるというふうに思つております。遺族の方々の、死因を解明して気持ちの整理を付けいくという作業、やはり解剖するという点につけては、自分の身内に置き換えて考えると、ただ

おえ悲痛な思いであるさなか解剖するという決

断をしなければならない、こういったことも大変つらいものではありますけれども、不審なまで亡くなつた方々、そういつた観点から考えます

と、やはり先ほど申し上げたような遺族の方々の気持ちを整理するという点以外にも、過去に起

った例えはパロマガス事件ですとか、こういつた事故死ですか、それ以外に時津風部屋での力士の暴行事件、こういつたことも、結果的に原因が明らかになつたことで今後こういつたことを防

止することができる。要は、亡くなつた方だけではなくて今を生きる方々のための対策にな

るという意味で、この死因究明というのは非常に私は重要であるといふうに思つていて、そういつた点から今日は質問を進めさせていただきた

いと思います。

今、日本では年間百二十万人以上の方々が亡くなつてゐるということですが、この死因究明の現状、今どのような状況でしょうか、お答えください。

私は重要なあるといふうに思つていて、そういつた点から今日は質問を進めさせていただきた

いと思います。

今、日本では年間百二十万人以上の方々が亡くなつてゐるということですが、この死因究明の現状、今どのような状況でしようか、お答えください。

○政府参考人(露木康浩君) お答えいたします。

今先生お尋ねのあつたうち、私ども警察で取り扱つているものについてお答えを申し上げます。

昨年、平成三十年中の警察における死体取扱総数は十七万七千四十四体でございました。そのうち、刑事訴訟法に基づく司法解剖、死因・身元調査法に基づく解剖のほかに、これは警察が主体となつて行うものはございませんけれども、監察医解剖、また、いわゆる承諾解剖が実施された数字がござります。これが合計で昨年二万三百四十四体ございました。解剖実施率は、警察死体取扱総数を分母といたしますと一二・〇%というところになつてございます。

○高木かおり君 今、数字の方もお答えいただきました。

冒頭申し上げましたように、やはりこの死因究明をするという中で、お医者様の下で亡くなつてないという中には、犯罪死の場合、それ以外に

も、独り暮らしの方がおうちに亡くなつた場合、それから戸外での不審死の場合と、様々な場合が

考えられるわけですけれども、今、この死因究明をする、今日のテーマですけれども、法医学者の方々の人材不足といったことも言われているわけです。

こういった中で、解剖の実績というのは、私ちょっとと調べてみたんですけれども、平成十五年で八・九%、平成二十四年一・一%、そして平成三十一年一・九%。最初の平成十五年から平成三十年まで約三%解剖率が増えていくだけなんですね。けれども、平成十七年、これがパロマ事件が起つた最後の年になりますけれども、このときが九・一%、時津風部屋の暴行事件、これがございました。当初は病死とされていましたけれども、結局は殺人事件に発展していく、この事件が平成二十一年で一〇・一%。

これ、ちょっとつらつらと言いましてけれども、ほとんどこの解剖率というものは横ばいである、少し増えただけというような状況なんです。こういった状況で、それほどこの平成十五年から平成三十年度の間、大きな違いが見られないこの状況、この現状をどのように考えておられるでしょうか、お答えください。

○政府参考人(露木康浩君) お答えをいたしま

す。

今、解剖率については先生から御指摘があつたとおりでございます。このうち、警察、第一義的には捜査機関ということでございますので、犯罪死見逃し防止という観点から、解剖というものが非常に重要な手段であり、必要な場合には確実に実施すべきものであるというふうに考えてござります。

解剖につきましては、各都道府県警察におきまして、それぞれの事案に即して死体や現場の状況、各種検査等を勘案し、医師の意見も参考にしてその解剖の要否を判断しているところでございます。

警察庁といたしましては、引き続き、解剖すべき死体については確実に解剖が実施されるよう都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。

○高木かおり君 今、犯罪死の見逃しということをおっしゃつていただきましたけれども、今日はこの犯罪死の、事件性のある、見逃しということが多く起つているのではないかとうふうに大変私は危惧をいたしまして、この御質問をさせていただいているんですけれども。

日本では、検視によって犯罪性の有無を判断する。解剖するかしないかの、そういうことでふるいに分けているということなんですが、検察官や警察官の方々は、今までの経験ですとか五感によつてこの外表検査、見た目ですよね、を行つて、異状死した遺体なのか犯罪性があるのか、そういうことを判断されているんだと思うんですね。こういったことを判断されることは、それが、でも、やはりその見た目だけ、外表検査だけ、それだけではなかなか判断をするというのは難しいのではないかなどといふに思うんですね。

例えば、見た目、それから遺体からする臭いとか、そういうことでも判断するということなんですね。けれども、例えば青酸カリを、要は毒を盛られた場合は口からアーモンド臭がするというようなことも言われていますけど、必ずしもそういうことが起こるとは限らないという中で、本当にこの犯罪、事件性、こういったことの見逃しがないのかどうかというふうに思うわけです。

そもそも、警察の方では、もちろん検察官の方々、警察官の方々、たくさん経験も積んでおられると思うんですけれども、先ほど申し上げたように、やはり医学的見地から判断できるお医者様ではないといふことで、冒頭申し上げたような、例えばパロマのガス事件、これは犯罪性はないと思います。

も、これもそうですし、やはり相撲部屋の暴行事件、これも余りにもおかしいのではないかと言わながらも、解剖に至らなかつたために被害者がたくさん出てしまつた。もっと早い段階で法医学者が解剖をしていれば、原因を突き止めていれば、そういう事件が予防できたのではないかと、そういうふうに言わざるを得ないんじやないかとうふうに思うわけです。

このギャップをどう埋めていくのか、今もってこれ十分なのか。先ほどの解剖率も横ばいだとう、少ししか増えていないというお話をさせていただきましたけれども、警察庁は今後どのような対策を考えられるのか、お答えいただけますでしょうか。

○国務大臣(山本順三君) お答えをいたします。警察は犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に当たることを責務といたしておりまして、届出を受けた死体等について犯罪性の有無等を正確に見極めることは大変重要であるといふに認識をいたしております。

警察におきましては、死体取扱いについての専門的な研修を受けた検視官を平成二十一年度以降大幅に増員をいたしまして、それと同時に、検視官を積極的に現場に臨場させ、死体観察や死者の周辺検査を徹底させておるほか、法医学者を含めた医師と連携して必要に応じ各種検査、解剖を実施するなど、犯罪死見逃し防止のための取組を推進をついております。

引き続き、必要な体制の整備、装備資機材の充実、解剖経費等必要な予算の確保等、犯罪死の見逃し防止のための取組を一層推進するよう警察を指導してまいりたいと思っております。

○高木かおり君 今御答弁いただいたように、今段階では、その検視官の能力の向上、これは有効な解決策の一つだとは思うんですけども、やはりこの検査官、検視官ですね、検視官の方々、児童虐待対策、これについては、社会保障審議会の下の専門委員会が取りまとめた報告書がありますが、その報告書の中で、医療機関から児童相談所に対して児童虐待に係る情報提供が行われていたにもかかわらず、情報を踏まえたアセスメントが不十分であつたこと、これが問題点として指摘さ

たところによると数年で異動をしてしまいますと、まだまだその研修の期間等も少ないとばかり思つた意味で、やはりこの犯罪死、事件性には、やはり法医学を学んだ解剖医の高い専門性、これが必要なのではないかなどといふうに思つております。

今日は、法医学の重要性について、厚労省の方にも伺つていきたいと思います。

今日、資料をお配りをさせていただいております。「虐待見極め 診察チーム」という題名が書かれたこの新聞記事でございますけれども、千葉大学病院には臨床法医外来がございまして、子供が虐待されているかどうかを専門的に見極め、命を守ろうとしていると。子供の診療が専門の小児科医と、けがや死亡の原因を鑑定する法医が協力をし合つて、より正確に鑑定しようとする、そういうものであるといふに認識をいたしました。

今、昨今、本当に深刻な事件が虐待等で相次ぐ中、児相、児童相談所が虐待かどうか判断するのを支えていくことという取組ということで、大変すばらしいと私は思つてますけれども、この児童虐待の有無を判断するために、児童相談所に法医も含めた医師の配置、これは進めていくべきだと思ひますけれども、御見解、大臣 お願いいたします。

○国務大臣(根本匠君) 児童相談所において医学的な見識を踏まえた対応ができるように、児童相談所における意思決定に医師が日常的に関与し、児童福祉司等と共に対応できるよう体制整備を推進すること、これは重要だと考えております。

例えば、平成三十年三月に発生した目黒区の児童虐待事案、これについては、社会保障審議会の下の専門委員会が取りまとめた報告書がありますが、その報告書の中で、医療機関から児童相談所に対してもかかわらず、情報を踏まえたアセスメントが不十分であつたこと、これが問題点として指摘さ

れています。

このような指摘を踏まえて、今、今度の国会に児童福祉法等の改正法案を出しておりますが、これまで医師又は保健師を児童相談所に配置する、今まででは医師又は保健師となつておりました、法律上。これを医師と保健師の両方の配置をすることとしております。

さらに、医師の配置に当たっては、どの分野の医師を配置するかについては各地方公共団体が判断することになりますが、御指摘の法医学の医師、これは虐待の判断の観点から重要な役割を果たし得るものと認識しています。今委員が紹介されたその記事、私も読んでおります。

定した児童虐待防止対策の抜本強化においても、小児科医、精神科医、法医学者など事案に即した専門性を有する医療機関関係者との連携体制の強化を図ると、これは政府の関係閣僚会議で決定をいたしました。

今後も、虐待の早期発見等における法医学者も含めた医療との連携、これに努めていきたいと思います。

○高木かおり君 大臣、ありがとうございます。思いが共有できているということに大変うれしく思っております。

児童相談所の医師は、やはり小児科医が大半だと思いますし、もちろんそうあるべきだと思うんですね。ですけれども、今日お配りした新聞記事にも載っていますけれども、法医学者が得意とする分野と小児科医が得意とする分野と、それがしっかりと連携をすることによって、より児童虐待というもの未然に防ぐことができるという意味では大変重要な部分だと思っております。

この臨床法医学は、千葉大を始め、そのほか兵庫医科大、それから和歌山県立医科大などでも行われてはおりますけれども、まだまだ法医の数が少ないとということで、広がりには欠けているといふうに思います。こういったことが全国的にも広まっていくことを大変望んでおりますので、お願いをしておきたいと思います。

親や子供本人が、虐待を隠そうとして残念ながらうそをついてしまい、うそをつかざるを得ないような状況であることが多々ございます。法医は、体の傷痕、それからそのうそを見破るということ、虐待を防ぐためには最初の窓口となるこの児童相談所、これは本当に重要な拠点でございまして、何とか虐待を見抜くことが必要だと。もちろんこれはもう共通認識だと思うんですけども、児童相談所の医師の専門性向上のためには、これ研修を実施することが重要だと私は思っておりますけれども、この点について、大臣、取組について御見解をお願いいたします。

ども、厚労省としては、ほかにも解剖によらない死亡時画像診断の普及、こういったことも行っております。もちろん、やはりそれだけでは不十分ではありますけれども、このA<sub>i</sub>、死亡時画像診断の普及というのも併せて進めています。ただ、よりこの虐待の早期発見につながっていくのではないかというふうに期待をしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、内閣府伺いたいと思いますが、災害における死因究明の重要性なんですかけれども、犠牲者の方々がたくさんいらっしゃいましたので、全ての御遺体を確認できたわけではございません。けれども、そのときに、溺死という死体検案書を、多過ぎて判断が全てにおいてできなかつたと、いうことで溺死というような死体の検案書を書きざるを得なかつたという状況もあると聞いています。ですが、もしも全ての御遺体を確認していたら、あの時期の東北の気候を考えると、中には溺死だけではなくて凍死の方もいらっしゃったかもしれない、これはあくまで臆測になつてしまいますが、そうすると、現在、溺死ということがで津波対策に力を入れて、その対策に税金を投入しているわけなんですかけれども、もしかしたらまた違った理由で亡くなられた方がたくさんいらっしゃったかもしれない、災害時の寒さ対策、こういったことにもっと力を入れるべきかもしれないということが起つてくるわけです、これは確認のしようがございませんけれども。

そういうことを考えると、防災の観点から考えますと、死因究明に関わる法医学者が大変やることは、いろいろな点でも重要な点ですが、内

官府の見解はこうでしようか、お答えください。

○国務大臣(山本順三君) 今般の法案でも規定されておりますとおり、死因究明の推進というものは、災害等の被害の拡大及び予防可能な死亡の再発の防止等に寄与すると言われることでございまして、そのために行われることが極めて重要であるというふうに認識をいたしております。

東日本大地震やその後の様々な災害において多くの方が亡くなられておりますけれども、亡くなられた方の死因を的確に把握することは、同種の災害が発生したときの対策を検討する上で、議員御指摘のとおり、一般に重要な立場にあるというふうに認識をいたしておりますし、私も東京大学の岩瀬教授の本、少し読ませてもいただきました。

これまで、死因究明等の質の向上のために、検索する医師等の検査の技術向上を図る研修会の開催、それから、災害時の迅速、的確な対応のため、大規模災害を想定した各種訓練の実施等の取組が行われてきたところでございます。

今後とも、大規模災害等が発生した場合に亡くなつた方の死因を的確に把握することができるよう、関係省庁や関係機関と連携して、これからの大規模災害を想定した各種訓練の実施等の取組を推進してまいりたいと思っております。

○高木かおり君 是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

やはり、この防災の観点から考えますと、例えばこの死因究明センターのようなものも必要なんじやないかなと。これはかなりハードルが高いかもしれませんけれども、そういった拠点というのも必要になつてくるのではないかというふうに思ひます。是非また今後検討をいただけたらなとうふうに思います。

ここまで法医学者の重要性、いろいろな部分で法医学者の方々が必要な面を御紹介してきたわけなんですが、様々な省庁からも伺つた中で、たくさん法医学者の活躍する場はあるにもかかわらず、現在、法医学者の数が約百七十名しかいないと。法医学教室のある大学の数も八十二大学、今日資料も添付させていただいておりますけれども、大変少ないなというふうな印象であります。

犯罪の見落としてすとか、冒頭申し上げたような様な観点から申し上げますと、法医学者の、法医学者の養成ということをござりますけれども、今国会で成立する見通しでありますけれども、死因究明等推進基本法、こちらにも法医学者の養成が盛り込まれてはおりますが、文科省、文科大臣に伺いたいと思います。

文科省は、この点について基礎研究医養成活性化プログラムを作成されておられると思います。法医学の重要性を認識していると思うわけなんですが、最後に、法医学者の養成について今後どういうふうな見通しを考えておられますか。お答えいただけますでしょうか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 文科省では、医学生が卒業時までに学ぶべき内容を示した医学教育モデル・コア・カリキュラムを平成二十九年三月に改訂をして、新たに死因・身元調査法解剖に関する学修目標を設定するなど、死因究明などに関する学修目標や内容を充実させました。

そして、死因究明等推進計画、これは平成二十六年に閣議決定されたものでありますけれども、各大学における法医学教育の充実などを要請するとともに法医学を含む死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備に取り組む国立大学に対して支援をしているところです。

そしてまた、今委員から御紹介をいただきました、大学を対象とした補助事業である基礎研究医養成活性化プログラム、これは私立大学も含めてありますけれども、法医学分野における優れた基礎研究医を養成する取組も支援をしております。これも平成二十九年度から五年間にわたって支援をするということで、計画的に行っているところであります。

こうした取組を通じて、医学部における死因究明などに関する教育が更に充実するよう各大学の取組を促してまいります。

○高木かおり君 ありがとうございます。

法医学者の数が少ないということなんですか  
ども、いろいろと補助事業等で、これ今後養成に  
向けて取り組んでいただけますことだとは思  
うであります。

○委員長(石井みどり君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、石井浩郎君が委員を辞任され、その補欠として三木亨君が選任されました。

現在は、この研究教育と解剖という実務が一緒になってしまっているということです、法医学研究所等をしっかりとつくり、研究と実務を切り離していくことも考えるべきではないかと、こういった意見も出ているということで、そうすべきだと断定するわけではございませんけれども、やはりそういうことも是非検討をしていくべきだときたいというふうに思います。

また、細かいいろいろな話は今後また文教委員会の方でさせていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

時間がなくなつてしましました。本日は、海洋プラスチックごみ対策と、それからふるさと納税についてお聞きをしたいというふうに思つていたんですけども、あと残り僅かとなつてしまつたので、続いて海洋プラスチックごみ対策について伺つていただきたいと思います。

来月に迫つたG20では、海洋プラスチックごみ対策、これが大変重要な議題の一つになつてゐる

と理解しております。

昨年六月にカナダで行われた主要七か国首脳会談では、使い捨てプラの使用削減などを掲げる海洋プラスチック憲章への署名を米国と共に見送つてしまつたということがございました。

G20におきましては、是非議長国として、国際的に本格的にこの先頭を切つていくことを私ども望んでいたところでございますが、日本は

技術的に進んでいるとお聞きはしておりますが、廃プラスチック類のリサイクル施設等、この処理施設の整備を進めて国内資源循環体制を構築していくことなどなんですか  
ども、いろいろと補助事業等で、これ今後養成に  
向けて取り組んでいただけますことだとは思  
うであります。

○国務大臣(原田義昭君) いよいよ今月になります

うんですけれども、やはり大学に関して言えば、この法医学者の方々も、同じく今後のキャリアパスが見通せないということがなかなか法医学者になろうというきっかけにならないということで、その点をどういうふうに改善し支援していくかといふことが重要になつてくるのかなどいうふうに思つております。

現在は、この研究教育と解剖という実務が一緒になつてしまっているということです、法医学研究所等をしっかりとつくり、研究と実務を切り離していくことも考えるべきではないかと、こういった意見も出ているということで、そうすべきだと断定するわけではございませんけれども、やはりそういうことも是非検討をしていくべきだときたいというふうに思います。

まだ、細かいいろいろな話は今後また文教委員会の方でさせていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

時間がなくなつてしましました。本日は、海洋プラスチックごみ対策と、それからふるさと納税についてお聞きをしたいというふうに思つていたんですけども、あと残り僅かとなつてしまつたので、続いて海洋プラスチックごみ対策について伺つていただきたいと思います。

した。今月の十五、十六日に長野県軽井沢町でG20史上初の環境・エネルギー関係閣僚会議が行われるところです。

海洋プラスチックごみ問題の解決には、G7のような先進国のみならず、むしろ最も量を排出していると目される新興国及び途上国もしつかり含めた世界全体での取組が不可欠だと、こういうふうに考えているところであります。

我が国としても、先月の三十一日に決定いたしました海洋ごみ対策の基本方針、プラスチック資源循環戦略、さらに海洋プラスチックごみ対策アクションプランというものをしてまつた立てまして、これに基づいて、関係省庁と連携しながら

この海洋プラスチック問題対策を強力に進めたい、こう考えております。

具体的には、廃棄物処理等による回収、適正処理の徹底、ポイ捨て、不法投棄、非意図的な海洋流出の防止、陸域での散乱ごみの回収、海洋に流出したごみの回収等々、たくさんのがんの分野について私ども取り組んでいるところであります。

G20では、G20各国の具体的な取組を促進するとともに、イノベーション、科学技術、科学的基本盤を国際協力で強化する、そういう枠組みをしっかりと構築してみたいと、こう思つております。

G20では、G20各国の具体的な取組を促進するとともに、イノベーション、科学技術、科学的基本盤を国際協力で強化する、そういう枠組みをしっかりと構築してみたいと、こう思つております。

刑法犯により検挙された人員に占める再犯人

員、再犯者の人員の比率、いわゆる再犯者比率は、平成二十九年は四八・七%でございました。

近年、この比率は上昇しているところでございましたが、その理由は、再犯者の人員自体、実数は減少しているんですが、それを上回るペースで初犯

者の人員も減少しているため、比率としては上昇しているということになつております。

○高木かおり君 ありがとうございます。

これ、本当に海洋プラスチックごみ問題は生態系にも影響する、もしかしたら人体にも影響してしまつよう大きな問題だと思っておりますので、しっかりと私たちも含めて取り組んでいかなければなりませんと思つておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

時間が来ましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○委員長(石井みどり君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、石井浩郎君が委員を辞任され、その補欠として三木亨君が選任されました。

○石井苗子君 ありがとうございます。

四八・七%、これが上昇していくと、もう本当に再犯率は高いと。ところが、これは極めて高い数字なんですが、経年別に見ると、例えば法務総合研究所犯罪白書というのがございまして、二年内から五年以内の再犯率を満期釈放、仮釈放と七年。これはもう計算の方法ではないということを今日申し上げたいんです。

資料を見ていただきますと、政府が再犯防止推進計画というのを立てておりまして、政府が再犯

子です。本日の准総括、私が最後を務めますので、よろしくお願いをいたします。

五月二十八日の朝に、子供を含めて十九人の男女が巻き込まれた殺傷事件について、お亡くなりになられた方にお悔やみを申し上げるとともに、被害に遭われた方々には心からお見舞いを申し上げます。

本日は、政府の犯罪の再犯防止政策について質問させていただきます。

五月二十八日の痛ましい事件を鑑みましても、政府として犯罪の再犯防止政策、これ喫緊の重要な課題だと思います。通告たくさんしておりますけれども、まず再犯率について、検挙者の中の再犯者が占める割合、パーセンテージで結構でござります。

五月二十八日の痛ましい事件を鑑みましても、政府として犯罪の再犯防止政策、これ喫緊の重要な課題だと思います。通告たくさんしておりますけれども、まず再犯率について、検挙者の中の再犯者が占める割合、パーセンテージで結構でござります。

五月二十八日の痛ましい事件を鑑みましても、政府として犯罪の再犯防止政策、これ喫緊の重要な課題だと思います。通告たくさんしておりますけれども、まず再犯率について、検挙者の中の再犯者が占める割合、パーセンテージで結構でござります。

五月二十八日の痛ましい事件を鑑みましても、政府として犯罪の再犯防止政策、これ喫緊の重要な課題だと思います。通告たくさんしておりますけれども、まず再犯率について、検挙者の中の再犯者が占める割合、パーセンテージで結構でござります。

五月二十八日の痛ましい事件を鑑みましても、政府として犯罪の再犯防止政策、これ喫緊の重要な課題だと思います。通告たくさんしておりますけれども、まず再犯率について、検挙者の中の再犯者が占める割合、パーセンテージで結構でござります。

五月二十八日の痛ましい事件を鑑みましても、政府として犯罪の再犯防止政策、これ喫緊の重要な課題だと思います。通告たくさんしておりますけれども、まず再犯率について、検挙者の中の再犯者が占める割合、パーセンテージで結構でござります。

五月二十八日の痛ましい事件を鑑みましても、政府として犯罪の再犯防止政策、これ喫緊の重要な課題だと思います。通告たくさんしておりますけれども、まず再犯率について、検挙者の中の再犯者が占める割合、パーセンテージで結構でござります。

五月二十八日の痛ましい事件を鑑みましても、政府として犯罪の再犯防止政策、これ喫緊の重要な課題だと思います。通告たくさんしておりますけれども、まず再犯率について、検挙者の中の再犯者が占める割合、パーセンテージで結構でござります。

五月二十八日の痛ましい事件を鑑みましても、政府として犯罪の再犯防止政策、これ喫緊の重要な課題だと思います。通告たくさん當您ますけれども、まず再犯率について、検挙者の中の再犯者が占める割合、パーセンテージで結構でござります。

五月二十八日の痛ましい事件を鑑みましても、政府として犯罪の再犯防止政策、これ喫緊の重要な課題だと思います。通告たくさん當您ますけれども、まず再犯率について、検挙者の中の再犯者が占める割合、パーセンテージで結構でござります。

五月二十八日の痛ましい事件を鑑みましても、政府として犯罪の再犯防止政策、これ喫緊の重要な課題だと思います。通告たくさん當您ますけれども、まず再犯率について、検挙者の中の再犯者が占める割合、パーセンテージで結構でござります。

五月二十八日の痛ましい事件を鑑みましても、政府として犯罪の再犯防止政策、これ喫緊の重要な課題だと思います。通告たくさん當您ますけれども、まず再犯率について、検挙者の中の再犯者が占める割合、パーセンテージで結構でござります。

五月二十八日の痛ましい事件を鑑みましても、政府として犯罪の再犯防止政策、これ喫緊の重要な課題だと思います。通告たくさん當您ますけれども、まず再犯率について、検挙者の中の再犯者が占める割合、パーセンテージで結構でござります。

五月二十八日の痛ましい事件を鑑みましても、政府として犯罪の再犯防止政策、これ喫緊の重要な課題だと思います。通告たくさん當您ますけれども、まず再犯率について、検挙者の中の再犯者が占める割合、パーセンテージで結構でござります。

五月二十八日の痛ましい事件を鑑みましても、政府として犯罪の再犯防止政策、これ喫緊の重要な課題だと思います。通告たくさん當您ますけれども、まず再犯率について、検挙者の中の再犯者が占める割合、パーセンテージで結構でござります。

防止のために何をやっているかについて書かれた資料でござります。見ていただきますと、眞面目に七つの重点分野というのがござります。基本的な下ですね。ありとあらゆることが書かれてあって、一番下に、世界一安全な日本の実現と書いてある資料でござります。

有識者会議で決定した七つの重要点、これらの  
中で質問いたします。現在の日本社会において特  
に頑張らなくてはいけない重点項目はどこでしょ  
うか。そして、どの要点が一番難しいでしょ  
うか。達成が進んでいない要因は何か、お答えいた  
だきます。法務大臣、お願いします。

○國務大臣(山下貴司君) お答えいたします。

犯罪をした者等が再犯に至る要因というものは多  
くあります。

面的かつ複合的でございまして、その再犯を防止するための課題も就労や住居の確保を始め様々なござります。そのため、再犯防止推進計画においては、こうした課題を整理し、その中でも特に重点的に取り組むべき課題として、就労や住居の確保を始めとする七つを重点課題としたものでござります。これらの重点課題は相互に密接に関係しております。これまで、犯罪をした者等の再犯を防止するためには各課題に対する施策を総合的に推進することが不可欠であると考えております。

そのため、法務省としては、いざれの課題についても力を入れて取り組むべきものと考えておりますまして、推進計画に盛り込んだ一つ一つの施策を関係省庁の御協力も得ながら着実に実施することにより、いざれの重点課題についてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○石井苗子君 今御答弁があつたように、どれを取つてもみんな重要なことですということと同時に、なかなかどうしていいか分からんんですねと

○政府参考人（西山卓爾君） お答えをいたします。  
年度からの推移でお示しください。

平成二十八年度以降の法務省における再犯防止関連予算の当初予算額でございますが、平成二十八年度が約三百三十二億円、二十九年度が三百六十一億円、三十年度が三百八十一億円、令和元年度が約七百十九億円になつております。

なお、令和元年度の当初予算額が大幅に増加しておりますけれども、この理由につきましては、矯正施設の改築、改修など矯正施設の環境整備等に係る経費が前年度と比べまして約三百三十五億円増加したためでございます。

以上でございます。

○石井苗子君 数字だけお答えいただきたかったんですけれども、皆さん御承知のように、三百三十八億円増加しております。これがどうしてこんなに増えたのかということなんですかねども、改修、改築予算だけでしょうか。耐震工事をされいらっしゃるんでしょうか。もう一回お答え願いいます。

○政府参考人（西山卓爾君） こちらの令和元年度の矯正施設の環境整備等に係る経費の大額の部分は、臨時特別措置として認められました防災・減災、国土強靭化のための三か年緊急対策、これが平成三十三年十二月の閣議決定でござります、この分の経費が含まれたことによるものでございます。

内容としましては、老朽化あるいは耐震のための対策というふうになつております。

○石井苗子君 再犯防止推進法の予算ですから、改修工事ばかりではなく、どこに使っていくかということで再犯防止の成果を出していくことが重要だと考えます。再犯防止の効果が上がれば矯正施設を縮小していくといつてよいはずなんですが、大型施設を改修していくというのはちょっと違和感を感じざるを得ません。

再犯防止に向けた総合対策の結果として、直近の二十八年では、先ほどの計算でございますと、二年以内の再入率一七・三%と順調に下がってきて

おります」という、示した数字も出ております。これは、この計算は、日本の人口が少なくなつて、るんですから再犯率や犯罪率も下がつて当然です。というような計算でしかありません。大事なのは、この犯罪の種類を見ていただきたいんです。経年の計算方法でそうなつてはいるということではなくて、下がつてはいるということではなくて、犯罪別で見ると、高齢者の窃盗や覚醒剤の分野で下がつてはいるというふうに書いてあるんですが、新たに刑務所に入所する者の三〇%以上が覚せい剤取締法違反です。しかも、受刑した方の二年以内の再入率は高くなっています。この二つの分野でです。

高いと感じていらっしゃる国民の方も多くいらっしゃいます。どうしてこんなところで覚醒剤の事件がと思うようなことがございました。経産省の職員が相次いで覚せい剤取締法違反で逮捕され、お二人とも省内の机、デスクから、引き出しから覚醒剤や注射器が見付かったということです。

どうしてお役所のようなどころで覚醒剤が見付かるのかと国民の方々は非常に驚いて、極めて異常な事態ではないかと思われるんですが、文科大臣はどのような再発防止に取り組んでいらっしゃいますでしょうか、お答えください。

○国務大臣(柴山昌彦君)　まず、一連の不祥事によつて国民の信頼を失つた文部科学省において、再びこうした行政に対する国民の信頼を失う事態を職員が引き起こしたことをおわび申し上げます。

文部科学省といたしましては、今おつしやった原因究明、捜査当局が行う捜査に全面的に協力をするとともに、この事態を深刻に受け止めまして、綱紀の肅正を徹底をし、再発防止と国民の信頼回復に向けて全力を挙げてまいります。あわせて、管理職による全職員への面談、メンタル制度の更なる充実、心身の健康保持のための研修の充実、カウンセラーなどの外部専門家の配置の充実など、職員の抱えている公私を問わない

悩みなどの相談を受ける体制の抜本的な強化によつて、職員が心身共に健康な状態で職務に専念できるようこゝでまへりこゝへ考へております。

○石井苗子君 経産者の方は、ストレスのために  
 庁舎内で覚醒剤を使っていたと、トイレなどでと  
 いうことで、非常に不衛生だったわけですが、極

めて異例なことでしょうが、経産大臣はどのよう  
に再発防止を。  
○國務大臣世耕弘成君　経産省の職員が、五月  
二十四日、覚せい剤取締法違反、輸入と使用に  
よつて起訴をされたたということは誠に遺憾であり  
まして、おわびを申し上げたいと思つています。  
この職員については、五月三十一日付けで懲戒  
免職処分といたしました。あわせて、今回、経産

省の職員がこのような事態に至つたことを極めて重く受け止めまして、事務方のトップである事務次官について訓告処分いたしました。

また、独自調査も経産省として、もう本人も起訴されまして身柄も保釈をされておりますので、経産省として独自の調査を行いました。この職員に直接確認を行いまして、本人から覚醒剤の輸入及び使用を認める書面も提出をされました。また、上司等に対してもヒアリング調査を行いましたけれども、この職員は、数年前からうつ病で、病気休暇を取得するところが多く、接触の機会が少なかつたわけですから、出勤をしていた日においては特に変わった様子や言動を感じることはできなかつたということであります。また、トイレや休憩などの離席についても、一般的な職員と同様で、この職員だけが何か頻繁に行つているとか何か変わつた雰囲気で行つてはいるというようなことはなかつたという結果が出ているわけであります。

いずれにせよ、このようなことはもうそもそもやってはいけないというのは当たり前のことでありますので、こういった事が生じることがないように、省内の会議などを通じて法令遵守の徹底を図るなど、職員の服務規律の遵守について引き続き徹底をしていきたいというふうに思います。ストレスという話が出ましたが、経産省の中で

は私も先頭に立つて働き方改革を進めています。国会対応業務の合理化とかいろんなことをやつてきております。平成二十八年度から、職員に対する年一回のストレスチェック制度というのも導入、実施をしてきて、健康の保持増進のための体制を整備してきました。

また、今年の四月からは、長時間の残業をやつている職員については、毎月健康状態に関する質問票を送って、その回答に応じて健康管理医による面接指導など、個別に必要な対策を講じる体制を整備してきています。

こうした取組をしっかりと行って、二度とこういうことが起らぬないように努めてまいりたいと思つております。

○石井苗子君 じわじわと忍び寄る覚醒剤の犯罪の恐怖というのをこんなところでもというふうに思われている国民の方が多いと先ほど申し上げましたけれども、私は病院で勤めておりますけれども、年に一回のストレスチェックテストというのは全く意味がございませんで、ストレスというのは人間の体温のようなもので、今日のストレス、一か月のストレス、三か月のストレスの変移と見ていかなければいけなくて、それは周りが知つておくことではなくて本人が知らなきやいけないことでございます。

つまり、テストを拒否することもできるようなストレスチェックではなくて、職員のストレスが、職員たちが把握しているかということをまず普及して、そこから対策を立てていかなければならないということを申し上げて、次の質問。

政府は、平成二十六年に犯罪対策閣僚会議というのを開きました。「犯罪に戻らない・戻さない立ち直りをみんなで支える明るい社会へ」と宣言をしていらっしゃいます。「立ち直りをみんなで支える明るい社会」の「みんな」とは何でしょか。これ、どんな人がみんなの中にまだ入っていないのかというのを考えていかなければならぬと思いますが、私は、セラピスト、治療者というのがみんなの中にまだ少ないのでないかと思つております。覚醒剤等の場合は犯罪者で

あると同時に薬物依存症であることが多いのですか、犯罪に戻らない・戻さないという点の、それが、犯罪防止がどのように行われているかという点につきまして厚生労働省にお伺いします。

日本で行われている薬物依存症の治療法、どのようなもので、効果があるか、専門的なことは要りますか。

○政府参考人(橋本泰宏君) お答え申し上げます。

薬物依存症は、適切な治療と支援によつて薬物を使わない生活、いわゆる回復ということは可能でございます。薬物依存症から回復するためにには、家族や支援者の協力を得ながら、患者本人に合った治療や支援を実施していくことが重要でございます。

そのため、患者が適切な医療、支援につながることができるよう、依存症に関する相談体制や医療体制の整備や推進等をしているところでございまして、現在我が国で行われている治療法といふふうに考えております。

○石井苗子君 認知行動療法といふのは薬物依存症だけに使われる治療法ではないのでありますて、なかなか薬物依存症というのは回復できないのではないかと思っていらっしゃる方が多いのですが、それでも、短くて五年、長い方は十年、またそれ以上も掛かるという方がいらっしゃいます。

○石井苗子君 お答えいたします。

平成三十一年四月一日時点では、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で実際に雇用していた者の数を平成二十六年同日時点の四百七十二社の約二倍である九百四十五社に残念ながらとどまっている状況でございます。

そこで、対策をいたしまして、本年二月から三月に、刑務所出所者等の雇用促進について御理解をいたくための広報啓発活動の一環として、私自らが経済三団体のトップと直接お会いし、御協力を求めたところでございます。

また、昨年度実施した協力雇用主に対するアンケート調査によれば、雇用が伸び悩んでいる背景には、例えま、まあ遺憾ながら、保護観察所から

症センターになつております国立精神・神経医療研究センターの方に問い合わせてみたんです。が、依存症の治療で電気療法を用いる例というのはなかなか海外でもないのでつきまして厚生労働省にお伺いします。

日本で行われている薬物依存症の治療法、どのよつたとお願いしたんですけれども、電気療法がないかということだというお答えだけでしたけれども、やはり治療法ということをよく考えて再犯防止の対策を考えていく必要があると思うんです

が、再犯防止のその核ですけれども、出所者にまず居場所と出番と支援と、この三つが核なんですけれども、そこでお伺いします。

立ち直りをみんなで支える明るい社会へといふところに戻りますが、政府は、二〇二〇年までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数を平成二十六年の三倍にするという数値目標を立てました。達成状況、いかがでしょうか。法務大臣にお伺いします。

○国務大臣(山下貴司君) お答えいたします。

平成三十一年四月一日時点では、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で実際に雇用していた者の数を平成二十六年同日時点の四百七十二社の約二倍である九百四十五社に残念ながらとどまっている状況でございます。

そこで、対策をいたしまして、本年二月から三月に、刑務所出所者等の雇用促進について御理解をいたくための広報啓発活動の一環として、私自らが経済三団体のトップと直接お会いし、御協力を求めたところでございます。

また、昨年度実施した協力雇用主に対するアンケート調査によれば、雇用が伸び悩んでいる背景には、例えま、まあ遺憾ながら、保護観察所から

續のいまだない協力雇用主に對して重点的に求人提出の働きかけを行ななどして、再犯防止推進計画に盛り込まれている取組を着実に実施しながら、政府目標の達成のため全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○石井苗子君 その雇用数の登録は増えているんですね。

アメリカの例を一つ探してみてくださいとお願いしたんですけど、電気療法がなかなか雇用してもらえないというのではなくか海外でもないのです

が、犯罪に戻らない・戻さないといふうなことでございました。

○石井苗子君 その雇用数の登録は増えているんですね。

症センターになつております国立精神・神経医療研究センターの方に問い合わせてみたんです。が、依存症の治療で電気療法を用いる例といふうなことは要りますか。

日本で行われている薬物依存症の治療法、どのよつたとお願いしたんですが、電気療法がないかとお尋ねです。

今後、このような協力雇用主に対する支援制度があることが明らかとなりました。

今後、このように協力雇用主に対する支援制度が見込まれるのではないかと期待しているところでございます。

法務省では、刑務所出所後に帰るべき場所がな

い者について、民間が運営する更生保護施設や自立準備ホームに保護の委託を行っているところでございますが、これら施設等における受入れを促進するなどして、引き続き、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の減少を図つてまいりたいと考えております。

○石井苗子君 そうなんですよね。国の取組方として、民間でお食事なんかも作つていただけるという施設に、全国、都道府県に今一か所以上あります年間で約八千人の委託をしているということなんですが、平成二十三年度からN.P.O法人で宿泊設備を持つてゐる民間のところなんですが、この設備を持つてゐる民間のところなんですが、この平成三十一年の四月一日で四百十一あつたんですけれども、これ全国にどのように分布しておりますか、四百十一。これ、この間は分からないとおっしゃつたんですけれども、お分かりになりますでしょうか。

○政府参考人(今福章一君) 各県に一つずつ以上は自立準備ホームは今登録されております。全てを読み上げるのはちょっと恐縮でござりますので、多いところで、一番多いところは福岡の二十七などとなってござります。

以上です。

○石井苗子君 これ、是非増やしていくいただきたいと思います。居場所と出番と支援という意味で犯罪防止推進の中に入れていくいただきたいんですが。

資料の中に五つの基本方針というものが真ん中になります。犯罪被害者の存在を十分に認識し、③のところです、犯罪を犯した者に犯罪の責任や被害者の心情を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施と、ここに書いてあります。③が。しかし、四八・七%の再犯率ということは、これ平成二十九年でございますから、いかに被害者の心情を理解するということが難しいかというこの表れだと私は思うんですが、どのようにして犯罪被害者の心情を理解させていますか。法務大臣、お答えください。

○国務大臣(山下貴司君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、再犯防止のためには、被

害者の心情をその罪を犯した者にもしっかりと理解させる、そして更生を促すことが極めて大事でございまして、この再犯防止推進計画にも盛り込んでおりますように、我々も全力で努めているところでございます。

まず、矯正施設におきましては、被害者の命を奪い、またその身体に重大な被害をもたらす犯罪を犯し、被害者やその遺族等に対する謝罪や賠償等について特に考えさせる必要がある者に対し、被害者の視点を取り入れた教育を全施設で実施しております。これは、このプログラムは、犯した罪の大きさ、被害者やその遺族等の心情等を認識させ、被害者等に誠意を持つて対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせることを目標として実施しております。

指導方法は、例えは具体的に言えば、被害者や御遺族の方の手記や視聴覚教材等を活用した指導やグループワークのほか、被害者やその遺族等の方々の心情や苦しみ、実情等を受刑者等に理解させるため、被害者や御遺族の方々、犯罪被害者支援団体のメンバーなどをゲストスピーカーとして施設に招き、講話を実施していくなどところでございます。

今後とも、犯罪被害者団体等の皆様の御協力を得て、新たな被害者を生むことのないよう、指導内容、方法の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

○石井苗子君 ありがとうございました。

一番最初に、私は、セラピストをもう少し予算を割いて考えていつて犯罪の再犯防止を推進計画の中に入れるべきじゃないかと申し上げたんですけど、どのような人が、犯罪を犯した人がその犯したことの責任の重さというのを感じることができるということなんですか? 私はワシントン州立刑務所の教説師の家にずっと住んでおりまして、そこでボランティア活動で刑務所に何度も行つたことがあります。

驚いたことがあります。いかにその犯した犯罪の罪の重さがという教育がここでよくやつていらっしゃるのは分かるんですが、私が驚いたの

は、自分はなぜ犯罪を起こす気持ちになるのか、何についてどこが一番弱いのかということを、セラピストや心理学者が来て、人間の中の犯罪に手を伸ばしたがるその要因というものをレクチャーやしていくといふ中で、もちろん囚人の方が聞いていらっしゃるんですけども、その職員の方と何か警備の方までずっと聞いていらっしゃるわけですね。犯罪に手を染めてしまふ自分の中にある危うさというのはどこにあるかというのが各々が全部知っている、学んでいるという姿勢、これは今までとは全然違うやり方だつたんですね。自分も誰しも何かのきっかけで犯罪を犯すかもしれない危険を人間はまぶして生きているのだというようなセラピーなんですね。それが、自分はどの時点で何について弱いのかというのが分かつて派出所していかないと、また世の中の中でいかに出番や居場所や支援をもらつても、自分は何に弱いのか、さつきのストレスもそうですが、何のストレスにも弱いんだということを知つて学んで出ていくと、いう教育をするんです。

その意味において、どのような人が心理療法を行つてゐるのかというのを、現在の日本ではどのような方が心理療法を行つてゐるか、大臣、御存じの方でいらっしゃいますか。どなたか御存じの方。

○政府参考人(名執雅子君) 刑事施設において主に改善指導を担当している職員といたしましては、教育専門官二百八十一名を令和元年度は配置しております。また、臨床心理士等の資格を有する処遇カウンセラーも非常勤の指導者として関与しております。また、調査専門官として公認心理師等の資格を持つてゐる者も二百十六名、刑事施設の職員や臨床カウンセラーがやつてゐるといふ設に置いております。

○石井苗子君 公認心理師というのは去年合格された方ですよね。そうなんですかれども、実に、これはもう毎年試験をやつて、どんどんそういうとの専門家をつくつて、大臣がお決めになつたことだと思いますし、私がお伺いしたところだと、刑事施設の職員や臨床カウンセラーがやつてゐるといふ

ことなんですね。非常におつらい仕事を一生懸命していらっしゃると思うんですが、心を痛めるとということはどういうことか、被害者の命を奪うというのはどういうことかを学ばせている。謝罪の場所について考えるとか、必要がある場合は被害者の視点を取り入れた学習をするということ、ちょっと私が申し上げていることは、視点が今までだと再犯率四八・七%というのは下がってこないと思うんです。

最後に、時間になりましたので、質問させていただきますが、今後予算をどこに付けていくかということなんですかとも、法務省にお聞きいたしましたが、再犯防止教育についてお伺いします。でも、犯罪と向き合うカリキュラムを作つて実施しているメンバーは、刑事施設の職員が中心となりグループワークをやつたり、民間協力、例えばダルクのようなものを通して実施を行つたりしているということで、大変な努力をしているんですけど、なかなか進まない、心理療法は進まないんだということなんですね。再犯防止の推進はどのようにしていらっしゃるのですかと言つても明確なお答えがない。努力をしているんですけど、なかなかすべが分からぬといふことがありますね。

ですから、これは、例えば覚醒剤の治療の専門家というのはどういう人が選抜されて、どういうふうに全体を把握しているのかといふことも踏まえて……

○委員長(石井みどり君) 時間を超過しておりますので、発言をおまとめください。

○石井苗子君 時間が来ました。この後、どういうふうに予算を付けていくかなどかとすることを考えていっていただきたいと思います。

○委員長(石井みどり君) 他に御発言もないようですから、平成二十九年度決算外二件の本日の質疑はこの程度といたします。

○予備費二件につきましては、質疑を終局したも

のと認めて御異議「わいこませんか」。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石井みどり君) 御異議ないと認めます。

速記を止めてしまふ。

〔速記中止〕

○委員長(石井みどり君) 速記を超してくだらぬ。

より予備費二件を一括して討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○仁比聰平君 私は、日本共産党を代表して、二つめの理由の第一は、建設アスベスト訴訟の証務費の支出の問題です。

建設アスベスト訴訟は、二〇〇八年に首都圏で約四百人が提訴したのを皮切りに、全国で次々新たな集団提訴が行われました。二〇一一年に東京地裁判決で国の責任が断じられ、原告が勝訴いたしました。しかし、国は、責任を認め謝罪するにもなく、早期解決に応じることもなく、原告が求める補償基金による救済制度をつくるとともになく「控訴」、さらに上告し、今日に至るまで裁判を争い続けております。その間に多くの原告が、解決を見ることなく中皮腫、肺がんなどで命を落としております。既に高裁判決も含め十度連続で国の責任が断じられており、国は、訴訟で争い続けるのはやめ、早期解決を図るべきであります。

反対理由の第二は、米軍横田基地騒音訴訟の証務費の支出の問題です。

横田基地周辺の住民は、飛行差止めと騒音被害の賠償を求め、繰り返し裁判を闘ってきました。累次の判決も、横田基地の騒音は違法状態であるとして、繰り返し国に賠償を命じてきました。国がやるべきは、訴訟して争うことではなく、騒音が違法状態であることを認め、違法な騒音をせめ散らす米軍機の飛行を差止めることです。

昨年のオスプレイの配備により横田基地の周辺

の騒音は大きく増加し、昨年度は二〇〇四年以来

の騒音回数を記録しています。

（風間直樹委員資料）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石井みどり君) 御異議ないと認めます。

以上の理由から、二〇一七年度予備費は承諾できません。

○委員長(石井みどり君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議「わいこませんか」。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石井みどり君) 御異議ないと認めます。

○委員長(石井みどり君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議「わいこませんか」。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石井みどり君) 御異議ないと認めます。

○委員長(石井みどり君) 以上二件を一括して採決を行います。

平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)、平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使

用調書(その2)、以上二件を一括して採決を行います。

〔賛成者起立〕

○委員長(石井みどり君) 多数と認めます。ふたつめの件は多數をもつて承諾を仰ぐべきものと議決するふたつに賛成の方の起立を願ふます。

〔賛成者起立〕

○委員長(石井みどり君) 多数と認めます。ふたつめの件は多數をもつて承諾を仰ぐべきものと議決するふたつに賛成の方の起立を願ふます。

（人事院の調査）  
第十七条 人事院又はその指名する者は、人事院の所掌する人事行政に関する事項に關し調査することができる。

2 人事院又は前項の規定により指名された者は、同項の調査に關し必要があるときは、個人を聽聞し、又調査すべき事項に關係があると認められる書類若しくはその写し提出を求めることができる。

3 人事院は、第1項の調査に關し必要があると認めるときは、当該調査の対象である職員に出頭を命ぜて質問し、又は同項の規定により指名された者に當該職員の勤務する場所に立ち入りらせ、

4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す證明書を携帯し、關係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

会計検査院法改正案・骨子

（風間直樹委員資料）

「衆議院会計検査院」創設の際には、「参議院人事行政監視院」との並びで、次のような法改正が必要である。

・会計検査院の検査官は、人格高潔で行政の民主的な運営に理解があり、かつ、会計検査官に與有する者の中から、衆議院議長が衆議院の承認を得て任命する。

・会計検査院の検査官は、常に主権者国民に対して法を誠実に執行するとの觀点から、中立公正な立場で独立して職權を行つ。

・会計検査院の検査官は、人格高潔で行政の民主的な運営に理解があり、かつ、会計検査官に與有する者の中から、衆議院議長が衆議院の承認を得て任命する。

（参考版）  
（人事院の調査）  
第十七条 人事院又はその指名する者は、人事院の所掌する人事行政に関する事項に關し調査する

ことができる。

2 人事院又は前項の規定により指名された者は、同項の調査に關し必要があるときは、個人を聽

聞し、又調査すべき事項に關係があると認められる書類若しくはその写し提出を求めることが可

能である。

3 人事院は、第1項の調査に關し必要があると認めるときは、当該調査の対象である職員に出頭

を命ぜて質問し、又は同項の規定により指名された者に當該職員の勤務する場所に立ち入りさせ、

4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す證明書を携帯し、關係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

令和元年6月3日 参議院決算委員会  
立憲民主党・民友会・希望の会 風間直樹  
出席：風間直樹事務所作成資料

## 「参議院人事行政監視院」のポイント

・人事行政監視院は、国権の最高機関である国会が行政を恒常的に監視する活動に資するため、不正不当行為及び国損の防止並びに公務員の規律の保持に關し、各行政機関と機関等の業務の実施状況等の調査（以下「行政監視調査」という。）を行う機関として、参議院に置く。

・人事行政監視院は、議院の命を受けて、行政監視調査を行うとともに、各行政機関等の業務に関する苦情及び公益通報の受理を行ふ。

・人事行政監視院は、行政監視調査を行うため必要な範囲において、各行政機関等の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は實地に調査することができる。（※）

・人事行政監視院は、毎年、議院に対し、業務の状況を報告するとともに、報告を公表なければならない。

・人事行政監視院長は、人格が高潔で行政の民主的かつ能率的な運営に關し優れた識見を有する者の中から、参議院議長が参議院の承認を得て任命する。

・人事行政監視院長は、常に主権者国民に対して法を誠実に執行するとの觀点から、中立公正な立場で独立して職權を行う。

・人事行政監視院は、職務の中立公正を確保するため、公共の利益の實現に盡意のある者を独自に採用し、専門の知識を有する職員を育成するとともに、定年制の実施を徹底し、関係法人等への職員の再就職を認めない人事制度を確立しなければならない。

（※）国家公務員法第17条の人事院の調査権限を移管、対象範囲を拡大して規定する。

（人事院の調査）

第17条 人事院又はその指名する者は、人事院の所掌する人事行政に關する事項に關し調査することができる。

2 人事院又は前項の規定により指名された者は、同項の調査に關し必要があるときは、証人を鑑問し、又陳述すべき事項に關係があると認められる書類若しくはその写の提出を求めることがで  
きる。

3 人事院は、第一項の調査に關し必要があると認めるときは、当該調査の対象である職員に出頭を命ぜ、又は同項の規定により指名された者に、当該職員の勤務する場所に立ち入らせ、  
並種書類その他必要な物件を検査させ、又は、その身分を示す證明書を拂捧し、關係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 前項の規定により立入検査を受ける者は、又は、その身分を示す證明書を拂捧し、關係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

## 「参議院人事行政監視院+衆議院会計検査院」構想

・行政監視は国民主権の民主主義国家において不可欠な議会の重要な機能であり、行政監視システムは本来国会中心に構築されるべきである。

・人事院と総務省の調査機能、会計検査院の検査機能は、行政の中立公正の確保のために不可欠で、第三者的な行政監視の意味もあることから、国会中心の行政監視システムに組み込むことが合理的である。

・3機関の機能を国会に移すことにより、超党派で機関の働きぶりを宣張ることが可能になり、天下りによる機能不全の問題は解消する。

・二院制に基づき衆参両院の特徴を反映した仕組みとして、参議院は「組織と人事」、衆議院は「金」に着目した行政監視を行うこととする。

●参議院人事行政監視院

・参議院と総務省行政評価局の調査機能を参議院に移管し、「参議院人事行政監視院」を創設する。

・我が国行政の問題の本質は、組織と人事（官僚機構の在り方）、特にキャリアシステムによる省庁割拠主義（縦割り行政）と天下りにある。人事院と総務省行政評価局の調査機能を参議院に移管することで、行政の組織と人事に対する国会の監視機能を飛躍的に高めることができる。

・参議院は短期的な予算・決算の問題（=税金の使い方）ではなく、長期的な行政の組織と人事の問題に重点を置いた審議を行うことが合理的である。

●衆議院会計検査院

・会計検査院の検査機能を衆議院に移管し、「衆議院会計検査院」を創設する。

・会計検査院は、予算議決に關して優越する衆議院に置くことが合理的である。

・決算審査は、予算審査のファイードバックであり、本来予算審査とリンクして行うべきである。

※この制度改正は憲法改正を要しない。

五月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、平成二十九年度一般会計予備費使用総調書  
及び各省各所所管使用調書(その1)(第百九  
十六回国会提出、衆議院継続審査)
- 一、平成二十九年度一般会計予備費使用総調書  
及び各省各所所管使用調書(その2)(第百九  
十六回国会提出、衆議院継続審査)



令和元年六月二十四日印刷

令和元年六月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

F